

平成20年度
南丹市総合振興計画実施計画
(平成20年度～平成22年度)

南 丹 市

目 次

1. 実施計画の構成について

- 計画策定の趣旨 1
- 計画の期間 1
- 計画策定の考え方 1

2. 実施事業一覧表

- 施策の体系と実施事業一覧 2

3. 個別事業計画書

- 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る 34
- 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る 115
- 第3章 人・物・情報を高度につなげる 190
- 第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く 210

1. 実施計画の構成について

■ 計画策定の趣旨

南丹市総合振興計画『実施計画』は、基本構想に示した本市の将来イメージ「森・里・街がきらめく ふるさと南丹市」を実現するため、将来にわたる財政の見通しや行政改革推進の視点に立ち、基本計画で定めた施策の方針に基づいて実施する事業について、その具体的な内容や事業費等の計画をお示しするものです。

■ 計画の期間

実施計画の期間は、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間とします。

なお、計画は社会情勢の変化や行財政状況等の動向に迅速に対応し、現実と調和したものとするため、毎年度の改定を行うローリング方式を採用した短期計画としています。

■ 計画策定の考え方

- ▶ 実施計画は、総合振興計画「基本計画」の 4 つの「章」と「節」、「施策の方針」に位置づけて重点的に行う事業として取りまとめて掲載しています。なお、今計画期間内に優先かつ重点的に実施すべき分野の主要事業の計画が明らかでない場合は、施策の方針の位置づけに示していない場合もあります。
- ▶ 事業実施期間については、実施期間が明確な事業についてはその期間を記入していますが、継続的な事業に関しては実施計画の計画期間である平成 22 年度までを事業実施期間として記入しています。
- ▶ 事業費については、「おおむねどれくらいの規模の事業であるのか」「1 年で終わる事業なのか、数年間係る事業なのか」「事業費は増えていくものか、減っていくものか、年次的にどのような推移が見込まれるのか」といった事業の性格をお示しするものであり、各事業の毎年度の実施は経済状況、財政状況などを考慮して、予算作成時には改めて検討がされるものです。

2. 実施事業一覧表

■施策の体系と実施事業一覧■

--第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る--

1. 安心して子育てできるまちをめざす

(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり

実施事業名	事業概要	実施期間
■ ファミリーサポートセンター事業	地域のなかで子育てを手助けしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）を募集し、会員同士で地域で援助活動を行う。 サポートセンターを開設し、援助活動の支援を行う。	20～22
■ わくわくふれあい育成事業	・家庭教育に関する学習機会の提供や父親の家庭教育への参画を促進する。また、市内各学校において家庭教育学級を実施する。 ・休日や長期休暇中に広く交流する中で様々な体験ができる機会を提供する。	20～22
■ 子育てすこやかセンター事業	就学前児童とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成、さらには保健師や学校等と連携し地域子育てセンターを各地域に設置するなど、子育ての楽しさや喜びの輪を広げる活動を推進する。	20～22
■ 母子生活支援事業	母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申込みにより母子を母子生活支援施設（母子寮等）に入所させる。 ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。	20～22

(2) 子育て世帯への経済的支援の推進

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 子育て支援医療費助成事業	乳幼児及び児童生徒が医療機関でかかった医療費のうちの一部を助成することにより、子育て世帯の経済負担を軽減する。	20～22
■ 子育て手当支給事業	子どもの出生を祝い、乳幼児期のすこやかな成長を支援するため、南丹市子宝条例等により各種祝いや手当てを支給する。	20～22
■ 児童扶養手当支給事業	18歳までの児童の母等に対して、児童扶養手当を支給する。（所得制限により支給額に制限がある。）	20～22
■ 不妊治療給付事業	不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成する。	20～22
■ 母子医療費支給事業	母子等が医療機関でかかった医療費を給付する。	20～22

第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る

(3) 多様な保育の推進	実施事業名	事業概要	実施期間
	■保育所運営事業	概ね平日 8:30~16:30 の平常保育をはじめ、近年保護者要望が多い早朝保育、延長保育、土曜集合保育、障害児保育等の安定的な保育所運営を行い、児童の健全な育成と保護者の就労支援を行う。	20~22
(4) 就学前教育の充実化	実施事業名	事業概要	実施期間
	■すこやか学園	就園前の幼児に遊びの場と遊びの友達を提供する。 懇談会・講習会等、保護者同士の学び合い・育ち合う場を提供する。 親の子育ての悩みについて相談に応じる。	20~22
	■幼稚園教育の推進	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。 また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。	20~22
(5) 放課後の子どもの育成の場作り	実施事業名	事業概要	実施期間
	■安心・安全の居場所づくり事業	・環境活動や共同作業等の実施。 ・平日の授業終了後や長期休暇等における生活の場の確保。	20~22
(6) 多様な支援の一体的な推進	実施事業名	事業概要	実施期間
	■育児支援事業	子育て中の親子支援のため、保健師・栄養士等による子育て相談、離乳食教室を実施する。 子育てに悩む親子や発達発育が気になる乳幼児に対して、医師・言語聴覚士・心理士等専門職による個別相談事業、小集団での遊びの教室を行う。	20~22
	■地域子育て支援事業	子育て世代の親の病気や出産による子育てサポートの派遣や、子育て世代、市民や関係団体を対象とした子育てフォーラムの開催など。	20~22

2. 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる

(1) 学校規模の適正化

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 学校規模適正化検討事業	より良い教育環境での学びを第一に、現在直面する学校教育や子どもたちを取り巻く地域課題を関係者と共有し、子どもたちが生き生きと切磋琢磨し、すこやかに育んでいける教育環境の整備充実を目指す。関係者との懇談等、協議・調整を図りながら、学校規模の適正化や適正配置についての検討を行う。	20～22

(2) 学校教育の充実

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 学校図書館指導員設置事業	全ての学校図書館に指導員を配置し、図書管理及び貸出し支援、教材選定支援を行う。	20～22
■ 学力充実・少人数指導事業	学力向上と少人数教育を行うための講師を配置し、基礎学力の定着と、きめ細やかな指導が行えるようにする。	20～22
■ 教育研究委託事業	市内小・中学校の創意工夫により、以下の事業を対象とした研究事業を実施する。 ①卓越性を目指す「特色ある学校づくりに関するもの」 ②学力向上を図る「基礎学力向上に関するもの」 ③人権教育の推進を図る「人権教育に関するもの」 また、本市の重点施策である「英語活動」に係る後方支援を行う。	20～22
■ 国際理解教育の充実	外国語指導助手（ALT）を配置し、市内各小・中学校において日本人教員とともに児童生徒に対して英語活動・英語教育の指導を行う。 また、市内に在住する社会人を対象にした英会話教室の講師としても派遣し、国際理解の推進を図る。	20～22
■ 山村留学事業	南丹市美山山村留学センター（四季の里）を核とし、都市の児童を対象として、異なる環境で育ち教育を受けた児童がともに共同生活を送ることにより、視野を広げ刺激しあい、切磋琢磨しながら自然環境の知識を深め、新しい感覚や考え方をお互いに学びあい、友情を育むことによって青少年の健全な育成を図る。	20～22
■ 小・中学校教育振興事業	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくり条件整備の推進を積極的に図る。	20～22
■ 小・中学校通級指導教室事業	小・中学校において通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対し、その障がいに応じ、週に数回の特別指導を実施。また、特別支援教育を必要とする園児・児童・生徒にかかる教育相談・発達検査を実施。	20～22
■ 特別支援教育支援員配置事業	学校教育法施行令第5条に定める認定就学者をはじめ、様々な障がいのある児童生徒が在学しており、特に通常の学級においては、発達障がいを含む障がいのある児童生徒が在籍している現状がある。このような状況を踏まえ、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う特別支援教育支援員の配置を行う。	20～22

第 1 章 生涯充実して暮らせる都市を創る

(3) 学習施設と設備の整備	実施事業名	事業概要	実施期間
	■教育施設整備事業	安心・安全の学校づくりのため必要な修繕や改修、耐震補強等の工事を行い、教育施設における良好な教育環境整備を図るため、教育施設整備事業を実施する。	20～22
(4) 通学支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	■通学対策事業	遠距離通学のため、バス・J R 電車等を利用する児童生徒の定期券代について、一定額を超えた分を補助する。	20～22
(5) 保育所・幼稚園・小中学校の連携強化	実施事業名	事業概要	実施期間
	■保・幼・小・中学校連携事業	保育所・幼稚園・小・中学校保護者及び教職員を対象とした講演会の実施。 保育所・幼稚園・小学校職員の連絡会を持ち、課題を共有する。 小学校教員の保育参観、幼稚園・保育所職員の小学校授業参観の実施。 学校行事への園児の招待。	20～22

3. 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる

3. 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる	(1) 生涯学習拠点施設の充実	実施事業名	事業概要	実施期間
		■いきいき講座開設事業	各種講座・講演会・研修会等の企画・運営。	20～22
	(2) 生涯学習推進組織の育成強化	実施事業名	事業概要	実施期間
		■社会教育関係団体支援・育成事業	南丹市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。	20～22
	(3) スポーツ・レクリエーション施設の充実	実施事業名	事業概要	実施期間
■体育施設利用促進事業		市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため市立社会体育施設を設置・管理する。	20～22	
(4) スポーツ・レクリエーション活動の振興	実施事業名	事業概要	実施期間	
	■いきいき健康事業 ・生涯スポーツ振興事業 ・青少年スポーツ育成事業	スポーツに親しむことによって市民の暮らしに活力や潤いを与え、健康増進にも寄与する。 スポーツ振興を通じた子どもの体力向上は必要不可欠であり、そのための各種事業を実施する。	20～22	
(5) 文化芸術の振興	実施事業名	事業概要	実施期間	
	■国民文化祭推進事業	「工芸」というものづくりに視点をあて、市内で活躍されている工芸家や文化団体、個人がそれぞれ取り組まれている活動を紹介する催しを開催するなど、市民レベルによる国民文化祭の開催に向けた取り組みを進めるとともに、「ものづくりのまち南丹市」を市内外へアピールする。	20～22	
	■青少年活動事業 (ヒートフェスティバル)	市内の小学校で学習している和太鼓サークル等が一堂に会し、日頃の練習の成果発表することにより、学校同士の連携や子どもたち等の交流を図る。 和太鼓の発表会	20～22	
		■文化祭事業	文化活動の振興と各種文化団体の育成並びに郷土文化の向上を目指し、文化協会とともに文化祭を実施する。	20～22

4. 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する

(1) 市民の健康づくりへの支援

実施事業名	事業概要	実施期間
■健康づくり推進事業 ・各種がん検診 ・健康づくり推進事業 ・健康増進事業 ・国民健康保険健康推進事業 ・生活習慣病予防健診	命に係わる心臓病や脳卒中の予防目的に、メタボリック症候群に着目した健診（市民健診・人間ドック）を実施し、その結果に基づいて生活習慣改善のための予防事業（保健指導・健康教育・健康相談・訪問等）を実施する。また、がん等の病気の早期発見、早期治療を目的に各がん検診を実施し、生涯通じて、住民自ら健康づくりを推進できるように支援する。	20～22
■母子保健事業	妊娠時に、母子健康手帳を発行し妊婦健康診査の無料券を配付、牛乳を支給する。（牛乳の支給は所得制限がある）母親教室を開催する。 出生後は、こんにちは赤ちゃん訪問を全出生児を対象に行い、必要に応じて保健師・栄養士等が経過訪問を実施する。乳幼児の健康診査を実施する。	20～22
■老人医療費支給事業	所得税非課税世帯等低所得世帯に属する65歳～70歳未満者の医療費の一部を助成する。	20～22

(2) 地域医療の充実

実施事業名	事業概要	実施期間
■医療対策検討事業	南丹市医療対策審議会を開催し、地域医療確保対策について協議する。 ・救急医療の対策 ・府立医科大学等からの医師派遣による医師不足対策 ・地域医療ネットワーク	20～22
■地域医療・保健体制確保事業	・公設民営方式による医療機関の医療活動等への助成。 ・へき地、過疎地域等における南丹市美山林健センターや南丹市診療所の管理運営。	20～22

(3) 食育及び食の安全確保

実施事業名	事業概要	実施期間
■学校教育における食育の推進	各学校での安心で安全な学校給食の提供。 児童生徒（保護者）への「食」に関する指導。 給食関係者の衛生管理及び食育の推進。	20～22
■有機農業・地産地消推進事業	地域循環による有機農業や地産地消活動への支援を行う。	20～22

第 1 章 生涯充実して暮らせる都市を創る

(4) 若者定住へ 向けた住環境の 整備	実施事業名	事業概要	実施期間
	■住宅管理事業	既存住宅の適切な維持管理を進める。	20～22

(5) 高齢者が安 心して暮らせる 自立支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	■家族介護者等支援 事業	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、様々なテーマに基づいた介護教室や講演会等を開催するとともに参加者同士の交流を図る。 また、在宅において要介護4・5の高齢者の介護者で住民税非課税世帯を対象に、介護用品の購入費助成や寝たきり高齢者等の介護慰労金を支給する等の支援を行い、介護者の負担軽減を図る。	20～22
	■介護相談員派遣事 業	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。	20～22
	■介護予防活動支援 事業	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。	20～22
	■緊急通報体制等整 備事業	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。	20～22
	■高齢者等生活支援 事業	在宅の高齢者が住み慣れた地域での自立した生活を送れるよう、日常生活上の支援等を行う。	20～22
■地域包括支援セン ター事業	包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等）を一体的に実施する。	20～22	

第 1 章 生涯充実して暮らせる都市を創る

(6) 障がいのあ
る人が安心して
暮らせる自立支
援

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 共同作業所等支援事業	共同作業所等に助成を行い、共同作業所等の通所者への指導訓練、機能回復指導及び生活適応訓練等を推進する。	20～22
■ 障がい者医療助成事業 ・ 自立支援医療給付事業 ・ 重度心身障害老人健康管理事業 ・ 福祉医療費支給事業	障がいのある人に必要な医療を提供するとともに、医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。	20～22
■ 障がい者等生活支援事業 ・ 介護給付事業 ・ 訓練等給付事業 ・ 難病患者等居宅生活支援事業 ・ 日中一時支援事業・生活サポート事業	障がいのある人が、地域で安心して暮らせるよう、介護や訓練・補装具・日常生活支援等に必要なサービスを提供する。	20～22
■ 地域活動支援センター事業 ・ 相談支援事業 ・ 地域活動支援センター事業	障がいのある人等が地域の身近なところでいつでも通える場所を提供し、作業や社会交流等、障がいのある人の相談支援を行ない、自立と社会参加を支援する。	20～22
■ 発達支援センター運営事業	人とのかわりに不安のある子どもや心身の発達に遅れのある子どもとその保護者に対し、一人ひとりに適した相談・支援、療育等の支援を行い、地域で安心して生活が送れるよう支援する。	20～22

第 1 章 生涯充実して暮らせる都市を創る

(7) 高齢者・障がいのある人の社会参加の促進

実施事業名	事業概要	実施期間
■ シルバー人材センター活動支援事業	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している（財）南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。	20～22
■ 社会参加推進事業 ・ ガイドヘルパー派遣事業 ・ コミュニケーション支援事業 ・ 社会活動参加支援事業	屋外で移動が困難な障がいのある人の活動支援や、聴覚言語に障がいのある人のコミュニケーション支援を行ない、在宅で障がいのある人の社会参加を支援する。	20～22
■ 老人クラブ活動支援事業	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。	20～22

(8) 安心と支え合いの仕組みづくり

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 心配ごと相談事業	各地域に相談場所を設け、月 1 回相談事業を開催。 その他、弁護士による法律相談を行う。	20～22
■ 成年後見人制度利用支援事業	高齢者本人の判断能力が不十分で、経済的・身体的に支援が必要な場合、成年後見人により擁護する「成年後見人制度」について、必要に応じ法的支援を図る。	20～22
■ 地域福祉推進事業	小地域見守りネットワーク活動や各サロン活動を活性化し、平成 19 年度に作成した地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進を図るため、地域福祉の仕組みを構築する。また、安心安全な地域生活維持のため、民生委員・児童委員を地域福祉の担い手として位置づけ、役割を担っていただく。	20～22

5. ふるさとで働ける場をふやす

(1) 京都新光悦村の波及効果の拡大	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 京都新光悦村推進事業	京都府と連携し、進出企業等の交流を深める場を設け、意見等を集約する中で、地元雇用の拡大やコンセプト実現に向けた仕組みづくりを進めるとともに、会の組織化に向けて取り組みを行う。 京都府と連携し、伝統産業関係への広報を進めるとともに誘致を進めるため未分譲地等の管理を行う。	20～22
(2) 工業用地の整備と企業誘致の推進	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 企業支援事業	地域の活性化を図るため、企業が進出しやすい環境を整備するとともに雇用に関しても市内からの雇用を奨励支援する。	20～22
(3) 起業支援の推進	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 商工振興融資利子補給事業	創業の支援や中小商工業者の経営の安定化と近代化を図るため、南丹市商工会員が国民生活金融公庫の経営改善貸付資金または京都府制度融資資金の借入れをした場合、利子額の一部を補給する。	20～22

--第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る--

1. 豊かな緑と清流を守る

(1) 森林と河川

実施事業名	事業概要	実施期間
■河川維持事業	南丹市管理河川の浚渫や構造物の老朽化に伴う維持管理工事を行う。また、河川環境の美化に伴う除草等管理行為を地元の協力を得て推進する。	20～22
■森林整備事業	森林施業（植林・下刈・間伐・間伐材搬出・枝打・クマ剥ぎ被害防止）への助成を行い、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるための森林整備を推進する。	20～22
■森林整備地域活動支援交付金事業	森林施業計画の作成を通じた、計画的かつ適切な森林整備の推進を図る。 ・施業実施区域の明確化作業 ・歩道（作業道）の整備等	20～22
■森林病虫害等駆除事業	松くい虫防除事業の実施。 ・被害木伐倒処理・伐倒駆除・樹幹注入 カシノナガキクイムシ防除事業（広葉樹の枯損被害防止）の実施。	20～22
■水産環境整備事業	漁業協同組合が実施する清流を守る取り組みに対し支援を行う。	20～22

(2) 農地

実施事業名	事業概要	実施期間
■中山間地域等直接支払事業	農地の多面的機能を維持するため、特定農山村指定等内の農業振興地域農用地で1ha以上の纏まりがあるものに中山間地域等と平場地域との生産条件の格差是正の支援をする。	20～21
■農業関連計画事業	南丹市農業振興地域整備計画等の策定、見直し。	20～22
■農地・水・環境保全向上対策事業	農業者だけでなく非農業者を含めた幅広い活動組織を作り、農業施設の維持管理から自然や環境を守る地域活動を支援する。また環境にやさしい営農活動にも併せて支援する。	20～22
■農地整備促進事業	面的整備を含めた、土地改良施設の総合的な整備を行う。	20～22
■農地保有合理化事業	農地保有合理化法人が規模を縮小する農家や離農する農家などから農地を買い入れ、もしくは借り入れて、一時保有した後、一定要件を満たした担い手農家に売り渡し、もしくは貸し付けを行う。	20～22

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(3) 身近な緑や環境美化	実施事業名	事業概要	実施期間
	■環境監視事業	監視パトロールの実施、水質検査等による環境監視を行う。	20～22

(4) 環境保全の行動支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	■環境計画等策定推進事業	南丹市環境基本計画、地球温暖化対策推進計画等の策定及び環境関係諸計画の実行、推進を図る。	20～22
	■環境美化推進事業	環境美化推進委員会をはじめ、地域や市民との連携を図り、地域の環境美化及び衛生意識高揚のため、指導・啓発を行う。	20～22
	■京都モデルフォレスト運動推進事業	農山村の過疎化・高齢化等による管理不十分な放置森林を解消するため、森づくり活動への参加等を希望する企業・大学・団体等にフィールドを斡旋し、企業等から人や資金の支援を受けて、植林や下刈、間伐など新たな森林整備の方向を見い出していく。	20～22

(5) 景観保全のルールづくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■景観形成推進事業	多くの市民が誇りと感じている市域の優れた景観資産について、良好な形成と保全のための方針を具体化する市独自の景観条例や景観計画等を整備するとともに、市民とともに行う取り組みを検討する。	20～22

(6) 森・里・街の景観保全	実施事業名	事業概要	実施期間
	■かやぶき屋根保存修理事業	美しい町並みと集落景観を守るため、南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する。	20～22
	■絆の森整備事業	市有林内の森林整備（環境整備）下刈・除伐等の実施。	20～22

2. 資源が循環するまちをつくる

(1) 省資源・リサイクルと衛生環境

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 一般廃棄物清掃事業	一般廃棄物の適正処理を進めるため、指定ごみ袋等の販売、不燃物や不法投棄物の処理及び分別収集、ごみ減量化、不法投棄防止等の啓発を行う。	20～22
■ 環境衛生事業	環境事業に対する各種補助金（資源ごみ集団回収、生ごみ処理器購入、生ごみ収集庫設置）交付や、環境団体活動への支援を通して、ごみのリサイクルや減量化、地域の住み良い環境づくりを行う。	20～22

(2) 環境にやさしい暮らし

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 市役所資源節減事業	電気、水道、ガスなど資源の使用を削減するとともに、リサイクルの推進など資源の有効活用を推進する。	20～22

(3) エネルギーの有効活用

実施事業名	事業概要	実施期間
■ バイオマスの環づくり交付金事業	南丹市バイオマスタウン構想に基づき、液肥活用技術調査を実施し、液肥利用促進を図る。	20～21
■ 八木農業関連施設管理費	環境を考え、都市と農村の交流拠点として「氷室公園」、「氷室の郷」、「八木バイオエコロジーセンター」の維持・管理を行い、利活用を促進する。	20～22

(4) 上水道

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 上水道設備拡張事業	水道施設整備計画に基づき、水道配水管の新規布設等を行うことにより、災害に強い施設づくりを図る。	20～22
■ 水質検査事業	安全な水を望む声に応えられるよう、南丹市水質検査計画に基づき、上水道並びに簡易水道において水質検査の充実を図る。 また、貯水槽水道を使用している設置者や利用者に適切な指導を行い、管理意識の高揚を図る。	20～22
■ 水道設備維持事業	浄水場並びに配水設備等の点検及び改修を行うことにより、上水道並びに簡易水道においてより効率的な水運用と、災害に強い施設づくりを図る。	20～22
■ 水道設備改良事業	災害に強い施設づくりや、飲料水の安定した供給を目指して、送配水管等の耐震化や老朽管の更新を図る。	20～22

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(5) 下水道	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 下水道建設事業	市民の衛生的で快適な暮らしを確保し、また環境を保全するため、公共下水道事業並びに特定環境保全公共下水道事業を実施する。	20～22
	■ 下水道施設管理事業	下水道施設の適正な維持管理により、現有施設を良好な状態に保ち、長期間にわたる有効活用を図る。	20～22
	■ 合併処理浄化槽整備推進事業 ・ 合併処理浄化槽維持管理事業 ・ 合併処理浄化槽等設置整備事業	市民の衛生的で快適な暮らしを確保するとともに、市域の良好な環境を保全するために、合併処理浄化槽の設置や適正管理等を推進する。	20～22

3. 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる

(1) 南丹ブランド生産者等への支援

実施事業名	事業概要	実施期間
■京の水田農業総合対策事業	米作においては、環境や食味に配慮した水稻生産の推進と低コスト生産技術の普及を目的とした共同機械導入・実証事業に対し支援する。 水田を利用した小豆・黒大豆・地域対応作物においては、生産の推進と普及を目的とした共同機械導入・実証事業に対し支援する。	20～21
■京野菜等価格補填事業	京のふるさと産品協会に加盟し、指定野菜等の価格下落時には補填を行い農業者を支援する。	20～22
■京野菜等産地育成事業	京野菜（みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等）の栽培のための生産機材導入等に対し支援する。	20～22
■農業・農村活性化経営体づくり事業	農地や農作物、人材等の地域資源をうまく組み合わせ、地域と連携した農業経営力アップに繋がる活動を支援する。	20～22

(2) 南丹ブランドの販路拡大

実施事業名	事業概要	実施期間
■特産物販売促進事業	こだわりの地域農産物・加工品の有利販売できる施設、交流の拠点に道の駅「京都新光悦村」等を位置づけ、効果的な管理運営を行う。	20～22
■特別栽培認証制度推進事業	消費者ニーズに合わせた安全・安心な野菜づくりのための独自栽培基準によるブランド化によって、特色のある産地の形成を行う。その制度の普及活動、販売促進、HPの管理運営業務を行う。	20～22

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(3) 農業

実施事業名	事業概要	実施期間
■水田農業推進事業	H18年までの行政主導から、H22年以降の制度の過渡期(H19～H21)において、その準備期間として水田協議会に参画し、米の生産調整と産地づくりを支援する。	20～21
■畜産振興事業	府の補助を活用した畜産経営基盤及び施設整備支援。 市単独の畜産伝染病予防支援及び市内畜産経営地域間格差是正支援。	20～22
■土づくり事業	南丹市内で生産される堆肥等を南丹市内で有効に利用した、安心・安全な農産物の生産を振興する。	20～22
■農業委員会運営事業	農地の売買、貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域、集落での問題、課題の解決、農政に対する意見、要望などの実現に努める農政活動を行う。	20～22
■農業担い手支援事業 ・担い手育成事業 ・農業関係団体支援事業 ・農業制度資金利子助成事業 ・農業法人等規模拡大支援事業	農業の担い手不足、農地の不耕作地等の課題を解消するため、認定農業者、農業法人、農業関連団体等を支援する。	20～22

(4) 林業

実施事業名	事業概要	実施期間
■共済・担い手育成事業	林業労働者の福祉向上のため、次の事業により安定した社会保障を支援する。 ・林業労働者新共済事業（林業退職金掛金の助成を行う） ・緑の担い手育成対策事業（森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う）	20～22
■木材利用推進対策事業	地域産材の利用促進を目的に建築されたモデル住宅「美山木の家」の普及活動に伴う見学会・セミナーの開催等。	20～22
■林道・作業道事業	流域単位での森林整備を促進するため、森林管理道を開設する。 林業作業道の開設及び林道、作業道の維持修繕事業に対し、経費の一部を助成する。 市直轄林道の維持修繕を行う。	20～22

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(5) 野生鳥獣被害等への対策

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 捕獲獣利活用事業	有害鳥獣として捕獲されたシカを有効活用し、地域特産品としての普及・啓発活動に対し助成する。	20～22
■ 有害鳥獣捕獲対策事業	有害鳥獣直接捕獲対策として、市猟友会に捕獲を委託する。捕獲班員の確保のため、狩猟免許資格取得に係る経費の一部を助成する。	20～22
■ 有害鳥獣防除施設設置事業	農家組合等が事業主体となって取り組む有害鳥獣防除施設（電気柵・格子金網フェンス等）の設置に係る経費の一部を助成する。	20～22

4.

ひとを温かく迎える

(1) 観光ネットワーク

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 観光協会事業	観光地としての南丹市のレベルアップと知名度の向上を図り、観光ネットワーク体制を確立するため、市内の観光協会の運営及び事業実施を支援する。	20～22

(2) 観光施設及び周辺整備

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 観光施設改修事業	老朽化した観光施設の改修を行い、観光客の増加を図る。	20～22

(3) イベント運営

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 観光イベント振興事業	観光客の誘致を図るとともに市民の一体感を醸成するため、商工会や実行委員会が主催する観光イベントに対し支援を行う。	20～22
■ 地域振興イベント開催支援事業	市民の参加・交流を促進するため、地域振興イベントを開催する実行委員会に補助金を交付し、市民の取り組みを支援する。（そのべ龍神まつり、美山サイクルロードレース、ひよし水の杜フェスタ、美山ふるさと祭） 今後は、既存のイベントの整理を行い、市民の交流と一体化及び南丹市のPRのため、市全体としての新たなイベントの企画・開催を支援する。	20～22

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(4) 情報発信とPR	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 観光宣伝事業	全国的に知名度があり、旧町の中でも熱心な取り組みを行ってきた美山町のネットワークを活かしながら、「かやぶきの里・美山」のある南丹市として、美山を軸として市域全体の観光資源のPRを行い、誘客を図る。	20～22
(5) 温泉の活用	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ スプリングスひよし管理運営推進事業	指定管理者の運営により、温泉・温水プール・体育館・レストラン・物販施設などを開設し、市民の健康増進と福祉の向上を図っている。また、日吉温泉として市外からも多くの観光客の来場があり、南丹市の観光拠点の一つとして観光振興を図っていく。	20～22
	■ 観光施設管理事業	温泉スタンドの維持管理等を行う。	20～22
(6) 観光漁業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 内水面漁業振興対策事業	清流での釣りの観光入込客を増加させるとともに食材等の提供により観光振興を図るため、漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対し支援する。	20～22
(7) 交流事業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 都市と農村との交流事業	全国の旅行会社と提携し、修学旅行と農村交流を組み合わせた独特のプランを提供して、修学旅行生を受け入れ、観光客の増加を図る。	20～22

5. 伝統文化を継承する	(1) 歴史文化遺産の調査と保全	実施事業名	事業概要	実施期間
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 伝統文化継承事業 ・ 文化資料保全補助事業 ・ 埋蔵文化財調査事業 	南丹市内の道路・ほ場整備等の工事に係る埋蔵文化財の発掘調査を行い、その保護を図る。 国・府指定文化財関係者及び未指定文化財関係者に対して文化資料の保全にかかる費用の一部を補助する。	20～22
	(2) 歴史文化遺産の周知と活用	実施事業名	事業概要	実施期間
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 伝統文化活用事業 ・ 資料館展示事業 ・ 重伝建地区保存修理補助事業 ・ 重要文化財管理公開事業 	南丹市美山の重伝建地区の保全支援のため、修理等の一部を補助する。文化遺産の保全活用に資するため、「石田家住宅」の委託管理と公開を行う。市内の民俗等に関する資料を収集し、保管・展示する。	20～22

6. 暮らしの安全と安心を守る	(1) 治山・治水	実施事業名	事業概要	実施期間
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川改修等事業 	土石流などの災害防止のための砂防事業等の推進並びに一級河川の改修事業については、国・府に要望を行う。 また、市管理の準用河川・普通河川については、必要に応じて改修を進める。	20～22
	(2) 防災体制	実施事業名	事業概要	実施期間
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災訓練事業 	大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、市民の自主防災体制の確立に重点を置き、市民の主体的な参加により、応急対策活動の充実強化及び自主防災意識の徹底が図られる訓練を実施する。	20～22
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 防災推進事業 	災害時防災用備蓄品の購入と住宅耐震診断調査の委託及び防災パトロールの実施。	20～22

第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(3) 防災情報システムと防災設備	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 消防施設等整備補助事業	自主防災の推進を図るため、各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を南丹市消防施設等整備補助金交付要綱に基づき補助する。	20～22
	■ 消防資機材・水利整備事業	地域防災体制を強化し、消防力の向上を目的に、小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材について、活動期間が一定経過したのから更新する。また、消防水利の確保が困難な地域に、耐震性貯水槽を設置する。	20～22
	■ 防災ハザードマップ作成事業	南丹市内の地震災害、水害、土砂災害などを対象とした区域を地図上に明記し、避難行動時の活用、災害学習、防災情報の整理などの活用目的に応じて利用できるようマップを作成する。	20～22
	■ 防災行政無線整備事業	災害時の緊急情報などが市民へ迅速に伝達できる同報系防災行政無線を導入する。	20～21
(4) 救急医療	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 自動体外式除細動器整備事業	1分1秒でも早く、自動体外式除細動器（AED）による除細動措置が行えるよう、各種公共施設へ計画的にAEDを設置する。	20～21
(5) 防犯対策	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 防犯・暴力追放等取組支援事業	公衆防犯灯の新設や、防犯・暴力の追放における各団体の取り組みを支援する。	20～22
(6) 消費者保護	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 消費生活啓発事業	消費者被害の未然防止として、チラシ等による啓発を行うとともに、各支所において被害にあった場合の相談の受付・対応、消費生活安全センターなど専門の関係機関への連携を図る。	20～22
(7) 交通安全	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 交通安全推進事業	小・中学生等の通学時における交通指導及び交通安全啓発を行う。	20～22

第3章 人・物・情報を高度につなげる

1. 高速移動の網を広げる

(1) 広域アクセスの強化

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 広域アクセス道推進事業	鉄道及び道路の利便性向上、アクセス強化に向け、近隣及び関係市町村との広域連携により、国・府に対して要望活動等を実施する。	20～22

2. 鉄道をさらに便利にする

(1) J R 山陰本線の複線化

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 山陰本線複線化整備事業	J R 山陰本線京都園部間の複線化事業実施。 園部駅以北における複線化実現に向けた要望活動等を実施する。	20～22

(2) 鉄道を活かしたまちづくり

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 駅周辺整備・管理維持事業	J R 園部駅利用者の利便性を高める都市施設の維持管理とともに駅周辺の美化に努め、J R 園部・八木駅の自転車利用者の利便性を高めるための駐輪場の管理を行い、放置自転車の排除等を行なう。	20～22

第3章 人・物・情報を高度につなげる

3. 安全で快適な主要道路をつなぐ

(1) 広域幹線道路		実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 広域幹線道路整備促進事業	国道の危険箇所等未整備区間について早期整備による機能強化を図るため、関係市町で組織する整備促進協議会等により結束して整備促進を国・府に対し要請していく。	20～22
(2) 地域幹線道路		実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 都市計画街路事業	市街地の活性化や利便性の機能向上を図るとともに、公共機関への接続道路として整備促進する。 ・ 上本町佛大線外1線 ・ 内環状線 ・ 栄小山東町線外2線 ・ 八木環状線	20～22
		■ 道路新設改良事業	府道及び幹線市道については市域の一体性を確保するため、利便性の向上と災害に強い道づくりを進める。また、その他の市道については生活道路としての利便性、安全性の確保に向けて、地域の実情に応じた整備を進める。 ・ 臨時交付金事業 2路線 ・ 地方特定道路整備事業 4路線 ・ 過疎対策事業 5路線 ・ その他道路事業 8路線 ・ 京都府道路整備事業 15路線	20～22
(3) 安全で快適な道づくり		実施事業名	事業概要	実施期間
		■ 道路・橋梁維持管理事業	市道管理は、道路構造物の維持修繕、道路舗装の維持修繕を基本として実施する。また、橋梁で耐震対策が必要となり、25年度までに橋長15m以上の橋梁について長寿化計画を策定し、耐震対策の橋梁整備を計画的に推進する。	20～22

4. 誰もが安心して生活できる地域をつくる

(1) バス交通	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ バス運行事業 ・ スクールバス運行事業 ・ 市営バス運行事業 ・ 生活路線バス運行事業	生活交通確保のためバス運行及び委託を行う。また、民間事業者のバス運行継続のため補助を行う。 小・中学生の通学のためのスクールバスを運行する。	20～22

5. 双方向の情報通信基盤をつくる

(1) 情報基盤	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 地域情報通信基盤整備事業	全域の光ファイバーケーブル網の完成を基礎に、市民の豊かな暮らしを支える充実した公共情報サービスを実現していく。	20～22
	(2) 情報提供	実施事業名	事業概要
	■ 情報提供推進事業	地域情報化計画の策定及び見直しを行う。 CATV自主制作番組の充実及びホームページによる番組の動画配信を行う。 その他CATVネットワークを活用した情報提供サービスを行う。	20～22
(3) 情報環境	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 情報リテラシー推進事業	パソコン講習会の実施等を行い、情報通信ネットワークの利活用を推進する。	20～22

6. にぎわいの市街地をつくる

	実施事業名	事業概要	実施期間
(1) 都市計画	■都市計画策定事業	南丹市のまちづくりの方針・基本計画を定め、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動が図られるよう計画を策定する。 ・都市計画マスタープラン ・緑の基本計画 ・生産緑地地区の指定	20～22
(2) 商業	■経営改善普及事業	商工会員である、地元小規模商工業者の経営の安定化と振興を図るため、商工会の行う経営改善普及活動に対して支援する。	20～22
	■商工振興助成事業	商店街の現状を詳細に分析し、今後の商店街の振興策を計画立案するため、商工会が行う研究事業に対し支援する。	20～22
(3) 地域の核となる市街地整備と定住促進	■雨水排水事業	近年、頻繁に起こる短時間の集中豪雨により市街地の浸水被害が多く、これを未然に防止するための排水路整備を行なう。	20～22
	■土地区画整理事業	中心市街地の再整備を街路事業と一体的に進め、公益機能の整備、既存商店街の集約等により中心市街地の再生に努める。また、JR駅周辺において新たな市街地整備を進めることにより、雇用の創出、定住人口の増加を図る。 ・本町土地区画整理事業 A=2.5ha ・内林町土地区画整理事業 A=23.0ha ・吉富駅西土地区画整理事業 A=22.7ha ・八木駅西土地区画整理事業 A=10.7ha	20～22
	■美山中核整備事業	地域拠点である和泉交差点周辺地域において、バスターミナル、公衆トイレ、公園等の整備を総合的に行う。 また、同地域の商店街にコミュニティ道路、駐車場の整備を行うとともに、誰もが気軽に立ち寄れる観光交流施設を建設するなどにぎわいの創出を図る。	20～22
(4) 身近な公園緑地	■都市計画公園事業	市街地において、魅力ある公園の整備を進め、地域のコミュニティや快適な居住空間を提供する公共空間として計画的に公園整備を進める。 ・横田公園、小山東町公園、内林町公園	20～22

--第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く-----

1. 共に生きるまちづくりを進める

(1) 人権啓発の推進

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 児童老人会館管理運営事業	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	20～22
■ 人権教育・啓発事業	同和問題をはじめあらゆる人権問題の理解と認識を高めるため、講演会の開催や街頭啓発などを実施する。	20～22
■ 地域センター推進事業	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	20～22

(2) 男女共同参画社会の推進

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 男女共同参画推進事業	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、「男女共同参画行動計画」の策定や女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。	20～22

(3) 虐待事象への対応

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 高齢者虐待防止事業	高齢者虐待防止ネットワーク委員を委嘱し、ネットワークを構築する。高齢者の支援策の協議等の実施で支援体制の強化を図る。 高齢者の虐待が深刻な状況下であり、支援体制の強化を進めるため、高齢者支援ケースワーカーを置く。	20～22
■ 要保護児童対策事業	児童虐待の早期発見や要保護児童対策地域協議会における関係機関等での情報交換や連携及び広報・啓発活動の推進。	20～22

2. 住民自治の地域づくりを進める

(1) 地域との協働の推進

実施事業名	事業概要	実施期間
■自治振興組織推進事業	南丹市の自治振興組織が行う活動への支援及び行政事務の委託。	20～22

(2) 地域づくり

実施事業名	事業概要	実施期間
■自治振興補助事業	行政区が主体となって行う事業（集会所の新築や改築、公園等の新設や改良、里山等の整備、地域組織の基盤構築）に対し、事業費の2分の1を限度として補助金を交付することで、集落の自主的な活動を支援する。	20～22
■集落活性化支援事業	少子高齢化が著しく進み集落の維持が困難な地区において、集落再生に繋がる活動に対し支援策を講じる。	20～22

3. 多様な担い手のパートナーシップを育てる

(1) 協働と市民参画の仕組みづくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ パートナーシップ推進事業	南丹市における「市民協働」の在り方を、職員及び市民が協働フォーラムの開催などを通じて共通認識を持つとともに協働の意識を高め合い、市民が主体となって推進できる取り組みを検討する。 また産学官の連携を推進し、知的資源の活用等によりさらに自立した活力ある地域づくりを推進する。	20～22
(2) 政策決定や計画段階での協働	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 審議会等市民参画推進事業	行政の各種計画の樹立や管理運営に関し、市民が参画する仕組みづくりを検討する。	20～22
(3) 実施段階での協働	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 市民協働推進事業	様々な分野において、協働により実施する事業を見出し、市民の主体的な関わりの広がりにより、市民との協働による取り組みを実施する。	20～22
(4) より多くの市民参画	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 地域づくり出前講座実施事業	市民の皆さんに地域づくりに役立てていただくため、予め定めたテーマの中から講座を選んでもらい、担当職員が講師として出向き、市の事業や施策などについて説明する。	20～22
(5) 南丹市達人バンク（仮称）の設置	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 達人バンク推進事業	市域に存在する多様な人材を掘り起こし、求める市民に情報を提供できる仕組みとともに、優れた技能等を持った市民が活躍できる場をつくる。	20～22

第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く

4. 大学等と連携し、 ともにもちまちをつくる

(1) 連携のための 仕組みづくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■産官学公連携協議 会推進事業	産官学公連携協議会及び4プロジェクトが行う事業への補助。	20～22
(2) ともに育む 「教育のまち南 丹市」	実施事業名	事業概要	実施期間
	■佛教大学連携事業	南丹市と協定している佛教大学との連携により、まちづくりを考えるフォーラムの開催や、大学生の受け入れを行う。	20～22

5. 未来を担う人づくりを進める

(2) 産業を担う 人材育成のため の支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	■新規就農支援事業	研修を必要とする新規就農志望者に対し、その研修に要する経費の一部を支援する。また、研修後引き続き5年以上市内において営農する者に研修資金償還がある場合、償還金の一部を助成する。	20～22
(3) 地域とまち を担う人材育成 のための支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	■まちづくり活性化 支援事業	地域が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす組織の活動を支援する。	20～22
	■国際交流事業	適切な国際感覚を養うため、国際交流フォーラムの実施や市民等を対象とした各種交流事業を実施する。また、市民により組織された国際交流組織の活動を支援する。	20～22

6. 行財政改革を推進する

(1) 情報公開と電子自治体の構築

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 広報広聴推進事業 ・ ホームページ充実事業 ・ 広報充実事業	広報誌やお知らせ、ホームページ、CATVなどを活用して、市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供を実施する。	20～22
■ 電子自治体推進事業	庁内各業務システムの管理運営を通じて、南丹市の電子自治体化を推進する。	20～22

(2) 効率的な行財政運営

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 行政評価推進事業	市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や政策評価体制の整備を行う。評価結果に基づいた今後の方向性等について、市民や学識経験者の意見を聞く。	20～22
■ 諸証明発行サービス事業	住民票の写し等の証明書交付事務を市内6ヶ所の郵便局において取り扱う。	20～22
■ 未利用財産の適正管理及び処分	未利用土地の適正な管理を行うとともに、管理にかかる費用の削減と税外収入を確保するため、早期にこれらの処分ができる体制づくりを行い、順次財産処分を実施する。	20～22

(3) 行政サービスと職員の資質向上

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 職員研修事業	・ 様々なテーマ設定による、独自の庁内研修（全体及び階層別）の企画、実践 ・ 職場外研修への職員の積極的な派遣	20～22

(4) 施設配置の見直しと庁舎の整備

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 新庁舎建設検討事業	新庁舎建設の検討	20～22

3. 個別事業計画書

個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	ファミリーサポートセンター事業		細事業名		新継区分	新規	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市次世代育成支援行動計画			
	1 安心して子育てできるまちをめざす						
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	両親ともに就労する家庭の増加により、保育ニーズが多様化し、保育以外に育児や介護の援助を求める家庭が増加しており、保育以外に地域での子育て支援が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	ファミリーサポートセンターの開設と会員の募集、会員間の支援事業の開始	サポートセンターの開設と会員募集による支援事業の充実	3,180
具体的な実施内容	地域のなかで子育てを手助けしたい人(提供会員)と手助けを受けたい人(依頼会員)を募集し、会員同士で地域で援助活動を行う。 サポートセンターを開設し援助活動の支援を行う。			平成21年度	サポート事業の推進	支援事業の充実	4,500
事業の目的	地域での子育て支援体制の充実を図る。			平成22年度	サポート事業の推進	支援事業の充実	5,000
事業の効果	地域子育て力の拡大が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	わくわくふれあい育成事業	細事業名	新継区分	継 続			
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	「家庭教育支援総合推進事業」実施委託要綱				
	1 安心して子育てできるまちをめざす		京のわくわく探検事業実施委託要項				
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度						
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・都市化・核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭教育支援の必要性が高まっている。 ・児童が自然体験を通じた協調性や連帯感を高め、自己の価値を見出すことが必要とされている。 	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	当該年度における事業の実施内容 ・市内各学校における家庭教育学級の実施 ・文化自然活動・自然体験学習	当該年度に目指す成果・効果	事業費	1,341
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育に関する学習機会の提供や父親の家庭教育への参画を促進する。また、市内各学校において家庭教育学級を実施する。 ・休日や長期休暇中に広く交流する中で様々な体験ができる機会を提供する。 		平成21年度	当該年度における事業の実施内容 ・市内各学校における家庭教育学級の実施 ・文化自然活動・自然体験学習	当該年度に目指す成果・効果	事業費	1,341
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に家庭教育の重要性を認識させ、子どもの成長に寄与していく。 ・青少年の健全育成と、障がいに対する理解を深める。 		平成22年度	当該年度における事業の実施内容 ・市内各学校における家庭教育学級の実施 ・文化自然活動・自然体験学習	当該年度に目指す成果・効果	事業費	1,341
事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭が子どもにとって心安らぐ場所になるよう見つけなおす。 ・自分の五感を通して、協調性や忍耐力・表現力を養う。 						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	子育てすこやかセンター事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市子育てすこやかセンター条例			
	1 安心して子育てできるまちをめざす			南丹市子育てすこやかセンター運営規則			
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子化、核家族化の進展により、家庭内で子育てに関する知識が希薄になり、保護者の子育てに対する不安や負担が大きくなってきており、今の児童を取り巻く社会環境の中で児童、子育て家族の支援が必要。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	就学前児童とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成。	相談所等の関係機関と連携し、子育て家庭にとって身近な支援を質的にも量的にも拡大、充実させる。	1,898
具体的な実施内容	就学前児童とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成、さらには保健師や学校等と連携し地域子育てセンターを各地域に設置するなど、子育ての楽しさや喜びの輪を広げる活動を推進する。			平成21年度	子育てすこやかセンターの地域での拠点的な活動の展開及び低年齢児童の在宅児とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成。	相談所等の関係機関と連携し、子育て家庭にとって身近な支援を質的にも量的にも拡大、充実させる。	2,680
事業の目的	南丹市子育てすこやかセンターは、低年齢児童の在宅児とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援等を目的としている。			平成22年度	子育てすこやかセンターの地域での拠点的な活動の展開及び低年齢児童の在宅児とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成。	相談所等の関係機関と連携し、子育て家庭にとって身近な支援を質的にも量的にも拡大、充実させる。	3,700
事業の効果	本市全体の保育力の向上につながる取り組みを推進するもの。相談所なども連携を図りながら、子育て支援活動を展開している。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	母子生活支援事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	児童福祉法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす			南丹市母子生活支援施設入所に要する費用の徴収に関する規則			
	(1)地域全体で子育てを支援する仕組みづくり						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	母子家庭の児童の福祉を支援するため、母子を施設に入所させる必要がある。 ひとり親家庭の生活の自立を支援する必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申込みにより母子を母子生活支援施設(母子寮等)に入所させる。 ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。	母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進を図る。	2,392
具体的な実施内容	母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申込みにより母子を母子生活支援施設(母子寮等)に入所させる。 ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。			平成 21 年度	母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申込みにより母子を母子生活支援施設(母子寮等)に入所させる。 ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。	母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進を図る。	2,414
事業の目的	ひとり親家庭等の生活を支援する。			平成 22 年度	母子家庭やこれに準じる家庭の児童が養護に欠ける場合に、申込みにより母子を母子生活支援施設(母子寮等)に入所させる。 ひとり親家庭の生活の自立を支援する各種事業を実施する。	母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進を図る。	2,414
事業の効果	母子家庭等の母親と児童の自立と福祉の増進に寄与する。						

個別事業計画書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	子育て支援医療費助成事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	京都子育て医療費助成条例			
	1 安心して子育てできるまちをめざす			南丹市すこやか子育て医療費助成条例			
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	乳幼児や児童生徒における発病や怪我の不安は親にとって大きく、安心して医療を受けられる体制が強く望まれている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	乳幼児及び児童生徒が医療機関でかかった医療費のうちの一部を助成することにより、子育て世帯の経済負担を軽減する。	医療費に係る保護者の負担を軽減する 対象者数 5,910人	99,697
具体的な実施内容	乳幼児及び児童生徒が医療機関でかかった医療費のうちの一部を助成することにより、子育て世帯の経済負担を軽減する。			平成21年度	乳幼児及び児童生徒が医療機関でかかった医療費のうちの一部を助成することにより、子育て世帯の経済負担を軽減する。	医療費に係る保護者の負担を軽減する 対象者数 5,900人	100,000
事業の目的	幼児・児童・生徒の医療費を助成することにより、保護者等が安心して子どもを産み育てることができる社会を築く。			平成22年度	乳幼児及び児童生徒が医療機関でかかった医療費のうちの一部を助成することにより、子育て世帯の経済負担を軽減する。	医療費に係る保護者の負担を軽減する 対象者数 5,890人	100,000
事業の効果	医療費に係る保護者の自己負担額が小額で済むため、児童の健康の保持及び増進が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	子育て手当支給事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市子宝条例			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		南丹市祝金支給条例			
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子高齢化が進展し、出生数が減少している中で、子どもの出生とすこやかな成長を支援する必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	出産祝の支給 入学祝の支給 すこやか手当の支給	次世代育成支援策の充実	101,111
具体的な実施内容	子どもの出生を祝い、乳幼児期のすこやかな成長を支援するため、南丹市子宝条例等により各種祝いや手当てを支給する。		平成21年度	出産祝の支給 入学祝の支給 すこやか手当の支給	次世代育成支援策の充実	104,144
事業の目的	南丹市の次世代を担う児童の出産を奨励祝福して、児童のすこやかな成長と活力あるまちづくりを進める。		平成22年度	出産祝の支給 入学祝の支給 すこやか手当の支給	次世代育成支援策の充実	107,268
事業の効果	子育て世代を経済的に支援し、子育ての環境づくり、定住化に寄与している。					

個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	児童扶養手当支給事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	児童扶養手当法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	離別、死別等による母子家庭の自立を促進し、児童のすこやかな成長を支援する必要がある。、		平成20年度	児童扶養手当の支給	母子家庭の自立の促進	88,772
具体的な実施内容	18歳までの児童の母等に対して、児童扶養手当を支給する。(所得制限により支給額に制限がある。)		平成21年度	児童扶養手当の支給	母子家庭の自立の促進	91,432
事業の目的	母子家庭の生活の安定と自立の促進を図る。		平成22年度	児童扶養手当の支給	母子家庭の自立の促進	94,162
事業の効果	母子家庭を経済的に支援し、生活の安定と自立の促進に寄与する。					

個別事業計画書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

事業名	不妊治療給付事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市不妊治療給付事業実施要綱			
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	少子化が進むひとつの原因に不妊の増加が挙げられる。不妊に悩む夫婦は増加しているが、不妊治療に係る費用負担は大きい。		平成 20 年度	不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成。助成の限度額は、1年度の診療につき3万円。ただし、夫婦双方が不妊治療を受けている場合はそれぞれにつき3万円まで。	申請者 60件 不妊治療により妊娠する夫婦が増える	1,500
具体的な実施内容	不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成する。		平成 21 年度	不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成。助成の限度額は、1年度の診療につき3万円。ただし、夫婦双方が不妊治療を受けている場合はそれぞれにつき3万円まで。	申請者 60件 不妊治療により妊娠する夫婦が増える	1,500
事業の目的	不妊で悩む夫婦の経済負担の軽減を図る。		平成 22 年度	不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1以内の額を助成。助成の限度額は、1年度の診療につき3万円。ただし、夫婦双方が不妊治療を受けている場合はそれぞれにつき3万円まで。	申請者 60件 不妊治療により妊娠する夫婦が増える	1,500
事業の効果	不妊治療により妊娠する夫婦が増える。					

個別事業計画書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	母子医療費支給事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市福祉医療費の支給に関する条例			
	1 安心して子育てできるまちをめざす						
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	母子等に対し医療費を支給することによって、福祉の増進を図っている。合併により制度を拡大して運用しているが、受給者数及び給付費が増加しており、今後も増加することが予想される。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、母子等に対し医療費を支給する。	安心して医療が受けられ、生活の安定とあわせて福祉の増進を図ることが出来る。	18,516
具体的な実施内容	母子等が医療機関でかかった医療費を給付する。			平成21年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、母子等に対し医療費を支給する。	安心して医療が受けられ、生活の安定とあわせて福祉の増進を図ることが出来る。	18,516
事業の目的	母子等に対し医療費を支給することによって、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。			平成22年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、母子等に対し医療費を支給する。	安心して医療が受けられ、生活の安定とあわせて福祉の増進を図ることが出来る。	18,516
事業の効果	安心して医療を受けることができています。						18,516

個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	保育所運営事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	児童福祉法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		南丹市立保育所条例			
	(3)多様な保育の推進		保育所保育指針			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	児童福祉法に基づき、保護者の委託を受けて昼間保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とした児童福祉施設の運営を行うことが必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童を育成する。そして安定的で充実して保育所の運営を実現する。	保育所定数の変更や保育所の適正規模の確保、幼保一元化等の検討も行い、今日的な保護者ニーズにも充分応えながらより効果的で効率的な保育所運営を行う。	112,473
具体的な実施内容	概ね平日8:30～16:30の平常保育をはじめ、近年保護者要望が多い早朝保育、延長保育、土曜集合保育、障害児保育等の安定的な保育所運営を行い、児童の健全な育成と保護者の就労支援を行う。		平成21年度	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童を育成する。そして安定的で充実して保育所の運営を実現する。	保育所定数の変更や保育所の適正規模の確保、幼保一元化等の検討も行い、今日的な保護者ニーズにも充分応えながらより効果的で効率的な保育所運営を行う。	113,136
事業の目的	保育所の運営方針及び児童に対する処遇等のガイドラインは児童福祉法及び児童福祉施設最低基準に基づいて運営され児童の健全な成長、発達に寄与する。		平成22年度	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童を育成する。そして安定的で充実して保育所の運営を実現する。	保育所定数の変更や保育所の適正規模の確保、幼保一元化等の検討も行い、今日的な保護者ニーズにも充分応えながらより効果的で効率的な保育所運営を行う。	113,136
事業の効果	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童育成する。その実現に向けて保育所の役割は更に重要となっている。					

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	すこやか学園		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市立幼児の館「すこやか」条例			
	1 安心して子育てできるまちをめざす						
	(4)就学前教育の充実化						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子化・核家族化の進む中、育児不安や子育ての悩みを抱えている親の姿があり、親自身が相談の場や友達を求めている状況である。懇談会・講演会・講習会等の学び合い・育ち合う場を提供し、親子の絆・親同士のつながりを深めることが必要。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	親子の触れ合いの大切さや手作りの良さを伝える場や保護者の悩みに応じて相談活動の場を提供する。	子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」の充実。親子の触れ合いの大切さとともに、豊かな心を育む。	1,149
具体的な実施内容	就園前の幼児に遊びの場と遊びの友達を提供する。懇談会・講習会等、保護者同士の学び合い・育ち合う場を提供する。親の子育ての悩みについて相談に応じる。			平成21年度	親子の触れ合いの大切さや手作りの良さを伝える場や保護者の悩みに応じて相談活動の場を提供する。	子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」の充実。親子の触れ合いの大切さとともに、豊かな心を育む。	1,140
事業の目的	就園前の幼児に遊びの場と遊びの友達を提供し、人間形成の望ましい成長発達を促す。親の子育ての悩みや育児不安について相談に応じ、子育ての楽しさ・大変さが実感でき、子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」を充実する。			平成22年度	親子の触れ合いの大切さや手作りの良さを伝える場や保護者の悩みに応じて相談活動の場を提供する。	子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」の充実。親子の触れ合いの大切さとともに、豊かな心を育む。	1,085
事業の効果	親の子育ての悩みや育児不安について相談に応じることで、子育ての楽しさや大切さ・大変さが実感でき子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」の充実が図れる。親子の触れ合いの大切さを知らせるとともに、豊かな心を育むことができる。						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	幼稚園教育の推進	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	学校教育法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		学校教育法施行令			
	(4) 就学前教育の充実化					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	幼児教育の充実を図り、その後の「学び」に結び付ける取り組みを進める必要がある。また、安全で快適な教育環境を整えなければならない。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。	人間形成の基礎を育成し、その後の教育の基礎も培う活動が進められる。家庭教育支援の推進が図られる。	13,087
具体的な実施内容	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。		平成 21 年度	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。	人間形成の基礎を育成し、その後の教育の基礎も培う活動が進められる。家庭教育支援の推進が図られる。	12,818
事業の目的	あそびを中心とした生活を通して心豊かにたくましく「生きる力」を育成する。		平成 22 年度	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。	人間形成の基礎を育成し、その後の教育の基礎も培う活動が進められる。家庭教育支援の推進が図られる。	12,758
事業の効果	人間形成の基礎を育成し、その後の教育の基礎も培う活動が進められる。家庭教育支援の推進が図られる。					

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	安心・安全の居場所づくり事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	児童福祉法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす			南丹市放課後児童健全育成事業に関する条例			
	(5)放課後の子どもの育成の場づくり			京のまなび教室推進事業補助金交付要項			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・未来の日本を創る子どもを社会全体で育むことを目的として実施。 ・放課後の家庭保育が欠ける児童に対し適切な遊び及び生活の場を与えることにより、健全育成を図る必要がある。 		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動・共同作業等 ・放課後児童クラブの開設 	放課後等の生活の場の確保を通じた、子どもの健全育成を図る	39,781
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動や共同作業等の実施。 ・平日の授業終了後や長期休暇等における生活の場の確保。 			平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動・共同作業等 ・放課後児童クラブの開設 	放課後等の生活の場の確保を通じた、子どもの健全育成を図る	39,788
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所を確保し、子どもを社会全体ではぐくむ。 			平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動・共同作業等 ・放課後児童クラブの開設 	放課後等の生活の場の確保を通じた、子どもの健全育成を図る	39,576
事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの活動拠点を確保し、体験活動等を通じて子どもの健全育成を図る。 						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

事業名	育児支援事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	次世代育成支援対策推進法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		南丹市次世代育成支援行動計画			
	(6)多様な支援の一体的な推進					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	出生数が減少する中、子育てに悩みながら孤立する母子、発達障がいなどの課題を抱える子ども、虐待など、子育ての課題が大きく複雑化する中、より専門的な支援が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	子育て相談の実施 離乳食教室の実施 専門的育児支援事業(医師クリニック・言語相談・発達相談・小集団遊びの教室)の実施	家庭・地域の子育てする力が向上する 正しい生活習慣が身につく 児童虐待の予防	8,203
具体的な実施内容	子育て中の親子支援のため、保健師・栄養士等による子育て相談、離乳食教室を実施する。 子育てに悩む親子や発達発育が気になる乳幼児に対して、医師・言語聴覚士・心理士等専門職による個別相談事業、小集団での遊びの教室を行う。		平成21年度	子育て相談の実施 離乳食教室の実施 専門的育児支援事業(医師クリニック・言語相談・発達相談・小集団遊びの教室)の実施	家庭・地域の子育てする力が向上する 正しい生活習慣が身につく 児童虐待の予防	8,203
事業の目的	子どものすこやかな成長、発達を促し、子育てを支援する。虐待の未然防止。		平成22年度	子育て相談の実施 離乳食教室の実施 専門的育児支援事業(医師クリニック・言語相談・発達相談・小集団遊びの教室)の実施	家庭・地域の子育てする力が向上する 正しい生活習慣が身につく 児童虐待の予防	8,203
事業の効果	家庭・地域の子育てする力をはぐくむ。 高度発達障がいなど従来支援から外れてきた対象を支援する。					

個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	地域子育て支援事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市子育てサポート派遣事業実施要綱			
	1 安心して子育てできるまちをめざす						
	(6)多様な支援の一体的な推進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子化や核家族等の増加により、地域の関係が希薄となっており、地域での子育てが弱くなっている。また、子育て世代の支援サポーター派遣が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	子育てサポート派遣事業 子育てフォーラム等の開催 子育て短期支援事業(児童ショートステイ等事業)	地域での子育て力の向上と子育て世代への生活支援に寄与する。	4,396
具体的な実施内容	子育て世代の親の病気や出産による子育てサポートの派遣や、子育て世代、市民や関係団体を対象とした子育てフォーラムの開催など。			平成21年度	子育てサポート派遣事業 子育てフォーラム等の開催 子育て短期支援事業(児童ショートステイ等事業)	地域での子育て力の向上と子育て世代への生活支援に寄与する。	4,396
事業の目的	子育て世代の生活支援や地域での子育て支援の推進を図る。			平成22年度	子育てサポート派遣事業 子育てフォーラム等の開催 子育て短期支援事業(児童ショートステイ等事業)	地域での子育て力の向上と子育て世代への生活支援に寄与する。	4,396
事業の効果	地域での子育て力の向上と子育て世代への生活支援に寄与する。						4,396

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 教育総務課

(単位:千円)

事業名	学校規模適正化検討事業		細事業名			新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市立小学校及び中学校設置条例			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる						
	(1) 学校規模の適性化						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子化による児童数の減少により、小規模校での複式学級実施校が増加するなど教育環境が変化している中、子どもたちを第一に考えたより良い教育環境のあり方について、様々な見地から検討する必要がある。		平成 20 年度	内部組織における検討会の立ち上げ	現状課題の把握	0	
具体的な実施内容	より良い教育環境での学びを第一に、現在直面する学校教育や子どもたちを取り巻く地域課題を関係者と共有し、子どもたちが生き生きと切磋琢磨し、すこやかに育んでいける教育環境の整備充実を目指す。関係者との懇談等、協議・調整を図りながら、学校規模の適正化や適正配置についての検討を行う。		平成 21 年度	学校問題検討委員会の立ち上げ PTA・地元関係者との懇談会	学校規模適正化に関する諮問課題に対する共通認識 適正化に向けた試案作成	280	
事業の目的	より良い教育環境の整備・構築を図る。		平成 22 年度	学校問題検討委員会 PTA・地元関係者との懇談会	学校規模適正化に関する答申 適正化に向けた調整	280	
事業の効果	次代を担う子どもたちを、より良い教育環境の下で学ばせることができる。						
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位：千円)

事業名	学力充実・少人数指導事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等				
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる						
	(2) 学校教育の充実						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	基礎学力の定着と学力の向上を図るための手立てとして、児童生徒の実態に応じた学級編成が必要。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	学力向上と少人数教育を行うための講師を配置し、基礎学力の定着と、きめ細やかな指導が行えるようにする。	少人数学級の編成も可能とし、よりきめ細やかな指導が可能になり、学力向上に結びつく。	31,378
具体的な実施内容	学力向上と少人数教育を行うための講師を配置し、基礎学力の定着と、きめ細やかな指導が行えるようにする。			平成21年度	学力向上と少人数教育を行うための講師を配置し、基礎学力の定着と、きめ細やかな指導が行えるようにする。	少人数学級の編成も可能とし、よりきめ細やかな指導が可能になり、学力向上に結びつく。	31,051
事業の目的	基礎学力の定着と学力向上を図る。			平成22年度	学力向上と少人数教育を行うための講師を配置し、基礎学力の定着と、きめ細やかな指導が行えるようにする。	少人数学級の編成も可能とし、よりきめ細やかな指導が可能になり、学力向上に結びつく。	31,051
事業の効果	少人数学級の編成により、よりきめ細やかな指導が可能になり、学力向上に結びつく。						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位：千円)

事業名	教育研究委託事業	細事業名	新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市教育研究費委託金交付要綱		
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる				
	(2) 学校教育の充実				
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	学校教育の創造と魅力ある学校づくりや、学力の向上と人権教育を基礎とする学校生活の営みが行われるよう、小・中学校を通じた系統的・計画的かつ連続性を持った学習内容が望まれる。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	各校の地域性・児童生徒の状況に応じた創意工夫ある企画がなされ、初期目的の達成を目指す。小学校における英語活動の定着化と先進的実践効果が期待される。	6,327
具体的な実施内容	市内小・中学校の創意工夫により、以下の事業を対象とした研究事業を実施する。 ①卓越性を目指す「特色ある学校づくりに関するもの」 ②学力向上を図る「基礎学力向上に関するもの」 ③人権教育の推進を図る「人権教育に関するもの」 また、本市の重点施策である「英語活動」に係る後方支援を行う。		平成 21 年度	各校の地域性・児童生徒の状況に応じた創意工夫ある企画がなされ、初期目的の達成を目指す。併せて、評価修正を検討。小学校における英語活動の定着化と先進的実践効果とリンクした中学校での英語教育の授業改善に資し、小学校・中学校の体系化が確立される。	6,340
事業の目的	具体的内容を進め、市教育の創造を図ることで、学校教育に対する市民の負託に応えること。		平成 22 年度	各校の地域性・初童生徒の状況に応じた創意工夫ある企画がなされ、所期目的の達成を目指す。併せて、評価修正を検討。	6,340
事業の効果	各校の創意工夫により、地域性・児童生徒の状況に応じた卓越した教育内容が創出される。現在の学校教育に求められる国際理解活動・英語活動の推進に際し、学校への後方支援として効果が期待される。				

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位：千円)

事業名	国際理解教育の充実		細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等				
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる						
	(2) 学校教育の充実						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	中央教育審議会の新指導要領案のとおり、小学校高学年の英語活動、中学校の英語教育は今後ますます拡充していく必要があり、今まで以上に児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	外国語指導助手 (ALT) を配置し、市内各小・中学校において日本人教員とともに児童生徒に対して英語活動・英語教育の指導を行う。また、市内に在住する社会人を対象にした英会話教室の講師としても派遣し、国際理解の推進を図る。	・南丹市独自のレessonプランに基づく小学校英語活動の実施 ・ALTと日本人教員とのチームティーチングによる中学校英語教育の実施	13,559
具体的な実施内容	外国語指導助手 (ALT) を配置し、市内各小・中学校において日本人教員とともに児童生徒に対して英語活動・英語教育の指導を行う。また、市内に在住する社会人を対象にした英会話教室の講師としても派遣し、国際理解の推進を図る。			平成 21 年度	外国語指導助手 (ALT) を配置し、市内各小・中学校において日本人教員とともに児童生徒に対して英語活動・英語教育の指導を行う。また、市内に在住する社会人を対象にした英会話教室の講師としても派遣し、国際理解の推進を図る。	・南丹市独自のレessonプランに基づく小学校英語活動の実施 ・ALTと日本人教員とのチームティーチングによる中学校英語教育の実施	13,804
事業の目的	小学校での英語活動、中学校での英語教育において、特に英語による対話力の向上を目的として、英語を母国語とするALTが児童生徒に英語の指導をする。			平成 22 年度	外国語指導助手 (ALT) を配置し、市内各小・中学校において日本人教員とともに児童生徒に対して英語活動・英語教育の指導を行う。また、市内に在住する社会人を対象にした英会話教室の講師としても派遣し、国際理解の推進を図る。	・南丹市独自のレessonプランに基づく小学校英語活動の実施 ・ALTと日本人教員とのチームティーチングによる中学校英語教育の実施	13,894
事業の効果	英語を母国語とするALTが児童生徒に英語を指導することによって、児童生徒が実践的な英語の発音や対話の方法を習得することができる。						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	山村留学事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市子供等自然環境知識習得施設条例			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる						
	(2) 学校教育の充実						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子高齢化が進む南丹市美山町知井小学校区において、都市住民との交流を行うことにより、地域の活性化を図る必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市美山山村留学センター(四季の里)を核とし、都市の児童を対象として、山村留学の受入を行う。	へき地校教育の充実と地域の活性化が図れる	13,617
具体的な実施内容	南丹市美山山村留学センター(四季の里)を核とし、都市の児童を対象として、異なる環境で育ち教育を受けた児童がともに共同生活を送ることにより、視野を広げ刺激しあい、切磋琢磨しながら自然環境の知識を深め、新しい感覚や考え方をお互いに学びあい、友情を育むことによって青少年の健全な育成を図る。			平成21年度	南丹市美山山村留学センター(四季の里)を核とし、都市の児童を対象として、山村留学の受入を行う。	へき地校教育の充実と地域の活性化が図れる	13,260
事業の目的	地域振興の観点から、美山町知井小学校区においては都市の児童生徒を対象として長期短期留学制度の確立と、自然環境の知識をふかめ、併せて都市と農村の交流を図る。			平成22年度	南丹市美山山村留学センター(四季の里)を核とし、都市の児童を対象として、山村留学の受入を行う。	へき地校教育の充実と地域の活性化が図れる	13,260
事業の効果	へき地校教育の充実と地域の活性化を図れる。						13,260

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	小・中学校教育振興事業		細事業名				新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	教育基本法				
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる			学校教育法				
	(2) 学校教育の充実			学校教育法施行令				
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	「生きる力」の育成を目指し、児童生徒に基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせる必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくりの推進を積極的に図る。	知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成する。	57,529	
具体的な実施内容	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくり条件整備の推進を積極的に図る。			平成21年度	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくりの推進を積極的に図る。	知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成する。	57,492	
事業の目的	知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成する。			平成22年度	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくりの推進を積極的に図る。	知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成する。	57,425	
事業の効果	学力の充実・向上を推進し、児童生徒1人ひとりの個性、能力の伸長を図る。							

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	小・中学校通級指導教室事業		細事業名		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	教育基本法		
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる			学校教育法		
	(2)学校教育の充実			学校教育法施行令		
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	今日、特別支援教育に係る体制(法改正含む)の充実が求められ、これに対応する事業展開と体制が必要とされる。		平成20年度	通級指導教室として、南丹市・京丹波町からの通級児童等を受入れ、特別支援教育を実施。併せて、教育相談を実施。	該当児童等の発達の可能性を最大限引き出し、本人はもとより保護者の負託に応える。	1,384
具体的な実施内容	小・中学校において通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対し、その障がいに応じ、週に数回の特別指導を実施。また、特別支援教育を必要とする園児・児童・生徒にかかる教育相談・発達検査を実施。		平成21年度	通級指導教室として、南丹市・京丹波町からの通級児童等を受入れ、特別支援教育を実施。併せて、教育相談を実施。	該当児童等の発達の可能性を最大限引き出し、本人はもとより保護者の負託に応える。	1,722
事業の目的	様々な障がい程度・障がい種類に応じた特別支援教育を実施し、教育の保障を図る。		平成22年度	通級指導教室として、南丹市・京丹波町からの通級児童等を受入れ、特別支援教育を実施。併せて、教育相談を実施。	該当児童等の発達の可能性を最大限引き出し、本人はもとより保護者の負託に応える。	1,820
事業の効果	様々な障がい程度・障がい種類に応じた特別支援教育を実施し、教育の保障を図る。					
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	特別支援教育支援員配置事業	細事業名	新継区分	新規		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	学校教育法等の一部を改正する法律			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2) 学校教育の充実					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	さまざまな障がいのある児童生徒が在学している現状において、特に通常学級においては、発達障がいを含む障がいのある児童生徒について、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うことが求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	①平成19年度において実施した特別支援に係る学校状況の把握内容に基づく配置検討 ②支援員配置による効果の把握 ③次年度、支援員を必要とする学校状況の把握	①特別支援に係る学校体制の確立 ②特別支援教育に係る支援員の位置付けの確立 ③障がい上の困難を克服するための指導による教育的効果	7,823
具体的な実施内容	学校教育法施行令第5条に定める認定就学者をはじめ、様々な障がいのある児童生徒が在学しており、特に通常の学級においては、発達障がいを含む障がいのある児童生徒が在籍している現状がある。このような状況を踏まえ、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う特別支援教育支援員の配置を行う。		平成 21 年度	①平成20年度の実績と、当年度における配置計画 ②支援員配置による効果の把握 ③次年度、支援員を必要とする学校状況の把握	障がい上の困難を克服するための指導による教育的効果	7,823
事業の目的	左記、具体的内容により、特別支援教育の推進を図り、障がいのある児童生徒に対する、障がい上の困難を克服する教育的効果を目指す。		平成 22 年度	①平成21年度の実績と、当年度における配置計画 ②支援員配置による効果の把握 ③次年度、支援員を必要とする学校状況の把握	障がい上の困難を克服するための指導による教育的効果	7,823
事業の効果	障がいのある児童生徒への支援により、より細かな教育的配慮により、特別支援教育の推進と、学校全体の支援体制の確立が図れる。					

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 教育総務課

(単位:千円)

事業名	教育施設整備事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市立小学校及び中学校設置条例			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる		南丹市立幼稚園設置条例			
	(3) 学習施設と設備の整備		南丹市小学校及び中学校の管理運営に関する規則			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	経年による老朽化によって改修や耐震化が必要な施設の整備を順次進めて行く必要に迫られており、児童・園児の安心・安全を確保する施設づくりのためには、小・中学校及び幼稚園施設の改修や補強が必要不可欠となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	新庄小学校屋内運動場屋根改修工事 園部小学校屋内運動場耐震補強設計 殿田中学校屋内運動場耐震補強設計	教育環境の整備	16,800
具体的な実施内容	安心・安全の学校づくりのため必要な修繕や改修、耐震補強等の工事を行い、教育施設における良好な教育環境整備を図るため、教育施設整備事業を実施する。		平成21年度	園部小学校屋内運動場耐震補強工事 殿田中学校屋内運動場耐震補強工事 神吉小学校屋内運動場耐震補強設計 胡麻郷小学校屋内運動場改築基本設計 八木小学校校舎耐震補強設計 美山中学校校舎改築基本設計 殿田中学校校舎耐震補強設計 八木中央幼稚園園舎耐震補強設計	教育環境の整備	87,000
事業の目的	安心・安全を基本とした教育施設の良好な管理。		平成22年度	神吉小学校屋内運動場耐震補強工事 胡麻郷小学校屋内運動場改築実施設計 八木小学校校舎耐震補強工事 富本小学校校舎耐震補強設計 殿田中学校校舎耐震補強工事 美山中学校屋内運動場耐震補強設計 八木中央幼稚園園舎耐震補強工事	教育環境の整備	258,000
事業の効果	次代を担う子どもたちを、よい良い教育環境で学ばせることができる。					

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	通学対策事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市義務教育学校通学費補助金交付要綱			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる						
	(4)通学支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	遠距離通学児童生徒の保護者に対し、負担軽減を図るとともに、通学の安全を確保する必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	遠距離通学のためバス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について一定額を超えた分を補助する。	遠距離通学者の保護者にかかる負担軽減及び通学路の安全確保が図れる。	11,320
具体的な実施内容	遠距離通学のため、バス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について、一定額を超えた分を補助する。			平成21年度	遠距離通学のためバス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について一定額を超えた分を補助する。	遠距離通学者の保護者にかかる負担軽減及び通学路の安全確保が図れる。	11,270
事業の目的	遠距離通学者の保護者に対する経費の補助。			平成22年度	遠距離通学のためバス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について一定額を超えた分を補助する。	遠距離通学者の保護者にかかる負担軽減及び通学路の安全確保が図れる。	11,270
事業の効果	遠距離通学者の保護者にかかる負担軽減及び通学路の安全確保が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	保・幼・小・中学校連携事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等				
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる						
	(5) 保育所・幼稚園・小中学校の連携強化						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	保育所・幼稚園と小学校の単なる交流事業に終わることなく、中学校も含めて課題の共有化及び課題解決への方途について協議する必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	保育所・幼稚園・小・中学校保護者及び教職員を対象とした講演会の実施 保育所・幼稚園・小学校職員の連絡会の開催 小学校教員の保育参観、幼稚園・保育所職員の小学校授業参観の実施 学校行事への園児の招待	教職員対象の研修会への全員参加(預かり保育以外の方) 保育所・幼稚園・小学校職員の連絡会の開催 2回以上 小学校教員の保育参観あるいは、幼稚園・保育所職員の小学校授業参観の実施 2回以上 学校行事への園児の招待 1回以上	200
具体的な実施内容	保育所・幼稚園・小・中学校保護者及び教職員を対象とした講演会の実施。 保育所・幼稚園・小学校職員の連絡会を持ち、課題を共有する。 小学校教員の保育参観、幼稚園・保育所職員の小学校授業参観の実施。 学校行事への園児の招待。			平成 21 年度	保育所・幼稚園・小・中学校保護者及び教職員を対象とした講演会の実施 保育所・幼稚園・小学校職員の連絡会の開催 小学校教員の保育参観、幼稚園・保育所職員の小学校授業参観の実施 学校行事への園児の招待	教職員対象の研修会への全員参加(預かり保育以外の方) 保育所・幼稚園・小学校職員の連絡会の開催 2回以上 小学校教員の保育参観あるいは、幼稚園・保育所職員の小学校授業参観の実施 2回以上 学校行事への園児の招待 1回以上	200
事業の目的	子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から幼稚園、保育園、小学校が連携し、情報の共有化を図る。			平成 22 年度	保育所・幼稚園・小・中学校保護者及び教職員を対象とした講演会の実施 保育所・幼稚園・小学校職員の連絡会の開催 小学校教員の保育参観、幼稚園・保育所職員の小学校授業参観の実施 学校行事への園児の招待	教職員対象の研修会への全員参加(預かり保育以外の方) 保育所・幼稚園・小学校職員の連絡会の開催 2回以上 小学校教員の保育参観あるいは、幼稚園・保育所職員の小学校授業参観の実施 2回以上 学校行事への園児の招待 1回以上	200
事業の効果	幼稚園、保育園、小学校が連携し、情報を共有化することで、幼児がその後の学校教育全体の生活や学習基盤を培い、小学校への移行が円滑にできるようになる。						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	いきいき講座開設事業		細事業名		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	社会教育法		
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる			南丹市公民館条例		
	(1)生涯学習拠点施設の充実					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市民に対して生涯学習の機会及び情報を提供することを通して、生活文化の振興・社会福祉の増進が求められている。		平成20年度	成人・高齢者・子どもなど、世代に応じた講座や講演会等の企画・開催及び、世代交流事業の実施。	講演会・研修会等の開催	5,602
具体的な実施内容	各種講座・講演会・研修会等の企画・運営。		平成21年度	成人・高齢者・子どもなど、世代に応じた講座や講演会等の企画・開催及び、世代交流事業の実施。	講演会・研修会等の開催	5,903
事業の目的	様々な講座等を通じて生涯学習の推進を図るとともに、家庭教育の支援や地域社会への貢献をする。		平成22年度	成人・高齢者・子どもなど、世代に応じた講座や講演会等の企画・開催及び、世代交流事業の実施。	講演会・研修会等の開催	5,903
事業の効果	講座等の事業によりいつでもどこでも誰でも、学び、結び資質の向上を図り、それを通じてまちづくりをする。					
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	社会教育関係団体支援・育成事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	スポーツ振興法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる		南丹市補助金等の交付に関する規則			
	(2)生涯学習推進組織の育成強化		南丹市社会教育関係団体に対する補助金要綱			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	南丹市における社会体育の発展を図るためには、社会体育関係団体の運営基盤の強化と事業の推進が必要な状況であり、社会教育関係団体に対する助成が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域海洋センター連絡協議会負担金 ・スポーツ少年団補助金 ・体育協会補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋センターを拠点として、マリンスポーツの普及、青少年の体験教室等、B&G財団の助成を受け実施する。 ・体育協会やスポーツ少年団への助成により、地域でのスポーツ振興の向上させ、市民の交流と健康で豊かな活力ある生活や潤いを与える事業を積極的に開催し、市との協働で事業の推進を図る。 	3,750
具体的な実施内容	南丹市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。		平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域海洋センター連絡協議会負担金 ・スポーツ少年団補助金 ・体育協会補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋センターを拠点として、マリンスポーツの普及、青少年の体験教室等、B&G財団の助成を受け実施する。 ・体育協会やスポーツ少年団への助成により、地域でのスポーツ振興の向上させ、市民の交流と健康で豊かな活力ある生活や潤いを与える事業を積極的に開催し、市との協働で事業の推進を図る。 	3,750
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育団体の育成 ・生涯スポーツ・地域スポーツ・競技スポーツの普及・振興・発展 ・子どもの体力向上、健全育成 		平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・地域海洋センター連絡協議会負担金 ・スポーツ少年団補助金 ・体育協会補助金 	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋センターを拠点として、マリンスポーツの普及、青少年の体験教室等、B&G財団の助成を受け実施する。 ・体育協会やスポーツ少年団への助成により、地域でのスポーツ振興の向上させ、市民の交流と健康で豊かな活力ある生活や潤いを与える事業を積極的に開催し、市との協働で事業の推進を図る。 	3,750
事業の効果	補助金等の交付により、体育協会、スポーツ少年団、地域海洋センターへの活動支援を図る。具体的には次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域スポーツの振興 ・市民スポーツ、青少年スポーツの機会の提供 ・マリンスポーツの普及、振興等 					

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	体育施設利用促進事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	スポーツ振興法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる			南丹市社会体育施設条例			
	(3)スポーツ・レクリエーション施設の充実			南丹市学校体育施設利用条例			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民に運動と憩いの場を提供することで、市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため、市立社会体育施設の適切な維持・管理が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	園部・八木・日吉・美山の体育施設の管理 園部・八木海洋センターの管理	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため。	84,287
具体的な実施内容	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため市立社会体育施設を設置・管理する。			平成21年度	園部・八木・日吉・美山の体育施設の管理 園部・八木海洋センターの管理	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため。	63,300
事業の目的	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため。			平成22年度	園部・八木・日吉・美山の体育施設の管理 園部・八木海洋センターの管理	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため。	62,664
事業の効果	日常の施設利用者へのサービスにより、市民の生涯スポーツの振興、スポーツのできる場を提供している。夏季の子どもの楽しみと健康増進の場を提供している						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	いきいき健康事業		細事業名	生涯スポーツ振興事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	スポーツ振興法				
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる							
	(4) スポーツ・レクリエーション活動の振興							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	スポーツに親しむことによって、市民の暮らしに活力や潤いを与え、また健康で生き生きとした生活や青少年の健全育成を図る。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	各種スポーツ大会の実施 巡回生涯スポーツ教室・講習会の開催 スポーツフェスティバル・生涯スポーツ月間の開催 日吉ダムマラソンの実施 ワンデーマーチの実施	市民の交流の促進と健康増進や生活に活力や潤いを与え、子どもから高齢者まで他世帯間交流もあり、青少年の健全育成にも効果がある。体育協会や地域団体との協働により市民参画の推進にも効果がある。	6,259	
具体的な実施内容	スポーツに親しむことによって、市民の暮らしに活力や潤いを与え、また健康で生き生きとした生活や青少年の健全育成を図る。			平成 21 年度	各種スポーツ大会の実施 巡回生涯スポーツ教室・講習会の開催 スポーツフェスティバル・生涯スポーツ月間の開催 日吉ダムマラソンの実施 ワンデーマーチの実施	市民の交流の促進と健康増進や生活に活力や潤いを与え、子どもから高齢者まで他世帯間交流もあり、青少年の健全育成にも効果がある。体育協会や地域団体との協働により市民参画の推進にも効果がある。	6,194	
事業の目的	スポーツを通じて市民の生活をより豊かにする生活文化と位置付け、生涯スポーツ推進事業を実施し、市民の暮らしに活力や潤いを与え、また健康で生き生きとした生活や青少年の健全育成を図る。			平成 22 年度	各種スポーツ大会の実施 巡回生涯スポーツ教室・講習会の開催 スポーツフェスティバル・生涯スポーツ月間の開催 日吉ダムマラソンの実施 ワンデーマーチの実施	市民の交流の促進と健康増進や生活に活力や潤いを与え、子どもから高齢者まで他世帯間交流もあり、青少年の健全育成にも効果がある。体育協会や地域団体との協働により市民参画の推進にも効果がある。	6,194	
事業の効果	市民の交流の促進と健康増進や生活に活力や潤いを与え、子どもから高齢者まで他世帯間交流もあり、青少年の健全育成にも効果がある。体育協会や地域団体との協働により市民参画の推進にも効果がある。							

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	いきいき健康事業		細事業名	青少年スポーツ育成事業		新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	スポーツ振興法					
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる								
	(4)スポーツ・レクリエーション活動の振興								
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容		当該年度に目指す成果・効果		事業費	
現状の課題	スポーツ振興を通じた子どもの体力向上は、人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくために不可欠なものであり、様々な事業の実施が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市長杯(南丹カップ)各種スポーツ大会の開催(支援) ・ジュニアスポーツ教室、講習会の開催 ・近畿マリンスポーツ交流大会の開催(当番市) ・子どもの体力検定の実施 ・プロ、実業団チーム、世界的選手の教室も開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・小学生教室の開催により、実施種目の中学校クラブ加入の増加傾向も見られ、また少年スポーツ団体への関心もより深まりつつあると思われる。 また、中学生を対象とした教室の開催により競技力の向上へも効果がある。 		1,150
具体的な実施内容	スポーツ振興を通じた子どもの体力向上は必要・不可欠である。子どもの体力向上のため、以下の事業を実施する。			平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市長杯(南丹カップ)各種スポーツ大会の開催(支援) ・ジュニアスポーツ教室、講習会の開催 ・子どもの体力検定の実施 ・プロ、実業団チーム、世界的選手の教室も開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・小学生教室の開催により、実施種目の中学校クラブ加入の増加傾向も見られ、また少年スポーツ団体への関心もより深まりつつある。 また、中学生を対象とした教室の開催により競技力の向上へも効果がある。 		1,233
事業の目的	子どもの体力の向上、運動能力の向上を図るため、スポーツの喜びを感じられるよう、事業を実施し、青少年スポーツ団体への参加を促進する。			平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市長杯(南丹カップ)各種スポーツ大会の開催(支援) ・ジュニアスポーツ教室、講習会の開催 ・子どもの体力検定の実施 ・プロ、実業団チーム、世界的選手の教室も開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・小学生教室の開催により、実施種目の中学校クラブ加入の増加傾向も見られ、また少年スポーツ団体への関心もより深まりつつある。 また、中学生を対象とした教室の開催により競技力の向上へも効果がある。 		1,233
事業の効果	・小学生教室の開催により、実施種目の中学校クラブ加入の増加傾向も見られ、また少年スポーツ団体への関心も深まりつつある。								

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	国民文化祭推進事業		細事業名			新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等						
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる								
	(5)文化芸術の振興								
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費			
現状の課題	平成23年度に京都府で開催される国民文化祭の周知が薄く、市全体で取り組むための気運の盛り上がりがない。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	市内在住の工芸家と小学校や各種団体との連携事業の実施 工芸に関する市民の参画	3事業を開催 市民の参加人数 1,500人	457		
具体的な実施内容	「工芸」というものづくりに視点をあて、市内で活躍されている工芸家や文化団体、個人がそれぞれ取り組まれている活動を紹介する催しを開催するなど、市民レベルによる国民文化祭の開催に向けた取り組みを進めるとともに、「ものづくりのまち南丹市」を市内外へアピールする。			平成21年度	市内在住の工芸家と小学校や各種団体との連携事業の実施 工芸に関する市民の参画	5事業を開催 市民の参加人数 2,500人	500		
事業の目的	平成23年度に京都府で開催される国民文化祭の成功に向け、市民等の気運を高める。			平成22年度	国民文化祭 プレ大会の開催	工芸の体験や展示を中心としたイベントの開催 1回	2,076		
事業の効果	国民文化祭が市民全体の取り組みとして実施できる。								

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	青少年活動事業(ビートフェスティバル)		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	社会教育法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる						
	(5)文化芸術の振興						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市内の小学校で学習している和太鼓サークル等が一堂に会し、日頃の練習の成果を発表することにより、学校同士の連携や子どもたち等の交流を図ることが必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	ビートフェスティバル(和太鼓の発表会)の開催	伝統文化に触れることにより、ふるさとの愛護の心が目覚める。また、子ども同士の交流が図れる。	350
具体的な実施内容	市内の小学校で学習している和太鼓サークル等が一堂に会し、日頃の練習の成果発表することにより、学校同士の連携や子どもたち等の交流を図る。 ・和太鼓の発表会			平成21年度	ビートフェスティバル(和太鼓の発表会)の開催	伝統文化に触れることにより、ふるさとの愛護の心が目覚める。また、子ども同士の交流が図れる。	300
事業の目的	市内の小学校で学習している和太鼓サークルが一堂に会し、日頃の練習の成果を発表することにより、学校同士の連携や子どもたちの交流を図る。			平成22年度	ビートフェスティバル(和太鼓の発表会)の開催	伝統文化に触れることにより、ふるさとの愛護の心が目覚める。また、子ども同士の交流が図れる。	250
事業の効果	伝統文化に触れることにより、ふるさとの愛護の心が目覚める。また、子ども同士の交流が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	文化祭事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会教育法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる					
	(5)文化芸術の振興					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度					
現状の課題	文化活動の振興と各種文化団体の育成並びに郷土文化の向上を目指すことが求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
具体的な実施内容	文化活動の振興と各種文化団体の育成並びに郷土文化の向上を目指し、文化協会とともに文化祭を実施する。		平成20年度	文化祭の企画・開催	お金をかけずに文化協会サークル会員や参加市民等で運営をできるように、公民館として協力する。	1,414
			平成21年度	文化祭の企画・開催	お金をかけずに文化協会サークル会員や参加市民等で運営をできるように、公民館として協力する。	1,374
事業の目的	南丹市における文化活動の振興を図る。各種文化団体の育成と郷土文化の向上に貢献する。		平成22年度	文化祭の企画・開催	お金をかけずに文化協会サークル会員や参加市民等で運営をできるように、公民館として協力する。	1,374
事業の効果	多くの市民の展示、発表の場ができる。発表者と観客の交流により、地域文化活動の振興が見込まれる。					

個別事業計画書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

事業名	健康づくり推進事業		細事業名	各種がん検診		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	健康増進法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			がん対策基本法			
	(1)市民の健康づくりへの支援			南丹市健康診査及び検診事業実施規則			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	がんが、市民の疾病による死亡の最大の原因であり、生命及び健康にとって重大な課題となっている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	各種検診の実施 ・肺がん検診 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・乳がん検診 ・子宮がん検診 ・前立腺がん検診 ・結核検診 ・骨密度検診 ・じん肺検診	受診者率の増加と二次検診受診率を向上させる。	46,378
具体的な実施内容	各種検診の実施。 ・肺がん検診 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・乳がん検診 ・子宮がん検診 ・前立腺がん検診 ・結核検診 ・骨密度検診 ・じん肺検診			平成21年度	各種検診の実施 ・肺がん検診 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・乳がん検診 ・子宮がん検診 ・前立腺がん検診 ・結核検診 ・骨密度検診 ・じん肺検診	受診者率の増加と二次検診受診率を向上させる。	46,378
事業の目的	がん等の病気を早期発見し、早期治療につなげる。			平成22年度	各種検診の実施 ・肺がん検診 ・胃がん検診 ・大腸がん検診 ・乳がん検診 ・子宮がん検診 ・前立腺がん検診 ・結核検診 ・骨密度検診 ・じん肺検診	受診者率の増加と二次検診受診率を向上させる。	46,378
事業の効果	生命・健康の保持増進と医療費の削減。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

事業名	健康づくり推進事業		細事業名	健康づくり推進事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市健康づくり推進協議会規則			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(1)市民の健康づくりへの支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民の健康づくりの推進。 地区組織活動の構成員が高齢化している。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	健康づくり推進協議会の開催 献血事業の実施 食生活改善推進協議会等住民組織の活動助成	健康づくりに取り組む市民の増加	831
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康づくりを支援するため、地域での組織づくりやワーキング会議を立ち上げる。 ・健康づくり推進協議会で健康課題を明確にし、健康づくりの指針と方策を検討する。 ・食生活改善推進協議会等の地区組織活動の支援と食育を行う。 			平成21年度	健康づくり推進協議会の開催 献血事業の実施 食生活改善推進協議会等住民組織の活動助成	健康づくりに取り組む市民の増加	831
事業の目的	南丹市の健康課題を明確にし、健康づくりの指針・方策に基づき市民主体の健康づくりを展開する。 地域全体の健康状態を改善できるよう支援する。			平成22年度	健康づくり推進協議会の開催 献血事業の実施 食生活改善推進協議会等住民組織の活動助成	健康づくりに取り組む市民の増加	831
事業の効果	市民自らの健康づくりと地区組織活動が推進できる。						831

個別事業計画書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

事業名	健康づくり推進事業		細事業名	健康増進事業		新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	健康増進法					
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する								
	(1)市民の健康づくりへの支援								
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費			
現状の課題	悪性新生物・心疾患・脳血管疾患が三大死因であり、生活習慣病の死亡が過半数以上を占めている。健康づくりの意識があっても行動変容につながりにくい現状である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	特定保健指導の実施 健康手帳の交付 健康相談・健康教育の実施 機能訓練事業の実施 訪問事業	健康づくりに参加できる環境づくりを行う メタボリックシンドロームの予防	5,254		
具体的な実施内容	健康づくりについての学習の場を提供する。健康相談・健康教育・機能訓練・訪問事業等を実施する。			平成21年度	特定保健指導の実施 健康手帳の交付 健康相談・健康教育の実施 機能訓練事業の実施 訪問事業	健康づくりに参加できる環境づくりを行う メタボリックシンドロームの予防	5,254		
事業の目的	健診の結果等から、生活習慣病改善のための事業を実施し、市民の健康の保持増進を行う。又、早期からメタボリック症候群の予防に努める。			平成22年度	特定保健指導の実施 健康手帳の交付 健康相談・健康教育の実施 機能訓練事業の実施 訪問事業	健康づくりに参加できる環境づくりを行う メタボリックシンドロームの予防	5,254		
事業の効果	市民自らが生活習慣病予防に取り組み、医療費削減につなげる。						5,254		

個別事業計画書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	健康づくり推進事業		細事業名	国民健康保険健康推進事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	国民健康保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市国民健康保険条例			
	(1)市民の健康づくりへの支援			南丹市国民健康保険条例施行規則			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	国保加入者の健康づくりへの意識向上と、実践、病気の早期発見で、心身ともにすこやかな暮らしの確保が強く求められる。 また、医療費の増大は大きな課題である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	医療費適正化対策の推進 特定健康診査の受診率等の目標値の達成	健康づくりの推進により、平成24年度の医療費を、平成20年度対比で10パーセント抑制する。	68,932
具体的な実施内容	40歳～74歳までの国保加入者を対象とした特定健康診査、特定保健指導、人間ドックを実施し、病気の早期発見を図る。			平成21年度	医療費適正化対策の推進 特定健康診査の受診率等の目標値の達成	健康づくりの推進により、平成24年度の医療費を、平成20年度対比で10パーセント抑制する。	68,932
事業の目的	国民健康保険は、病気や怪我に備えて、国保加入者が普段から保険税を負担し、いざというときの医療費の補助にあてる助け合いの医療保険制度で、次の医療費等の補助を行う。			平成22年度	医療費適正化対策の推進 特定健康診査の受診率等の目標値の達成	健康づくりの推進により、平成24年度の医療費を、平成20年度対比で10パーセント抑制する。	68,932
事業の効果	加入者の健康増進が図られる。 またそれによって医療費の抑制につながる。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

事業名	健康づくり推進事業		細事業名	生活習慣病予防健診		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	健康増進法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(1)市民の健康づくりへの支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民健診(40歳から74歳)の結果から、メタボリックシンドローム予備軍・該当者が男性で4割ある。要介護原因疾患では、脳血管疾患・整形疾患・認知症が68%を占めている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	メタボ予防健診・すこやか健診・特定健診の実施	受診者数の増加	13,519
具体的な実施内容	命に係る心疾患や脳血管疾患等の予防のために、早期からメタボリックシンドロームに着目した健診を実施し、生活習慣病を予防する。生涯を通じて元気で健康維持できるように、高齢者の健診を実施する。			平成21年度	メタボ予防健診・すこやか健診・特定健診の実施	受診者数の増加	13,519
事業の目的	早期からメタボリックシンドロームに着目した健診を実施し、生活習慣病を予防する。高齢者の健康寿命を延ばす。			平成22年度	メタボ予防健診・すこやか健診・特定健診の実施	受診者数の増加	13,519
事業の効果	生活習慣病による死亡者の減少や医療費の削減、要介護者の減少につながる。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 健康課

(単位:千円)

事業名	母子保健事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	母子保健法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市妊婦健康診査実施要綱			
	(1)市民の健康づくりへの支援			南丹市母子栄養強化事業実施要綱			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	子どもの生活習慣の乱れ、育児に悩む親、発達に課題を持つ子どもの増加が進む中、親子の課題を早期に発見し早期支援につなげることが必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	母子健康手帳の発行・妊婦健康診査無料券の配付・母子栄養強化事業(牛乳の支給、所得制限がある) 保健師・栄養士等による訪問指導の実施 母親教室の実施 乳幼児健康診査の実施	乳幼児健康診査内容の見直し 乳幼児健康診査受診率を上げる こんにちは赤ちゃん訪問(新生児訪問)の全戸訪問	15,802
具体的な実施内容	妊娠時に、母子健康手帳を発行し妊婦健康診査の無料券を配付、牛乳を支給する。(牛乳の支給は所得制限がある)母親教室を開催する。 出生後は、こんにちは赤ちゃん訪問を全出生児を対象に行い、必要に応じて保健師・栄養士等が経過訪問を実施する。乳幼児の健康診査を実施する。			平成 21 年度	母子健康手帳の発行・妊婦健康診査無料券の配付・母子栄養強化事業(牛乳の支給、所得制限がある) 保健師・栄養士等による訪問指導の実施 母親教室の実施 乳幼児健康診査の実施	乳幼児健康診査受診率を上げる こんにちは赤ちゃん訪問(新生児訪問)の全戸訪問	14,756
事業の目的	母性並びに乳幼児の健康の保持・増進を図る。虐待の未然防止を図る。			平成 22 年度	母子健康手帳の発行・妊婦健康診査無料券の配付・母子栄養強化事業(牛乳の支給、所得制限がある) 保健師・栄養士等による訪問指導の実施 母親教室の実施 乳幼児健康診査の実施	乳幼児健康診査受診率を上げる こんにちは赤ちゃん訪問(新生児訪問)の全戸訪問	14,756
事業の効果	母性並びに乳幼児のすこやかな発育・発達がはかれる。						

個別事業計画書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	老人医療費支給事業		細事業名		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市老人医療費の支給に関する条例		
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(1)市民の健康づくりへの支援					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	条例に基づき適正な制度運営により、医療が容易に受けられない高齢者の福祉増進への対応が求められる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市老人医療の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満者の内、所得税非課税世帯等低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。	高齢者の医療費負担増を抑制する。 52,591
具体的な実施内容	所得税非課税世帯等低所得世帯に属する65歳～70歳未満者の医療費の一部を助成する。			平成21年度	南丹市老人医療の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満者の内、所得税非課税世帯等低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。	高齢者の医療費負担増を抑制する。 52,591
事業の目的	医療が容易に受けられない高齢者に対し、医療費の一部を支給することにより、老人の福祉増進を図ることを目的とする。			平成22年度	南丹市老人医療の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満者の内、所得税非課税世帯等低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。	高齢者の医療費負担増を抑制する。 52,591
事業の効果	高齢者の医療費負担増を抑制することが出来る。					

個別事業計画書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	医療対策検討事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市医療対策審議会条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(2) 地域医療の充実						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	医療機関を取り巻く環境は医師の確保をはじめ、経営全般にわたり極めて厳しい状況が続いている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市医療対策審議会を開催し、地域医療確保対策について協議する。	医療機関のネットワークの構築と、医師確保等	181
具体的な実施内容	南丹市医療対策審議会を開催し、地域医療確保対策について協議する。 ・救急医療の対策 ・府立医科大学等からの医師派遣による医師不足対策 ・地域医療ネットワークの設置			平成21年度	南丹市医療対策審議会を開催し、地域医療確保対策について協議する。	医療機関のネットワークの構築と、医師確保等	211
事業の目的	地域医療の確保対策を図る。			平成22年度	南丹市医療対策審議会を開催し、地域医療確保対策について協議する。	医療機関のネットワークの構築と、医師確保等	211
事業の効果	医療機関のネットワークの構築と、医師確保等が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位：千円)

事業名	地域医療・保健体制確保事業		細事業名				新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市診療所設置条例				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市地域医療活動助成金交付要綱				
	(2) 地域医療の充実			南丹市美山林健センター診療所設置及び管理に関する条例				
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	へき地、過疎地域における医療機関を取り巻く環境は、医師の確保を始め、経営全般にわたり、極めて厳しい状況が続いており、今後も引き続き地域医療の確保を図っていく必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	・公設民営方式による医療機関の医療活動等への助成 ・へき地、過疎地域等における南丹市美山林健センターや南丹市診療所の管理運営	へき地、過疎地域における医療の確保。	49,656	
具体的な実施内容	・公設民営方式による医療機関の医療活動等への助成。 ・へき地、過疎地域等における南丹市美山林健センターや南丹市診療所の管理運営。			平成21年度	・公設民営方式による医療機関の医療活動等への助成 ・へき地、過疎地域等における南丹市美山林健センターや南丹市診療所の管理運営	へき地、過疎地域における医療の確保。	49,656	
事業の目的	南丹市圏域の医療の提供体制を確立し、医療機関の医療活動の支援と、市民の健康の保持増進を図る。			平成22年度	・公設民営方式による医療機関の医療活動等への助成 ・へき地、過疎地域等における南丹市美山林健センターや南丹市診療所の管理運営	へき地、過疎地域における医療の確保。	49,656	
事業の効果	安心して受けられる医療の確立が図れる。							

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	学校教育における食育の推進	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	学校給食法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		学校給食法施行令			
	(3)食育及び食の安全確保		食育基本法			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	現代社会の食生活については、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加などに加え、「食」の安全についても問題が生じており、食生活の改善や安全の確保の面からも、「食」のあり方を学ぶことが求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	各学校での安全で安心な学校給食の提供 児童生徒(保護者)への「食」に関する指導 給食関係者の衛生管理及び食育の推進	安全で安心できる給食の提供 衛生意識の高揚	72,017
具体的な実施内容	各学校での安心で安全な学校給食の提供。 児童生徒(保護者)への「食」に関する指導。 給食関係者の衛生管理及び食育の推進。		平成21年度	各学校での安全で安心な学校給食の提供 児童生徒(保護者)への「食」に関する指導 給食関係者の衛生管理及び食育の推進	安全で安心できる給食の提供 衛生意識の高揚	70,041
事業の目的	「食」に関する情報の提供など「食育の推進」や調理従事者の衛生意識の高揚を図る。		平成22年度	各学校での安全で安心な学校給食の提供 児童生徒(保護者)への「食」に関する指導 給食関係者の衛生管理及び食育の推進	安全で安心できる給食の提供 衛生意識の高揚	70,001
事業の効果	児童の心身の健康を維持、増進することができる。					

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	有機農業・地産地消推進事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	食育基本法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(3)食育及び食の安全確保						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	食品の安全への関心が高まる中、地域循環による有機農業や地産地消の取り組みが不足している。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	地域循環による有機農業や地産地消活動への支援	食の安全確保及び農業振興に効果がある。	0
具体的な実施内容	地域循環による有機農業や地産地消活動への支援を行う。			平成21年度	地域循環による有機農業や地産地消活動への支援	食の安全確保及び農業振興に効果がある。	0
事業の目的	市民の食の安心と農業振興を図る。			平成22年度	地域循環による有機農業や地産地消活動への支援	食の安全確保及び農業振興に効果がある。	0
事業の効果	食の安全確保、農業振興に効果がある。						0

個別事業計画書

所管部署：土木建築部 住宅課

(単位:千円)

事業名	住宅管理事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市営住宅の設置及び管理に関する条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例			
	(4)若者定住へ向けた住環境の整備		南丹市営住宅駐車場条例			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	既存住宅で老朽化住宅が多くあるなかで、適切な維持管理が出来るように進める。 今後の課題として、南丹市営住宅マスタープランの作成を行っていく必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	既存住宅について、適切な維持管理を図る。	維持管理住宅戸数 342戸	35,704
具体的な実施内容	既存住宅の適切な維持管理を進める。		平成21年度	既存住宅について、適切な維持管理を図る。	維持管理住宅戸数 342戸	55,113
事業の目的	良好な住宅を供給するために、住宅の維持管理を行うことで、住みよい住宅環境の保全を図る。		平成22年度	既存住宅について、適切な維持管理を図る。	維持管理住宅戸数 342戸	33,813
事業の効果	良好な住宅を供給することにより、市民の生活基盤の向上、生活環境の保全を図り、住みよい住宅環境に寄与する。					

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	家族介護者等支援事業		細事業名	家族介護教室事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	介護が必要な高齢者の介護者負担の増大が課題となっている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得、介護者の健康づくり等、様々なテーマに基づいた教室を実施する。	在宅における適切な介護の支援	1,250
具体的な実施内容	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得、介護者の健康づくり等、様々なテーマに基づいた教室を実施する。			平成21年度	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得、介護者の健康づくり等、様々なテーマに基づいた教室を実施する。	在宅における適切な介護の支援	1,250
事業の目的	介護に関する相談や情報交換によって介護者を支援する。			平成22年度	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得、介護者の健康づくり等、様々なテーマに基づいた教室を実施する。	在宅における適切な介護の支援	1,250
事業の効果	在宅における適切な介護の支援が図れる。						1,250

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	家族介護者等支援事業		細事業名	家族介護者交流事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	介護疲れを増大させないため介護者の心身の元気回復が必要。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等を常時介護している介護者を対象に、講演会等の催しを開催し、参加者同士の交流を図る。	介護者同士の交流が深められ、介護者の心身の元気回復が図られる。	1,000
具体的な実施内容	在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等を常時介護している介護者を対象に、講演会等の催しを開催し、参加者同士の交流を図る。			平成21年度	在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等を常時介護している介護者を対象に、講演会等の催しを開催し、参加者同士の交流を図る。	介護者同士の交流が深められ、介護者の心身の元気回復が図られる。	1,000
事業の目的	介護者の心身の元気回復を図るため。			平成22年度	在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等を常時介護している介護者を対象に、講演会等の催しを開催し、参加者同士の交流を図る。	介護者同士の交流が深められ、介護者の心身の元気回復が図られる。	1,000
事業の効果	介護者同士の交流が深められ、介護者の心身の元気回復が図られる。						1,000

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	家族介護者等支援事業		細事業名	介護用品支給事業		新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	介護保険法					
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市家族介護用品支給事業実施要綱					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援								
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容		当該年度に目指す成果・効果		事業費	
現状の課題	介護者の経済的負担の増加が課題となっている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	要介護4・5の高齢者の介護者で非課税世帯を対象に、紙おむつなどの介護用品の購入費を助成する。		介護者の経済的負担の軽減		6,015
具体的な実施内容	要介護4・5の高齢者の介護者で非課税世帯を対象に、紙おむつなどの介護用品の購入費を助成する。			平成21年度	要介護4・5の高齢者の介護者で非課税世帯を対象に、紙おむつなどの介護用品の購入費を助成する。		介護者の経済的負担の軽減		3,750
事業の目的	介護者の経済的負担の軽減を図るとともに、要介護者の在宅生活の継続及び向上を図る。			平成22年度	要介護4・5の高齢者の介護者で非課税世帯を対象に、紙おむつなどの介護用品の購入費を助成する。		介護者の経済的負担の軽減		3,750
事業の効果	介護者の経済的負担の軽減が図れた。								

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	家族介護者等支援事業		細事業名	在宅介護支援事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市家族介護慰労事業実施要綱				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する							
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	在宅介護者は精神的・身体的負担が大きい。		平成20年度	市内在住の寝たきり(要介護度4又は5)の在宅高齢者の同居介護者に対して負担の軽減を図るため慰労金を支給する。	介護者の精神的・身体的な負担を軽減し、高齢者の在宅福祉の増進を図る。	7,040		
具体的な実施内容	市内在住の寝たきり(要介護度4又は5)の在宅高齢者の同居介護者に対して負担の軽減を図るため慰労金を支給する。		平成21年度	市内在住の寝たきり(要介護度4又は5)の在宅高齢者の同居介護者に対して負担の軽減を図るため慰労金を支給する。	介護者の精神的・身体的な負担を軽減し、高齢者の在宅福祉の増進を図る。	3,420		
事業の目的	高齢者を介護している家族の支援を図る。		平成22年度	市内在住の寝たきり(要介護度4又は5)の在宅高齢者の同居介護者に対して負担の軽減を図るため慰労金を支給する。	介護者の精神的・身体的な負担を軽減し、高齢者の在宅福祉の増進を図る。	3,420		
事業の効果	高齢者の在宅福祉の推進による、介護保険給付費の節減が図れる。							
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費					

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	介護相談員派遣事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市介護相談員派遣事業実施要綱			
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	介護サービスの質を向上するため、各施設へ相談員を派遣する必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。	介護サービスの質の向上	1,163
具体的な実施内容	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。			平成21年度	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。	介護サービスの質の向上	1,163
事業の目的	利用者の疑問や不満及び不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図る。			平成22年度	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。	介護サービスの質の向上	1,163
事業の効果	施設における介護サービスの質の向上。						1,163

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	介護予防活動支援事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	高齢者の閉じこもりが課題となっている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。	在宅虚弱高齢者の閉じこもり防止	14,621
具体的な実施内容	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。			平成21年度	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。	在宅虚弱高齢者の閉じこもり防止	14,621
事業の目的	高齢者等の自立的生活の助長、社会的孤独感の解消及び心身機能の維持向上を図る。 その家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。			平成22年度	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。	在宅虚弱高齢者の閉じこもり防止	14,621
事業の効果	在宅虚弱高齢者の閉じこもり防止が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	緊急通報体制等整備事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市緊急通報電話設置要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	高齢者独居世帯の緊急時の対応に不安がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。	急病・災害等の緊急時における迅速かつ正確な対応並びに不安、孤独感の解消を図る。	1,360
具体的な実施内容	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。			平成21年度	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。	
事業の目的	急病・災害等の緊急時における迅速かつ正確な対応並びに不安、孤独感の解消を図る。		平成22年度		ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。	急病・災害等の緊急時における迅速かつ正確な対応並びに不安、孤独感の解消を図る。
事業の効果	市民の身近である地域において、見守りの強化が図れる。					

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者等生活支援事業	細事業名	外出支援サービス事業	新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市高齢者等生活支援事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等の増加が課題となっている。		平成20年度	一般の交通機関を利用することが困難な、高齢者や心身に障がいがある者に対し、利用者宅と福祉サービスを提供する場所・医療機関の間を送迎する。	市民の社会参加のための、移動手段の確保	30,536
具体的な実施内容	一般の交通機関を利用することが困難な、高齢者や心身に障がいがある者に対し、利用者宅と福祉サービスを提供する場所・医療機関の間を送迎する。		平成21年度	一般の交通機関を利用することが困難な、高齢者や心身に障がいがある者に対し、利用者宅と福祉サービスを提供する場所・医療機関の間を送迎する。	市民の社会参加のための、移動手段の確保	24,886
事業の目的	高齢者又は心身に障がいのある人が、できる限り在宅で生活できるよう、必要に応じてサービスを提供する。		平成22年度	一般の交通機関を利用することが困難な、高齢者や心身に障がいがある者に対し、利用者宅と福祉サービスを提供する場所・医療機関の間を送迎する。	市民の社会参加のための、移動手段の確保	24,886
事業の効果	認知症予防や閉じこもり防止に効果があり、高齢者等の社会的参加に効果がある。					

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者等生活支援事業		細事業名	軽度生活援助サービス事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市高齢者等生活支援事業実施要綱				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する							
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	介護給付の対象者にならないよう、保健師による訪問等で事業の啓発や見守りが必要。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	介護認定を受けていないおおむね65歳のひとり暮らし又は高齢者世帯に、外出時の援助、食材の買出し等簡易な日常生活上の援助を行う。	軽易な日常生活援助事業で自立生活を継続させる。	4,516	
具体的な実施内容	介護認定を受けていないおおむね65歳のひとり暮らし又は高齢者世帯に、外出時の援助、食材の買出し等簡易な日常生活上の援助を行う。			平成21年度	介護認定を受けていないおおむね65歳のひとり暮らし又は高齢者世帯に、外出時の援助、食材の買出し等簡易な日常生活上の援助を行う。	軽易な日常生活援助事業で自立生活を継続させる。	4,516	
事業の目的	高齢者又は心身に障がいのある人が、できる限り在宅で生活できるよう、必要に応じてサービスを提供する。			平成22年度	介護認定を受けていないおおむね65歳のひとり暮らし又は高齢者世帯に、外出時の援助、食材の買出し等簡易な日常生活上の援助を行う。	軽易な日常生活援助事業で自立生活を継続させる。	4,516	
事業の効果	軽易な生活援助を提供することにより、介護保険を使うことなく自立可。						4,516	

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者等生活支援事業	細事業名	食の自立支援事業	新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市高齢者等生活支援事業実施要綱			
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度					
現状の課題	高齢者の増加に伴い今後益々配食の需要は高まるが、供給が不足している。また、見守りを兼ねているため緊急時の連絡体制の強化が望まれている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
具体的な実施内容	食事の支度が困難なため日常生活に支障のある高齢者等又は食生活の改善が必要と認められるものに対し、見守りを兼ねて定期的に栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達する。		平成 20 年度	食事の支度が困難なため日常生活に支障のある高齢者等又は食生活の改善が必要と認められるものに対し、見守りを兼ねて定期的に栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達する。	栄養のバランスが保たれるとともに、食事の支度が困難な者に対して配食時に利用者の安否確認が行える。	25,040
事業の目的	高齢者の自立した日常生活を支援するための食生活改善と安否確認。		平成 21 年度	食事の支度が困難なため日常生活に支障のある高齢者等又は食生活の改善が必要と認められるものに対し、見守りを兼ねて定期的に栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達する。	栄養のバランスが保たれるとともに、食事の支度が困難な者に対して配食時に利用者の安否確認が行える。	25,040
事業の効果	栄養のバランスが保たれるとともに、食事の支度が困難な者に対して配食時に利用者の安否確認が行える。		平成 22 年度	食事の支度が困難なため日常生活に支障のある高齢者等又は食生活の改善が必要と認められるものに対し、見守りを兼ねて定期的に栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達する。	栄養のバランスが保たれるとともに、食事の支度が困難な者に対して配食時に利用者の安否確認が行える。	25,040

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者等生活支援事業		細事業名	訪問理美容サービス事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市高齢者等生活支援事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等の増加が課題となっている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅でこれらのサービスを受けることができるよう理美容師の出張経費の一部を助成する。	要介護者が衛生的に在宅で暮らすことができる。	300
具体的な実施内容	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅でこれらのサービスを受けることができるよう理美容師の出張経費の一部を助成する。			平成21年度	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅でこれらのサービスを受けることができるよう理美容師の出張経費の一部を助成する。	要介護者が衛生的に在宅で暮らすことができる。	350
事業の目的	高齢者又は心身に障がいのある人が、できる限り在宅で生活できるよう、必要に応じてサービスを提供する。			平成22年度	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅でこれらのサービスを受けることができるよう理美容師の出張経費の一部を助成する。	要介護者が衛生的に在宅で暮らすことができる。	400
事業の効果	寝たきり高齢者等の衛生管理に有効。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	地域包括支援センター事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	地域福祉の総合相談窓口が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等)を一体的に実施する。	高齢者の健康保持と生活の安定	17,000
具体的な実施内容	包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等)を一体的に実施する。		平成21年度	包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等)を一体的に実施する。	高齢者の健康保持と生活の安定	17,000
事業の目的	地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する。		平成22年度	包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等)を一体的に実施する。	高齢者の健康保持と生活の安定	17,000
事業の効果	被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう事業等に取り組む。					

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	共同作業所等支援事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市障害者共同作業所通所訓練費補助事業費補助金交付要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市立小規模通所授産施設条例			
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	障害者自立支援法の施行により、新事業所体系への移行が求められる共同作業所等の円滑な事業運営への支援が必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	共同作業所等の運営を支援し、障がい者への指導訓練、機能回復指導及び訓練等を推進する。	共同作業所等の円滑な事業運営を支援し、障がいのある人の社会参加を促進する。	47,742
具体的な実施内容	共同作業所等に助成を行い、共同作業所等の通所者への指導訓練、機能回復指導及び生活適応訓練等を推進する。			平成21年度	共同作業所等の運営を支援し、障がい者への指導訓練、機能回復指導及び訓練等を推進する。	共同作業所等の円滑な事業運営を支援し、障がいのある人の社会参加を促進する。	45,987
事業の目的	障がいのある人が身近なところでサービスを利用でき、選択の幅を広げることで地域生活ができるようにする。			平成22年度	共同作業所等の運営を支援し、障がい者への指導訓練、機能回復指導及び訓練等を推進する。	共同作業所等の円滑な事業運営を支援し、障がいのある人の社会参加を促進する。	45,987
事業の効果	障がいのある人が利用しやすいまちづくりの取り組み。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位：千円)

事業名	障がい者医療助成事業		細事業名	自立支援医療給付事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	障害者自立支援法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	身体障がい者の日常生活能力や職業能力を回復するために必要な医療を受けるための、個人負担を軽減するために必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、手術を行うことなどにより、障がいを軽減、あるいは機能の維持が保たれるなどの効果を期待できる場合に、医療費の一部を公費負担する。	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得している。障がい者にとって必要な医療費負担の軽減となっている。	45,886
具体的な実施内容	身体障害者手帳交付を受けている18歳以上の方が、特定の医療(人工透析・ペースメーカー移植術・人工関節置換術など)を受ける場合に、医療費の一部を公費負担する。			平成 21 年度	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、手術を行うことなどにより、障がいを軽減、あるいは機能の維持が保たれるなどの効果を期待できる場合に、医療費の一部を公費負担する。	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得している。障がい者にとって必要な医療費負担の軽減となっている。	47,262
事業の目的	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得することを目的としている。			平成 22 年度	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、手術を行うことなどにより、障がいを軽減、あるいは機能の維持が保たれるなどの効果を期待できる場合に、医療費の一部を公費負担する。	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得している。障がい者にとって必要な医療費負担の軽減となっている。	48,679
事業の効果	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得している。障がい者にとって必要な医療費負担の軽減となっている。						

個別事業計画書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	障がい者医療助成事業		細事業名	重度心身障害老人健康管理事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市重度心身障害老人健康管理事業費支給条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	重度心身が害老人にとって、医療費の負担が大きく、軽減と支援の施策が求められる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	重度心身障がい老人の健康を保持し、もって障がい者福祉の向上を図るため老人保健法の一部負担金を支給する。	対象者の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図る。	85,647
具体的な実施内容	後期高齢者医療を受け、身体に一定以上の障がいのある65歳以上の高齢者の医療費を給付する。			平成21年度	重度心身障がい老人の健康を保持し、もって障がい者福祉の向上を図るため老人保健法の一部負担金を支給する。	対象者の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図る。	85,647
事業の目的	重度心身障がい老人に対し、医療に要する費用を給付することにより、健康の保持増進を図り、障がい者福祉の向上を図ることを目的とする。			平成22年度	重度心身障がい老人の健康を保持し、もって障がい者福祉の向上を図るため老人保健法の一部負担金を支給する。	対象者の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図る。	85,597
事業の効果	対象者の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることができる。						

個別事業計画書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	障がい者医療助成事業		細事業名	福祉医療費支給事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市福祉医療費の支給に関する条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	心身に障がいのある市民の医療費負担は大変大きく、医療費の軽減によって、福祉の増進を図ることが求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、心身障がい者等に対し医療費を支給する。	安心して医療を受けることができるよう、医療費負担の軽減を図る。	104,340
具体的な実施内容	心身障がい者等が医療機関でかかった医療費を給付する。			平成21年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、心身障がい者等に対し医療費を支給する。	安心して医療を受けることができるよう、医療費負担の軽減を図る。	104,340
事業の目的	心身障がい者等に対し医療費を支給することによって、障がい者等の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。			平成22年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、心身障がい者等に対し医療費を支給する。	安心して医療を受けることができるよう、医療費負担の軽減を図る。	104,340
事業の効果	医療費の自己負担がないため、対象者は安心して医療を受けることができている。						104,340

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者等生活支援事業		細事業名	介護給付事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	障害者自立支援法				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する							
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	利用者に偏りがあるため、サービスの体系を利用対象者に周知し、適切なサービスが受けられるようにケアマネジメントをする必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護、短期入所、児童デイサービス、生活介護、療養介護、共同生活介護、施設入所、行動援護、重度訪問介護等)を利用できるよう支援を行う。	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。	347,048	
具体的な実施内容	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護、短期入所、児童デイサービス、生活介護、療養介護、共同生活介護、施設入所、行動援護、重度訪問介護等)を利用できるよう支援を行う。			平成21年度	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護、短期入所、児童デイサービス、生活介護、療養介護、共同生活介護、施設入所、行動援護、重度訪問介護等)を利用できるよう支援を行う。	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。	350,518	
事業の目的	障がいのある人が地域で自立した生活がおくれるように、総合的なサービスを提供する。			平成22年度	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護、短期入所、児童デイサービス、生活介護、療養介護、共同生活介護、施設入所、行動援護、重度訪問介護等)を利用できるよう支援を行う。	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。	354,023	
事業の効果	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。							

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者等生活支援事業		細事業名	訓練等給付事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	障害者自立支援法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	障がいのある人の社会参加を促すため、自立訓練をはじめとする支援が必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	障がいのある人が、自立訓練、就労継続支援、グループホーム等のサービスを利用できるよう、支援を行う。	地域における自立生活及び社会参加に貢献する。	62,052
具体的な実施内容	障がいのある人が、自立訓練、就労継続支援、グループホーム等のサービスを利用できるよう、支援を行う。			平成21年度	障がいのある人が、自立訓練、就労継続支援、グループホーム等のサービスを利用できるよう、支援を行う。	地域における自立生活及び社会参加に貢献する。	70,553
事業の目的	障がいのある人が地域で自立した生活が送れるための必要なサービスの提供をする。			平成22年度	障がいのある人が、自立訓練、就労継続支援、グループホーム等のサービスを利用できるよう、支援を行う。	地域における自立生活及び社会参加に貢献する。	71,257
事業の効果	地域における自立生活及び社会参加に貢献している。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者等生活支援事業		細事業名	難病患者等居宅生活支援事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市難病患者ホームヘルプサービス事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市難病患者居宅生活支援日常生活用具給付事業実施要綱			
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援			南丹市難病患者等短期入所事業実施要綱			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	難病患者及び家族の安定した在宅生活が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	介護の支援を要する者にホームヘルパーの派遣をし、日常生活の便宜を図り、生活用具の交付をする。	難病患者等の日常生活を支援することにより、介護者、患者の負担を軽減する。	72
具体的な実施内容	日常生活を営むのに支障があり、介護の支援を要する者にホームヘルパーの派遣や生活用具の交付を行い、日常生活の便宜を図る。			平成21年度	介護の支援を要する者にホームヘルパーの派遣をし、日常生活の便宜を図り、生活用具の交付をする。	難病患者等の日常生活を支援することにより、介護者、患者の負担を軽減する。	72
事業の目的	難病患者と家族の療養上の不安や介護の負担を軽減する。			平成22年度	介護の支援を要する者にホームヘルパーの派遣をし、日常生活の便宜を図り、生活用具の交付をする。	難病患者等の日常生活を支援することにより、介護者、患者の負担を軽減する。	72
事業の効果	地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、介護者、患者の負担を軽減する。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者等生活支援事業		細事業名	日中一時支援事業・生活サポート事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する							
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	障がいのある人の日中における活動の場の確保、日常生活の支援、日常的に介護している家族の一時的な休息の確保をする。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	障がい者支援施設、学校の空き教室等で障がい者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を支援する。また、日常生活に支援を必要とする者に居宅介護従事者を派遣し、生活支援や家事援助を行う。	障がいのある人の日中における活動の場の確保と、介護している家族の一時的な休息を得られるようにする。	13,080	
具体的な実施内容	日中、障がい者福祉サービス事業所、障がい者支援施設、学校の空き教室等において、障がいのある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を支援する。また、日常生活に関する支援を行わなければ支障をきたす場合に、居宅介護従事者を派遣し必要な生活支援・家事援助を行う。			平成21年度	障がい者支援施設、学校の空き教室等で障がい者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を支援する。また、日常生活に支援を必要とする者に居宅介護従事者を派遣し、生活支援や家事援助を行う。	障がいのある人の日中における活動の場の確保と、介護している家族の一時的な休息を得られるようにする。	12,000	
事業の目的	障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や日常的に介護している介護者の一時的な休息を得られるようにする。			平成22年度	障がい者支援施設、学校の空き教室等で障がい者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を支援する。また、日常生活に支援を必要とする者に居宅介護従事者を派遣し、生活支援や家事援助を行う。	障がいのある人の日中における活動の場の確保と、介護している家族の一時的な休息を得られるようにする。	12,000	
事業の効果	介護者(家族)の就労や休息が得られる。							

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	地域活動支援センター事業		細事業名	相談支援事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市障害者相談支援事業実施要綱				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する							
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	療育等支援対象者への専門相談支援が必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	社会資源を活用するための支援 社会性活力を高めるための支援 専門機関との連携 その他在宅障がい者の自立と社会参加の促進に必要な事業	相談支援専門員1名を配置する	8,146	
具体的な実施内容	障がいのある人等の相談に応じ情報の提供、助言のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。			平成21年度	社会資源を活用するための支援 社会性活力を高めるための支援 専門機関との連携 その他在宅障がい者の自立と社会参加の促進に必要な事業	相談支援専門員1名を配置する	8,146	
事業の目的	障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする。			平成22年度	社会資源を活用するための支援 社会性活力を高めるための支援 専門機関との連携 その他在宅障がい者の自立と社会参加の促進に必要な事業	相談支援専門員1名を配置する	8,146	
事業の効果	相談事業がより身近になる。						8,146	

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	地域活動支援センター事業		細事業名	地域活動支援センター事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る			根拠法令等	南丹市地域活動支援センター事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する							
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	障がいのある人が気軽に集うことができる場づくりが早急に必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	地域活動支援センターの基本事業として利用者に対し創作・生産・社会交流・生活支援の機会の提供等、地域の事情に応じ支援を図る。	2ヶ所の施設増により3ヶ所での運営を行う。	25,500	
具体的な実施内容	障がいのある人がいつでも通える場所をすることにより、自宅に閉じこもりがちな人でも、センターに通うことで、少しでも自立及び社会参加を促す。			平成21年度	地域活動支援センターの基本事業として利用者に対し創作・生産・社会交流・生活支援の機会の提供等、地域の事情に応じ支援を図る。	1ヶ所の施設増により4ヶ所での運営を目指す。	34,000	
事業の目的	障がい者及び障がい児の日常生活支援、創作的活動及び生産活動の機会の提供並びに地域活動を行うことにより障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るとともに障がい者に対する理解を深めることを目的とする。			平成22年度	地域活動支援センターの基本事業として利用者に対し創作・生産・社会交流・生活支援の機会の提供等、地域の事情に応じ支援を図る。	4施設の円滑な事業運営。	34,000	
事業の効果	障がいのある人がいつでも通える場所をすることにより自宅に閉じこもりがちな人でも、センターに通うことで、少しでも自立及び社会参加につながる。							

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	発達支援センター運営事業		細事業名			新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市中心身障害児通園事業実施要綱			
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	心身障害児通園事業(つくし園)は、法改正や地域のニーズの変化により、預かり機能から療育機能という専門的な内容が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	「南丹市発達支援センター(仮称)」として整備を行う。	「南丹市発達支援センター(仮称)」の立ち上げにより、相談・早期支援、療育を一貫して支援できるよう体制整備をする。	46,916
具体的な実施内容	人とかかわりに不安のある子どもや心身の発達に遅れのある子どもとその保護者に対し、一人ひとりに適した相談・支援、療育等の支援を行い、地域で安心して生活が送れるよう支援する。			平成21年度	「南丹市発達支援センター(仮称)」として運営を行う。	相談・早期支援、療育を一貫して支援できるよう体制整備をする。	7,000
事業の目的	「発達支援センター(仮称)」の新しい療育施設を確保する。			平成22年度	「南丹市発達支援センター(仮称)」として運営を行う。	相談・早期支援、療育を一貫して支援できるよう体制整備をする。	7,000
事業の効果	相談・早期支援、療育の機能を一体的に担う。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	シルバー人材センター活動支援事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(7)高齢者・障がいのある人の社会参加の促進					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	高齢者の生きがいづくりの拠点が求められている。		平成 20 年度	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している (財)南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。	高齢者の社会進出により、高齢者の自立を図る。	20,716
具体的な実施内容	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している (財)南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。		平成 21 年度	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している (財)南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。	高齢者の社会進出により、高齢者の自立を図る。	19,766
事業の目的	高齢者の生きがいづくり活動支援を図る。		平成 22 年度	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している (財)南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。	高齢者の社会進出により、高齢者の自立を図る。	19,736
事業の効果	高齢者の社会進出により、高齢者の自立が図れる。					

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	社会参加推進事業		細事業名	ガイドヘルパー派遣事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する							
	(7)高齢者・障がいのある人の社会参加の促進							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	障がい者の移動を支援し、福祉の増進と社会参加の促進を図る。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	ガイドヘルパーを派遣し、障がい者の移動を支援する。	余暇活動等や社会参加ができる。	8,400	
具体的な実施内容	屋外での移動が困難な障がいのある人に、ガイドヘルパー等を派遣し外出のための支援を行なう。			平成21年度	ガイドヘルパーを派遣し、障がい者の移動を支援する。	余暇活動等や社会参加ができる。	7,560	
事業の目的	移動が困難な障がいのある人に対して、生活上必要不可欠な外出や余暇活動の外出移動を支援する。			平成22年度	ガイドヘルパーを派遣し、障がい者の移動を支援する。	余暇活動等や社会参加ができる。	6,804	
事業の効果	余暇活動等や社会参加ができる。							

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	社会参加推進事業		細事業名	コミュニケーション支援事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	障害者自立支援法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(7)高齢者・障がいのある人の社会参加の促進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	コミュニケーション支援の要望は高く、継続して事業を行う必要がある。		平成20年度	コミュニケーションに関する支援(手話・要約筆記による通訳など)を行う。また、手話教室等を開催し、支援者の養成を行う。	障がいがある人の社会参加を促すとともに、手話通訳や要約筆記等の資格者を増やし、支えあいの地域づくりを目指す。	6,944	
具体的な実施内容	聴覚言語に障がいのある人が、社会参加・日常生活に必要な際に、コミュニケーションに関する支援(手話・要約筆記による通訳など)を行う。また、手話教室等を開催し、支援者の養成を行う。		平成21年度	コミュニケーションに関する支援(手話・要約筆記による通訳など)を行う。また、手話教室等を開催し、支援者の養成を行う。	障がいがある人の社会参加を促すとともに、手話通訳や要約筆記等の資格者を増やし、支えあいの地域づくりを目指す。	6,944	
事業の目的	聴覚、言語機能、音性機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図る。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の効果	コミュニケーション支援により、日常生活の負担を軽減し、社会参加を促す。						
			平成22年度	コミュニケーションに関する支援(手話・要約筆記による通訳など)を行う。また、手話教室等を開催し、支援者の養成を行う。	障がいがある人の社会参加を促すとともに、手話通訳や要約筆記等の資格者を増やし、支えあいの地域づくりを目指す。	6,944	

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	社会参加推進事業		細事業名	社会活動参加支援事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市福祉タクシー事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する			南丹市身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱			
	(7)高齢者・障がいのある人の社会参加の促進			南丹市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	さまざまな障がいのある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、必要な自立支援等推進施策及び社会参加を通じて生活の質的向上が図れ、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進していかなければならない。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	障がいのある人の地域での活動を促進し、社会参加のための移動支援を行う。	障がいのある方の社会参加を促進する。	2,220
具体的な実施内容	在宅で障がいのある人の、社会的生活能力の向上を図り、また社会活動への参加と自立を促進するために、グループワークの開催、福祉タクシー利用券の交付、自動車改造費の支給など、さまざまな事業を行う。			平成21年度	障がいのある人の地域での活動を促進し、社会参加のための移動支援を行う。	障がいのある方の社会参加を促進する。	2,220
事業の目的	障がいのある方の社会参加を促進するため。			平成22年度	障がいのある人の地域での活動を促進し、社会参加のための移動支援を行う。	障がいのある方の社会参加を促進する。	2,220
事業の効果	障がいのある方の社会参加促進につながり、日常生活や、地域活動への支援を行う。						2,220

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	老人クラブ活動支援事業		細事業名				新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等						
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する								
	(7)高齢者・障がいのある人の社会参加の促進								
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費			
現状の課題	ますます高齢化社会が進むなか、高齢者の社会参加の機会の推進が必要。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。	明るい長寿社会の実現と、保健福祉の向上事業の展開	7,749		
具体的な実施内容	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。			平成21年度	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。	明るい長寿社会の実現と、保健福祉の向上事業の展開	7,749		
事業の目的	明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上を図る。			平成22年度	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。	明るい長寿社会の実現と、保健福祉の向上事業の展開	7,749		
事業の効果	明るい長寿社会の実現と、保健福祉の向上が図れる。						7,749		

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	心配ごと相談事業		細事業名				新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等						
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する								
	(8)安心と支え合いの仕組みづくり								
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費			
現状の課題	各地域で相談窓口を設け、できるだけ相談を受けやすい体制を考え、相談員の研修や会議も実施していく必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	各地域に相談場所を設け月1回相談事業を開催。 その他、弁護士による法律相談を行う。	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る	1,420		
具体的な実施内容	各地域に相談場所を設け月1回相談事業を開催。 その他、弁護士による法律相談を行う。			平成21年度	各地域に相談場所を設け月1回相談事業を開催。 その他、弁護士による法律相談を行う。	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る	1,420		
事業の目的	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る。			平成22年度	各地域に相談場所を設け月1回相談事業を開催。 その他、弁護士による法律相談を行う。	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る	1,420		
事業の効果	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る。								

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	成年後見人制度利用支援事業		細事業名		新継区分	新規	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(8)安心と支え合いの仕組みづくり						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の法的判断必要ケースの増加が課題となっている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の権利を市長申し立てにより保護支援する。	高齢者の尊厳ある生活の維持	112
具体的な実施内容	高齢者本人の判断能力が不十分で、経済的・身体的に支援が必要な場合、成年後見人により擁護する「成年後見人制度」について、必要に応じ法的支援を図る。			平成21年度	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の権利を市長申し立てにより保護支援する。	高齢者の尊厳ある生活の維持	117
事業の目的	判断能力等が不十分な高齢者を擁護するため、専門的・継続的に支援を図る。			平成22年度	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の権利を市長申し立てにより保護支援する。	高齢者の尊厳ある生活の維持	117
事業の効果	高齢者の尊厳ある生活の維持が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	地域福祉推進事業	細事業名	新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会福祉法		
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する				
	(8)安心と支え合いの仕組みづくり				
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	将来を見据えた福祉支援策の総合的な立案、計画に沿った実行計画の具体化、政策化が求められる。地域福祉策定委員の協力も不可欠である。	平成20年度	計画にそったモデル事業の実施 各サロン活動や小地域見守りネットワーク活動の推進	わが地域に目を向け関心を持ち、地域を担う主役は自分であるということを実感してもらうことができ、地域とのつながり、関係機関との連携、ボランティアの育成など、幅広い効果が期待できる。	9,001
具体的な実施内容	小地域見守りネットワーク活動や各サロン活動を活性化し、平成19年度に作成した地域福祉計画に基づき、地域福祉の推進を図るため、地域福祉の仕組みを構築する。また、安心安全な地域生活維持のため、民生委員・児童委員を地域福祉の担い手として位置づけ、役割を担っていただく。	平成21年度	計画にそったモデル事業の実施 各サロン活動や小地域見守りネットワーク活動の推進	わが地域に目を向け関心を持ち、地域を担う主役は自分であるということを実感してもらうことができ、地域とのつながり、関係機関との連携、ボランティアの育成など、幅広い効果が期待できる。	9,001
事業の目的	地域福祉の仕組みを構築し、地域福祉の推進を図る。	平成22年度	計画にそったモデル事業の実施 各サロン活動や小地域見守りネットワーク活動の推進	わが地域に目を向け関心を持ち、地域を担う主役は自分であるということを実感してもらうことができ、地域とのつながり、関係機関との連携、ボランティアの育成など、幅広い効果が期待できる。	9,001
事業の効果	わが地域に目を向け関心を持ち、地域を担う主役は自分であるということを実感してもらうことができ、地域とのつながり、関係機関との連携、ボランティアの育成など、幅広い効果が期待できる。				

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	京都新光悦村推進事業		細事業名		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等			
	5 ふるさとで働ける場をふやす					
	(1) 京都新光悦村の波及効果の拡大					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	京都新光悦村のコンセプト(伝統と文化のものづくり産業と先端産業との融合)の実現に向けた仕組みづくりや運営団体等の組織化などの取り組みが出来ていない。 小規模宅地等の分譲が進んでいない。		平成 20 年度	感動創造ものづくりプロジェクトの実施 京都府と連携し、感性価値創造をキーワードにしたコンセプトの実現に向けた進出企業及び学識経験者、関係団体等による会議等の開催 宅盤等維持管理 企業立地奨励金の交付	感動創造ものづくりプロジェクトの立ち上げ 会議の開催(年4回) 宅盤等維持管理による環境美化(草刈年1回、巡回週1回) 誘致企業企業の安定的な事業運営	10,780
具体的な実施内容	京都府と連携し、進出企業等の交流を深める場を設け、意見等を集約する中で、地元雇用の拡大やコンセプト実現に向けた仕組みづくりを進めるとともに、会の組織化に向けて取り組みを行う。 京都府と連携し、伝統産業関係への広報を進めるとともに誘致を進めるため未分譲地等の管理を行う。		平成 21 年度	感動創造ものづくりプロジェクトの推進 京都府と連携し、コンセプト実現に向けた会議の開催及び、フォーラム等の実施 宅盤等維持管理 企業立地奨励金の交付	感動創造ものづくりプロジェクトの内容充実 会議の定例化と新しいむらづくりへの気運の高まり 宅盤等維持管理による環境美化(草刈年1回、巡回週1回) 誘致企業の安定的な事業運営	21,065
事業の目的	京都新光悦村のコンセプトの実現を図るための管理運営団体の組織化と分譲の促進。		平成 22 年度	感動創造ものづくりプロジェクトの推進 京都府と連携し、コンセプト実現に向けた会議の開催と組織化 宅盤等維持管理 企業立地奨励金の交付	感動創造ものづくりプロジェクトの具体化 会議で検討された内容の具体化に向けた取り組みの着手と組織化 宅盤等維持管理による環境美化(草刈年1回、巡回週1回) 誘致企業の安定的な事業運営	18,813
事業の効果	管理運営団体の組織化により、京都新光悦村ブランド確立に向けた取り組みが進み、雇用の拡大が図られ、村への誘客等による市の活性化が期待できるとともに村の管理に対する市の負担軽減が図られる。					
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	企業支援事業	細事業名	新継区分	継 続			
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等				
	5 ふるさとで働ける場をふやす						
	(2)工業用地の整備と企業誘致の推進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	雇用の創出・安定を図り、働く場の確保・充実が不可欠である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	企業誘致関連事業の実施 誘致企業への支援 地元雇用の推進	雇用の創出 自主財源の確保	351,381
具体的な実施内容	地域の活性化を図るため、企業が進出しやすい環境を整備するとともに雇用に関しても市内からの雇用を奨励支援する。				平成21年度	企業誘致関連事業の実施 誘致企業への支援 地元雇用の推進	
事業の目的	雇用の創出・安定を図り、地域の活性化に寄与する。 自主財源の確保。			平成22年度		企業誘致関連事業の実施 誘致企業への支援 地元雇用の推進	雇用の創出 自主財源の確保
事業の効果	地域経済への波及効果は大きい。						

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	商工振興融資利子補給事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	中小企業信用保険法			
	5 ふるさとで働ける場をふやす						
	(3) 起業支援の推進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	中小商工業者が近代的な経営を図るためには資金(運転、設備、店舗改装)が必要になってくる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	政府系金融機関、京都府制度融資の借入額1000万円を限度に1年分の利子の一部を補給する。	利子負担の軽減が図れ、積極的な経営ができる。	10,000
具体的な実施内容	創業の支援や中小商工業者の経営の安定化と近代化を図るため、南丹市商工会員が国民生活金融公庫の経営改善貸付資金または京都府制度融資資金の借入れをした場合、利子額の一部を補給する。			平成21年度	対象資金を限定し、利子の一部を補給する。	利子負担の軽減が図れ、積極的な経営ができる。	7,000
事業の目的	中小商工業者の経営の近代化と安定。			平成22年度	対象資金を限定し、利子の一部を補給する。	利子負担の軽減が図れ、積極的な経営ができる。	7,000
事業の効果	利子負担の軽減が図れ、積極的な経営ができる。						

個別事業計画書

所管部署：土木建築部 土木管理課

(単位:千円)

事業名	河川維持事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	河川法			
	1 豊かな緑と清流を守る			河川取締規則			
	(1)森林と河川						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	南丹市管理河川については未整備箇所が多く、河川の維持管理について関係する地区に河川法面の除草等河川美化に協力を得ている状況である。また、河川内には整備護岸の老朽化や出水時の堆積物がみられる状況である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市管理河川の浚渫や構造物の老朽化に伴う維持管理工事を行う。また、河川環境の美化に伴う除草等管理行為を地元の協力を得て推進する。	1.地元要望を踏まえて、河川施設の維持管理を行う。 2.河川の状況を把握するため、河川台帳整備を行う(美山管内)。 *園部・八木は完了	29,104
具体的な実施内容	南丹市管理河川の浚渫や構造物の老朽化に伴う維持管理工事を行う。また、河川環境の美化に伴う除草等管理行為を地元の協力を得て推進する。			平成21年度	南丹市管理河川の浚渫や構造物の老朽化に伴う維持管理工事を行う。また、河川環境の美化に伴う除草等管理行為を地元の協力を得て推進する。	1.地元要望を踏まえて、河川施設の維持管理を行う。 2.河川の状況を把握するため、河川台帳整備を行う(日吉管内)。	33,125
事業の目的	南丹市管理河川の浚渫や構造物の老朽化に伴う維持管理工事を行い、また、河川環境の美化を図る。			平成22年度	南丹市管理河川の浚渫や構造物の老朽化に伴う維持管理工事を行う。また、河川環境の美化に伴う除草等管理行為を地元の協力を得て推進する。	1.地元要望を踏まえて、河川施設の維持管理を行う。 2.河川の状況を把握するため、河川台帳補正を行う。	32,125
事業の効果	河川環境の保全を図り住民の生命と財産を守る。						

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	森林整備事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市林業振興事業補助金交付要綱			
	1 豊かな緑と清流を守る		南丹市良い森づくり事業補助金交付要綱			
	(1)森林と河川		南丹市市行分収造林条例			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	間伐の遅れや、手入れ不足により放置された人工林が増加している。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	森林施業 植林 16,500本 下刈 7ha 間伐 738ha 間伐材搬出 3,475m ³ 枝打 49ha クマ剥ぎ被害防止 90ha	林家負担を軽減し、森林の有する多様な機能(良質材生産、水源の涵養等)を効果的に発揮させる。	109,224
具体的な実施内容	森林施業(植林・下刈・間伐・間伐材搬出・枝打・クマ剥ぎ被害防止)への助成を行い、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるための森林整備を推進する。		平成 21 年度	森林施業 植林 16,500本 下刈 7ha 間伐 738ha 間伐材搬出 3,475m ³ 枝打 49ha クマ剥ぎ被害防止 90ha	林家負担を軽減し、森林の有する多様な機能(良質材生産、水源の涵養等)を効果的に発揮させる。	108,446
事業の目的	放置された人工林の間伐等森林施業を行い、森林資源が継続的に循環利用できる、持続可能な森林づくりを目指す。		平成 22 年度	森林施業 植林 16,500本 下刈 7ha 間伐 738ha 間伐材搬出 3,475m ³ 枝打 49ha クマ剥ぎ被害防止 90ha	林家負担を軽減し、森林の有する多様な機能(良質材生産、水源の涵養等)を効果的に発揮させる。	108,446
事業の効果	林家負担を軽減し、森林の有する多様な機能(良質材生産、水源の涵養等)を効果的に発揮させる。					

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	森林整備地域活動支援交付金事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市林業振興事業補助金交付要綱			
	1 豊かな緑と清流を守る					
	(1) 森林と河川					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	林業採算性の悪化等による林業生産活動の停滞、新所有者の高齢化、不在村化等を背景に放置された森林が発生している。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	森林交付金 協定団地 102地区 交付対象面積8,149ha	森林施業の集約化に必要な森林情報(林齢・樹種等)の収集、施業実施区域の明確化、歩道の整備等	76,452
具体的な実施内容	森林施業計画の作成を通じた、計画的かつ適切な森林整備の推進を図る。 ・施業実施区域の明確化作業 ・歩道(作業道)の整備等		平成21年度	森林交付金 協定団地 102地区 交付対象面積 8,149ha	森林施業の集約化に必要な森林情報(林齢・樹種等)の収集、施業実施区域の明確化、歩道の整備等	76,452
事業の目的	森林施業計画の作成を通じ、計画的かつ適切な森林整備が図れる。		平成22年度	森林交付金 協定団地 102地区 交付対象面積 8,149ha	森林施業の集約化に必要な森林情報(林齢・樹種等)の収集、施業実施区域の明確化、歩道の整備等	76,452
事業の効果	森林の有する多様な機能、良質材生産、水源の涵養等を効果的に発揮させる。					

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	森林病虫害等駆除事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	京都議定書			
	1 豊かな緑と清流を守る			南丹市林業振興事業補助金交付要綱			
	(1) 森林と河川						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	天然林の荒廃や消失により、絶滅危惧種が増加し生物多様性の低下が生じている。 また、特用林産物生産の維持が危ぶまれている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	被害木伐倒処理・駆除 1,300m ³ 樹幹注入 3,095本	森林病虫害による被害から、森林環境を守る	19,645
具体的な実施内容	松くい虫防除事業の実施。 ・被害木伐倒処理・伐倒駆除・樹幹注入 カシノナガキクイムシ防除事業(広葉樹の枯損被害防止)の実施。			平成21年度	被害木伐倒処理・駆除 1,300m ³ 樹幹注入 3,095本	森林病虫害による被害から、森林環境を守る	19,645
事業の目的	自然環境と森林資源の保全と、特用林産物生産の維持を図る。			平成22年度	被害木伐倒処理・駆除 1,300m ³ 樹幹注入 3,095本	森林病虫害による被害から、森林環境を守る	19,645
事業の効果	集落周辺の天然林(里山林)の整備が図れる。 また、野生動植物の生息・生育の場が保全される。						19,645

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	水産環境整備事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	水産業協同組合法			
	1 豊かな緑と清流を守る						
	(1)森林と河川						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	河川環境の悪化や鳥類、外来魚による在来魚の食害により生態系が変化し、清流が失われつつある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	漁業協同組合が実施する河川の環境整備及び水産物の生産強化のために行う外来魚等の駆除に対する支援	河川環境美化 水質改善 外来魚等の駆除 観光入込客の増加	2,332
具体的な実施内容	漁業協同組合が実施する清流を守る取り組みに対し支援を行う。			平成21年度	漁業協同組合が実施する河川の環境整備及び水産物の生産強化のために行う外来魚等の駆除に対する支援	河川環境美化 水質改善 外来魚等の駆除 観光入込客の増加	2,121
事業の目的	清流を守り、水産業の振興を図る。 また、観光客の誘客を図る。			平成22年度	漁業協同組合が実施する河川の環境整備及び水産物の生産強化のために行う外来魚等の駆除に対する支援	河川環境美化 水質改善 外来魚等の駆除 観光入込客の増加	1,923
事業の効果	良好な河川環境を保てる。また、観光入込客の増加が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	中山間地域等直接支払事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	食料・農業・農村基本法			
	1 豊かな緑と清流を守る			過疎地域自立促進特別措置法			
	(2)農地						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 21 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	中山間地域等は平場地域と比較して、生産条件が悪く耕作放棄地が発生しやすい。そのため地域全体で優良農地を守る活動を進める必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	82集落(7,039,736㎡)への中山間地域等直接支払交付金の交付。	地域の営農上不利益の是正活動を行うことにより適切な農業生産活動を継続し、農地の多面的機能を維持する。	74,314
具体的な実施内容	農地の多面的機能を維持するため、特定農山村指定等内の農業振興地域農用地で1ha以上の纏まりがあるものに中山間地域等と平場地域との生産条件の格差是正の支援をする。			平成21年度	82集落(7,039,736㎡)への中山間地域等直接支払交付金の交付。	地域の営農上不利益の是正活動を行うことにより適切な農業生産活動を継続し、農地の多面的機能を維持する。	74,314
事業の目的	中山間地域等において、適切な農業生産活動が継続的に行われるため農業の生産条件に関する不利を補正するため支援により、多面的機能の確保を図る。			平成22年度			0
事業の効果	条件不利地域の農業振興・多面的機能の維持に大きな効果がある。						

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農業関連計画事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	農業振興地域の整備に関する法律			
	1 豊かな緑と清流を守る						
	(2)農地						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	現在旧4町での農振計画を継承しているが、南丹市農振計画等を策定する必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市農業振興地域整備計画等の策定、見直し。	南丹市農業振興地域整備計画の完成により計画的な農業振興事業執行につながり、優良農地の保全が図れる。	1,561
具体的な実施内容	南丹市農業振興地域整備計画等の策定、見直し。			平成21年度	南丹市農業振興地域整備計画等の見直し。	南丹市農業振興地域整備計画の見直しにより計画的な農業振興事業執行につながり、優良農地の保全が図れる。	361
事業の目的	優良な農地を保全するとともに農業振興各種施策を計画的に実施するため、農振法に基づき総合的な農業振興の計画を策定する。			平成22年度	南丹市農業振興地域整備計画等の見直し。	南丹市農業振興地域整備計画の見直しにより計画的な農業振興事業執行につながり、優良農地の保全が図れる。	361
事業の効果	農業振興計画の整備により、計画的な農業振興事業執行につながり、優良農地の保全が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農地・水・環境保全向上対策事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	食料・農業・農村基本法			
	1 豊かな緑と清流を守る			持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律			
	(2)農地						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	農業用施設は高齢化・過疎化・混住化の進行による集落機能の低下により、適切な管理が困難となってきた。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	交付金の市負担分(交付金全体の25%・22,000千円)の拠出。	南丹市農振農用地の80%をカバー。 地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るとともに、環境にやさしい農業を推進する。	24,310
具体的な実施内容	農業者だけでなく非農業者を含めた幅広い活動組織を作り、農業施設の維持管理から自然や環境を守る地域活動を支援する。また環境にやさしい営農活動にも併せて支援する。			平成21年度	交付金の市負担分(交付金全体の25%・23,000千円)の拠出。	南丹市農振農用地の85%をカバー。 地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るとともに、環境にやさしい農業を推進する。	26,310
事業の目的	非農業者も含めた地域活動組織での農業施設維持管理・環境保全活動や科学農業等を低減した先進的な営農活動を支援し、地域リーダーの育成や地域の活性化を図る。			平成22年度	交付金の市負担分(交付金全体の25%・23,000千円)の拠出。	南丹市農振農用地の85%をカバー。 地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るとともに、環境にやさしい農業を推進する。	26,310
事業の効果	過疎化・高齢化・混住化が進む地域においては、農地・水・環境の良好な保全が図れ、地域振興に繋がる。						

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	農地整備促進事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	南丹市農業振興事業補助金交付要綱			
	1 豊かな緑と清流を守る			南丹市土地改良事業分担金徴収条例			
	(2)農地			農地漁村活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	狭小で不整形な農地が集合し、農道幅員も狭く用排水路が不完全な農地では、大型機器の搬入出等も難しく、効率的な農作業が図れていない状況であり、効率的な農作業が行える環境整備が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	団体営ほ場整備事業の実施 小規模農業基盤整備事業の実施 土地改良施設維持管理適正化事業への支援 府営ほ場整備事業の推進 森林総合研究所営農用地総合整備事業の推進 農家組合等への農道補修用材料の支援及び農道舗装の助成	農地等の基盤整備により、安定した農業生産基盤が確立できるとともに、施設管理者の意識高揚が図れ、施設の適切な機能保持と耐用年数の延長を図る。	281,180
具体的な実施内容	面的整備を含めた、土地改良施設の総合的な整備を行う。			平成 21 年度	老朽ため池整備事業の実施 中山間地域総合整備事業の実施 小規模農業基盤整備事業の実施 団体営ほ場整備事業の実施 府営ほ場整備事業の推進 森林総合研究所営農用地総合整備事業の推進 農家組合等への農道補修用材料の支援及び農道舗装の助成	農地等の基盤整備により、安定した農業生産基盤が確立できるとともに、施設管理者の意識高揚が図れ、施設の適切な機能保持と耐用年数の延長を図る。	529,015
事業の目的	ほ場の整備、農業用道路、用排水路など農業生産の基盤を整備することにより、次代へつながる農業振興と農業の活性化が図れる。			平成 22 年度	老朽ため池整備事業の実施 中山間地域総合整備事業の実施 小規模農業基盤整備事業の実施 団体営ほ場整備事業の実施 府営ほ場整備事業の推進 農家組合等への農道補修用材料の支援及び農道舗装の助成	農地等の基盤整備により、安定した農業生産基盤が確立できるとともに、施設管理者の意識高揚が図れ、施設の適切な機能保持と耐用年数の延長を図る。	216,008
事業の効果	土地改良施設の維持管理に伴う経費及び労力の削減を図るとともに、安定した農業経営の基礎を築くことができる。						

個別事業計画書

所管部署：農業委員会事務局

(単位:千円)

事業名	農地保有合理化事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	農業経営基盤強化促進法			
	1 豊かな緑と清流を守る			農地法			
	(2)農地						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	大部分が零細な農業経営であり、経営規模の拡大と農地の集団的利用の実現を図り、中核農家を育成する必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	事業の啓発活動を行うほか、対象者の相談・指導や農地保有合理化法人との調整活動を行う。	農地の面的集積を行うことで農業経営の合理化を図り、中長期的な営農計画がたてやすくするとともに優良農地の遊休化・荒廃地を未然に防止する。	24
具体的な実施内容	農地保有合理化法人が規模を縮小する農家や離農する農家などから農地を買い入れ、もしくは借り入れて、一時保有した後、一定要件を満たした担い手農家に売り渡し、もしくは貸し付けを行う。			平成21年度	事業の啓発活動を行うほか、対象者の相談・指導や農地保有合理化法人との調整活動を行う。	農地の面的集積を行うことで農業経営の合理化を図り、中長期的な営農計画がたてやすくするとともに優良農地の遊休化・荒廃地を未然に防止する。	24
事業の目的	農業生産法人や認定農家などが行う農業経営の改善に必要な農地の集積、資金の貸出等の支援を行うことにより、地域の中核農家の育成を行なう。			平成22年度	事業の啓発活動を行うほか、対象者の相談・指導や農地保有合理化法人との調整活動を行う。	農地の面的集積を行うことで農業経営の合理化を図り、中長期的な営農計画がたてやすくするとともに優良農地の遊休化・荒廃地を未然に防止する。	24
事業の効果	農地保有合理化法人を通して売買や貸付を行なうため、資金調達、事務手続きや諸税が軽減され、規模拡大や農地の集積が図れる。また、新規就農者などには技術取得のための研修や農地の一時貸付などがあり、円滑な経営の発展と若い担い手の就農が期待される。						

個別事業計画書

所管部署：市民部 環境課

(単位:千円)

事業名	環境監視事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等				
	1 豊かな緑と清流を守る						
	(3)身近な緑や環境美化						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	事業所等から発生する公害や河川等の水質悪化に対する苦情があり、環境保全、住み良い環境づくりが求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	監視パトロールの実施、水質検査等による環境監視等を行う。	水質等の環境基準達成	1,614
具体的な実施内容	監視パトロールの実施、水質検査等による環境監視を行う。			平成21年度	監視パトロールの実施、水質検査等による環境監視等を行う。	水質等の環境基準達成	1,464
事業の目的	公害の防止及び監視を通じて、安全で住み良い環境づくりの実現を図る。			平成22年度	監視パトロールの実施、水質検査等による環境監視等を行う。	水質等の環境基準達成	1,464
事業の効果	公害の予防、苦情等の減少、住み良い環境づくりの実現が見込まれる。						

個別事業計画書

所管部署：市民部 環境課

(単位：千円)

事業名	環境計画等策定推進事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等				
	1 豊かな緑と清流を守る						
	(4) 環境保全の行動支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	南丹市の環境保全等に係る体系的な施策の方針及び計画の推進が必要。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	地球温暖化対策実行計画の推進 地球温暖化対策地域推進計画の検討	市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制	0
具体的な実施内容	南丹市環境基本計画、地球温暖化対策推進計画等の策定及び環境関係諸計画の実行、推進を図る。			平成21年度	環境基本計画の策定 環境関係諸計画の実行、推進	市の環境政策に係る指針の明確化 市の事務事業及び市域における活動に伴う温室効果ガスの排出抑制	9,413
事業の目的	市の環境政策に係る体系的な施策の方針を定めるとともに、計画の実行や施策の推進を図る。			平成22年度	環境関係諸計画の実行、推進	地球温暖化対策をはじめとした南丹市の環境保全活動の展開	0
事業の効果	市の環境政策に係る指針が明らかになるとともに、地球温暖化対策に関する様々な取り組みが推進される。						

個別事業計画書

所管部署：市民部 環境課

(単位：千円)

事業名	環境美化推進事業		細事業名				新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等						
	1 豊かな緑と清流を守る								
	(4) 環境保全の行動支援								
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費			
現状の課題	地域環境の保全について、市民をあげての取り組みが求められる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	環境美化推進委員を設置し、地域住民へのごみの分別・回収、及び再資源化の方法の啓発指導を行う。	自らの地域を自らの力で美しくする地域住民の意識の高揚と実践による地域環境の保全、美化推進が図られる。	2,424		
具体的な実施内容	環境美化推進委員をはじめ、地域や市民との連携を図り、地域の環境美化及び衛生意識高揚のため指導・啓発を行う。			平成21年度	環境美化推進委員を設置し、地域住民へのごみの分別・回収、及び再資源化の方法の啓発指導を行う。	自らの地域を自らの力で美しくする地域住民の意識の高揚と実践による地域環境の保全、美化推進が図られる。	2,424		
事業の目的	地域環境保全活動を通じ、住みよい環境づくりに取り組む。			平成22年度	環境美化推進委員を設置し、地域住民へのごみの分別・回収、及び再資源化の方法の啓発指導を行う。	自らの地域を自らの力で美しくする地域住民の意識の高揚と実践による地域環境の保全、美化推進が図られる。	2,424		
事業の効果	自らの地域を自らの力で美しくする地域住民の意識の高揚と実践による地域環境の保全、美化推進が図られる。						2,424		

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	京都モデルフォレスト運動推進事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	京都議定書			
	1 豊かな緑と清流を守る						
	(4) 環境保全の行動支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	農山村の過疎化・高齢化により荒廃する森林が増加している。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	放置森林を解消するため、森林利用保全重点区域の指定推進を行う。既に、協定締結をした美山町宮脇地内での森林整備活動に対し支援を行う。	八木町玉の井及び鳥羽区の指定及び森林の利用保全に関する協定締結。	0
具体的な実施内容	農山村の過疎化・高齢化等による管理不十分な放置森林を解消するため、森づくり活動への参加等を希望する企業・大学・団体等にフィールドを斡旋し、企業等から人や資金の支援を受けて、植林や下刈、間伐など新たな森林整備の方向を見い出していく。			平成21年度	放置森林を解消するため、森林利用保全重点区域の指定推進を行う。既に、協定締結をした区域での森林整備活動に対し支援を行う。	南丹市管内での指定	0
事業の目的	管理不十分な放置森林の解消。			平成22年度	放置森林を解消するため、森林利用保全重点区域の指定推進を行う。既に、協定締結をした区域での森林整備活動に対し支援を行う。	南丹市管内での指定	0
事業の効果	地球温暖化防止、社会貢献活動をすることによる企業PR、社員等の環境教育、レクレーションの場としての利用等。					0	

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	景観形成推進事業		細事業名			新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	景観法			
	1 豊かな緑と清流を守る			京都市景観条例			
	(5)景観保全のルールづくり						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	本市は景観行政団体の認定を受けており、国の景観法に基づく景観計画を策定し市の主体的な景観形成のための事業を推進することが緊急の課題である。早期に市民とともに市域の良好な景観資産を形成・保全するためのルールづくりを行う必要がある。		平成20年度	景観条例の策定 市民とともに景観保全について考える場づくり	景観条例を制定する 地域懇談の開催 4回 審議会の開催 4回	610	
具体的な実施内容	多くの市民が誇りと感じている市域の優れた景観資産について、良好な形成と保全のための方針を具体化する市独自の景観条例や景観計画等を整備するとともに、市民とともに行う取り組みを検討する。		平成21年度	市民とともに景観保全について考える場づくり 景観計画の策定と、条例・計画に基づく保全施策の運用	景観計画の整備 景観資産登録制度の設置 景観フォーラムの開催 1回	5,826	
事業の目的	市の財産である良好な景観を保全するとともに、市民の意識を高め景観形成と保全のための主体的な活動の展開を促す。		平成22年度	市民とともに景観保全について考える場づくり 景観条例・景観計画に基づく保全施策の運用	景観フォーラムの開催 1回 景観資産審議会の開催 2回	1,363	
事業の効果	市民とともに、“きらめく「森・里・街」”の市の魅力に一層磨きをかけ、さらに市域の景観資産を全国に情報発信して、地域の価値を高め観光振興、定住促進につなぐ。						
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	かやぶき屋根保存修理事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	南丹市かやぶき屋根保存事業補助金交付要綱			
	1 豊かな緑と清流を守る						
	(6)森・里・街の景観保全						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	美しい町並みと集落景観を守るため。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する。	南丹市美山町内に現存する北山型住宅の保存し、美しい町並みと集落景観を保全する。	10,000
具体的な実施内容	美しい町並みと集落景観を守るため、南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する。			平成21年度	南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する。	南丹市美山町内に現存する北山型住宅の保存し、美しい町並みと集落景観を保全する。	10,000
事業の目的	南丹市美山町内に現存する北山型住宅の保存。			平成22年度	南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する。	南丹市美山町内に現存する北山型住宅の保存し、美しい町並みと集落景観を保全する。	10,000
事業の効果	美しい町並みと集落景観が保全できる。						

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	絆の森整備事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	南丹市林業振興事業補助金交付要綱			
	1 豊かな緑と清流を守る						
	(6)森・里・街の景観保全						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	健康増進施設と隣接した市有林の整備が、景観保全のため必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	るり溪市有林内景観保全のための下刈・除伐 10ha	森林の有する多面的機能の発揮 ・療養、保養の場として提供する(ストレスの緩和・心身のリフレッシュ)	1,210
具体的な実施内容	市有林内の森林整備(環境整備)下刈・除伐等の実施。			平成21年度	るり溪市有林内景観保全のための下刈・除伐 10ha	森林の有する多面的機能の発揮 ・療養、保養の場として提供する(ストレスの緩和・心身のリフレッシュ)	1,210
事業の目的	森林の有する、多面的機能の維持。			平成22年度	るり溪市有林内景観保全のための下刈・除伐10ha	森林の有する多面的機能の発揮 ・療養、保養の場として提供する(ストレスの緩和・心身のリフレッシュ)	1,210
事業の効果	森林の有する多面的機能の発揮。 ・療養、保養の場として提供できる(ストレスの緩和・心身のリフレッシュ)						1,210

個別事業計画書

所管部署：市民部 環境課

(単位：千円)

事業名	一般廃棄物清掃事業		細事業名			新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等						
	2 資源が循環するまちをつくる								
	(1)省資源・リサイクルと衛生環境								
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費			
現状の課題	一般廃棄物の排出抑制、適正な処理を通じて、生活環境の保全、循環型社会の形成を図る必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	指定ごみ袋、汲取券、金属類シールの販売及び販売店への手数料支払い。不燃物、動物死骸及び不法投棄物の処理。分別収集、ごみ減量化、不法投棄防止の啓発。	分別収集の徹底。ごみ減量及び住み良い環境づくりの推進。	223,833		
具体的な実施内容	一般廃棄物の適正処理を進めるため、指定ごみ袋等の販売、不燃物や不法投棄物の処理及び分別収集、ごみ減量化、不法投棄防止等の啓発を行う。			平成21年度	指定ごみ袋、汲取券、金属類シールの販売及び販売店への手数料支払い。不燃物、動物死骸及び不法投棄物の処理。分別収集、ごみ減量化、不法投棄防止の啓発。	分別収集の徹底。ごみ減量及び住み良い環境づくりの推進。	223,758		
事業の目的	ごみの適正な分別、再生、収集、運搬、処理を通じて廃棄物の減量化と適正処理を図る。			平成22年度	指定ごみ袋、汲取券、金属類シールの販売及び販売店への手数料支払い。不燃物、動物死骸及び不法投棄物の処理。分別収集、ごみ減量化、不法投棄防止の啓発。	分別収集の徹底。ごみ減量及び住み良い環境づくりの推進。	223,779		
事業の効果	良好な生活環境の確保が図れるとともに、環境にやさしい循環型社会が実現する。								

個別事業計画書

所管部署：市民部 環境課

(単位：千円)

事業名	環境衛生事業		細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	南丹市資源ごみ集団回収事業報奨金交付要綱			
	2 資源が循環するまちをつくる			南丹市生ごみ堆肥化容器等購入補助金交付要綱			
	(1)省資源・リサイクルと衛生環境			南丹市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	ごみの減量化、資源の再利用、地域環境の保全、地球温暖化防止への対策が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	資源ごみ集団回収、生ごみ処理機購入、環境団体活動への補助については、補助基準等の見直しを行いつつ、リサイクルやごみ減量化、環境保全の普及啓発を行う。	ごみ減量、資源再利用の促進、地域環境の保全・美化、地球温暖化防止などが期待できる。	11,688
具体的な実施内容	環境事業に対する各種補助金(資源ごみ集団回収、生ごみ処理器購入、生ごみ収集庫設置)交付や、環境団体活動への支援を通して、ごみのリサイクルや減量化、地域の住み良い環境づくりを行う。			平成21年度	資源ごみ集団回収、生ごみ処理機購入、環境団体活動への補助を行いつつ、リサイクルやごみ減量化、環境保全の普及啓発を行う。	ごみ減量、資源再利用の促進、地域環境の保全・美化、地球温暖化防止などが期待できる。	11,688
事業の目的	ごみ減量化や資源再利用、地域環境保全活動を通じて住み良い環境づくりに取り組む。			平成22年度	資源ごみ集団回収、生ごみ処理機購入、環境団体活動への補助を行いつつ、リサイクルやごみ減量化、環境保全の普及啓発を行う。	ごみ減量、資源再利用の促進、地域環境の保全・美化、地球温暖化防止などが期待できる。	11,688
事業の効果	ごみ減量、資源再利用の促進、地域環境の保全・美化、地球温暖化防止などが期待できる。						11,688

個別事業計画書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	市役所資源節減事業		細事業名			新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等						
	2 資源が循環するまちをつくる								
	(2)環境にやさしい暮らし								
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費			
現状の課題	地球温暖化防止が世界的に叫ばれる中、市役所においても、資源の使用を削減し、環境保全や温暖化防止に取り組むことが必要不可欠となっている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	冷暖房温度の設定励行 クールビズ・ウォームビズの実施 過剰照明の廃止 リサイクルの推進	温暖化ガスの排出削減、資源利用の削減	0		
具体的な実施内容	電気、水道、ガスなど資源の使用を削減するとともに、リサイクルの推進など資源の有効活用を推進する。			平成21年度	冷暖房温度の設定励行 クールビズ・ウォームビズの実施 過剰照明の廃止 リサイクルの推進	温暖化ガスの排出削減、資源利用の削減	0		
事業の目的	エネルギーの節約し、温暖化防止に努めるとともに、資源の有効利用を図る。			平成22年度	冷暖房温度の設定励行 クールビズ・ウォームビズの実施 過剰照明の廃止 リサイクルの推進	温暖化ガスの排出削減、資源利用の削減	0		
事業の効果	環境保全や温暖化防止、資源の有効利用が図れる。								

個別事業計画書

所管部署：八木支所 産業建設課

(単位:千円)

事業名	バイオマスの環づくり交付金事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	地球温暖化対策の推進に関する法律			
	2 資源が循環するまちをつくる			酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律			
	(3)エネルギーの有効活用						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 21 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	液肥の有効利用の促進が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	液肥利用調査(土壌分析・食味資料収集分析・土づくり調査)を実施する。	液肥利用調査を実施し、利用促進により処理費用の低減を図る。	3,337
具体的な実施内容	南丹市バイオマスタウン構想に基づき、液肥活用技術調査を実施し、液肥利用促進を図る。			平成21年度	液肥利用調査(土壌分析・食味資料収集分析・土づくり調査)を実施する。	液肥利用調査を実施し、利用促進により処理費用の低減を図る。	3,337
事業の目的	畜産経営から発生するふん尿をメタン発酵処理し、発生する液肥を有効に農地へ還元するシステムを構築する。 バイオマス賦存量を調査し有効利用計画を検討する。			平成22年度			0
事業の効果	環境に配慮した、環境保全型事業の構築が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：八木支所 産業建設課

(単位:千円)

事業名	八木農業関連施設管理費		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等				
	2 資源が循環するまちをつくる						
	(3)エネルギーの有効活用						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	「氷室公園」、「氷室の郷」、「八木バイオエコロジーセンター」の適切な運営で施設利用者の「公共の福祉」の増進に寄与する必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	環境と都市交流の拠点施設として「氷室公園」、「氷室の郷」、「八木バイオエコロジーセンター」の管理運営を行う。	利用者の増加を図る。	41,313
具体的な実施内容	環境を考え、都市と農村の交流拠点として「氷室公園」、「氷室の郷」、「八木バイオエコロジーセンター」の維持・管理を行い、利活用を促進する。			平成21年度	環境と都市交流の拠点施設として「氷室公園」、「氷室の郷」、「八木バイオエコロジーセンター」の管理運営を行う。	利用者の増加を図る。	44,566
事業の目的	各施設の有効な利活用で、環境問題への意識高揚と、安全・安心な地域農林産物の生産と加工・開発による経営改善及び担い手の育成を図るとともに、都市と農村の交流を促進する。			平成22年度	環境と都市交流の拠点施設として「氷室公園」、「氷室の郷」、「八木バイオエコロジーセンター」の管理運営を行う。	利用者の増加を図る。	44,566
事業の効果	地域の特性を引き出し、魅力ある地域づくりに寄与する。						

個別事業計画書

所管部署：上下水道部 上水道課

(単位:千円)

事業名	上水道設備拡張事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	南丹市上水道事業給水条例			
	2 資源が循環するまちをつくる						
	(4)上水道						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	効率的な水道水の供給継続のため、水道配水管の新規布設が必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	効率的な給水の実現を目的とした配水管網の整備を行う。	効率的な施工を実現し、経費の節減を図る。	26,250
具体的な実施内容	水道施設整備計画に基づき、水道配水管の新規布設等を行うことにより、災害に強い施設づくりを図る。			平成21年度	効率的な給水の実現を目的とした配水管網の整備を行う。	効率的な施工を実現し、経費の節減を図る。	47,250
事業の目的	効率的な水道水の給水を行うため。			平成22年度	効率的な給水の実現を目的とした配水管網の整備を行う。	効率的な施工を実現し、経費の節減を図る。	21,000
事業の効果	水道水の効率的な給水が実施できる。						

個別事業計画書

所管部署：上下水道部 上水道課

(単位:千円)

事業名	水質検査事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	水道法			
	2 資源が循環するまちをつくる					
	(4)上水道					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	原水から浄水処理、配水に至るまで一連の水質管理を行い、供給する水道水が水質基準に適合している状況を確認する必要がある。また、使用者に対して水道水が安全であることを周知しなければならない。		平成20年度	水質検査計画に基づく水質検査(基本51項目検査、農薬類、クリプトスポリジウム検査他)の実施。	効率的、効果的な水質検査を実施するとともに、検査結果を南丹市ホームページに掲載し、具体的に水道水への安心感の向上に資する。	9,303
具体的な実施内容	安全な水を望む声に応えられるよう、南丹市水質検査計画に基づき、上水道並びに簡易水道において水質検査の充実を図る。 また、貯水槽水道を使用している設置者や利用者に必要な指導を行い、管理意識の高揚を図る。		平成21年度	水質検査計画に基づく水質検査(基本51項目検査、農薬類、クリプトスポリジウム検査他)の実施。	効率的、効果的な水質検査を実施するとともに、検査結果を南丹市ホームページに掲載し、具体的に水道水への安心感の向上に資する。	7,818
事業の目的	市民に安心、安全な水道水の給水を行うため。		平成22年度	水質検査計画に基づく水質検査(基本51項目検査、農薬類、クリプトスポリジウム検査他)の実施。	効率的、効果的な水質検査を実施するとともに、検査結果を南丹市ホームページに掲載し、具体的に水道水への安心感の向上に資する。	7,818
事業の効果	水道法に基づく水質基準を満たしていることにより衛生的に安全かつ清浄な水を給水することができる。水道使用者に対して具体的な検査内容を示すことにより、水道事業全体の理解向上が実現できる。					

個別事業計画書

所管部署：上下水道部 上水道課

(単位:千円)

事業名	水道設備維持事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	南丹市上水道事業給水条例			
	2 資源が循環するまちをつくる			南丹市簡易水道事業給水条例			
	(4)上水道						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	安定した給水の継続を行うために、各水道施設の維持管理を的確に実施する必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	配水管破損事故や災害に対応できる施設の維持管理。水質基準に合致した浄水機能の維持を行うとともに配水管等の破損に迅速に対応する。	効率的、効果的な施設の維持管理を図る。	44,845
具体的な実施内容	浄水場並びに配水設備等の点検及び改修を行うことにより、上水道並びに簡易水道においてより効率的な水運用と、災害に強い施設づくりを図る。			平成21年度	配水管破損事故や災害に対応できる施設の維持管理。水質基準に合致した浄水機能の維持を行うとともに配水管等の破損に迅速に対応する。	効率的、効果的な施設の維持管理を図る。	44,950
事業の目的	市民に安定した給水を継続して行うため。			平成22年度	配水管破損事故や災害に対応できる施設の維持管理。水質基準に合致した浄水機能の維持を行うとともに配水管等の破損に迅速に対応する。	効率的、効果的な施設の維持管理を図る。	44,950
事業の効果	水道水の安定した給水が、継続して実施できる。						

個別事業計画書

所管部署：上下水道部 上水道課

(単位:千円)

事業名	水道設備改良事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	南丹市上水道事業給水条例			
	2 資源が循環するまちをつくる			南丹市簡易水道事業給水条例			
	(4)上水道						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	老朽管の布設替や、公共事業等で配水管が支障となる場合において、布設替を実施する必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	上水道及び簡易水道施設に係る下記の事業を実施。 ・既設水道管の状況確認 ・公共事業等による支障配水管の布設替	配水管の布設替を的確に実施し、良好な配水管網を維持する。	274,250
具体的な実施内容	災害に強い施設づくりや、飲料水の安定した供給を目指して、送配水管等の耐震化や老朽管の更新を図る。			平成21年度	上水道及び簡易水道施設に係る下記の事業を実施。 ・既設水道管の状況確認 ・公共事業等による支障配水管の布設替	配水管の布設替を的確に実施し、良好な配水管網を維持する。	317,750
事業の目的	公共事業の円滑な推進と漏水予防。			平成22年度	上水道及び簡易水道施設に係る下記の事業を実施。 ・既設水道管の状況確認 ・公共事業等による支障配水管の布設替	配水管の布設替を的確に実施し、良好な配水管網を維持する。	306,750
事業の効果	漏水の予防による有収率の向上。						

個別事業計画書

所管部署：上下水道部 下水道課

(単位:千円)

事業名	下水道建設事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	南丹市公共下水道条例			
	2 資源が循環するまちをつくる						
	(5)下水道						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民の、衛生的で快適な暮らしを確保するため、また環境を保全するため、公共下水道施設の整備を図る。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	公共下水道施設の整備 特定環境保全公共下水道施設の整備 供用開始区域における接続の推進	公共下水道施設の充実 特定環境保全公共下水道施設工 事の完了	498,216
具体的な実施内容	市民の衛生的で快適な暮らしを確保し、また環境を保全するため、公共下水道事業並びに特定環境保全公共下水道事業を実施する。			平成21年度	公共下水道施設の整備 供用開始区域における接続の推進	公共下水道施設の整備 供用開始区域における接続の推進	379,940
事業の目的	市民が衛生的で快適に暮らせる環境の確保を図る。			平成22年度	公共下水道施設の整備 供用開始区域における接続の推進	公共下水道施設の整備 供用開始区域における接続の推進	372,260
事業の効果	衛生的で快適な暮らしの確保と環境の保全が推進できる。						

個別事業計画書

所管部署：上下水道部 下水道課

(単位:千円)

事業名	下水道施設管理事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	南丹市公共下水道条例			
	2 資源が循環するまちをつくる			南丹市農業集落排水処理施設条例			
	(5)下水道			南丹市公共下水道受益者負担金に関する条			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	下水道経営を円滑に推進していくため、南丹市が管理所有する、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水下水道の維持管理。施設管理費を使用料では賄いきれていない。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	良好な下水道経営のため、下水道施設の適正な維持管理により施設の寿命を延長するとともに、維持管理、保全のコスト削減を図る。 ・下水道長寿命化計画樹立調査(流域関連)の実施	下水道経営の円滑な推進。	602,043
具体的な実施内容	下水道施設の適正な維持管理により、現有施設を良好な状態に保ち、長期間にわたる有効活用を図る。			平成 21 年度	良好な下水道経営のため、下水道施設の適正な維持管理により施設の寿命を延長するとともに、維持管理、保全のコスト削減を図る。 ・下水道長寿命化計画樹立調査(特定環境保全公共下水道)の実施	下水道経営の円滑な推進。	602,043
事業の目的	南丹市下水道事業全般について方向性を示す。効率的で安心・安全な下水道経営を確立する。衛生的で快適な暮らしの確保。			平成 22 年度	良好な下水道経営のため、下水道施設の適正な維持管理により施設の寿命を延長するとともに、維持管理、保全のコスト削減を図る。 ・下水道長寿命化計画の実施	下水道経営の円滑な推進。	602,043
事業の効果	適切な下水道事業のなかで、効率的な下水道経営が可能となる。						602,043

個別事業計画書

所管部署：上下水道部 下水道課

(単位:千円)

事業名	合併処理浄化槽整備推進事業		細事業名	合併処理浄化槽維持管理事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	南丹市下水道条例			
	2 資源が循環するまちをつくる						
	(5)下水道						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民の衛生的で快適な暮らしを確保し、環境を保全することが求められる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	設置基数が2分の1を超えた集落で維持管理組合を組織し浄化槽の適正な共同管理を行っている、36組合への補助。	自然環境を守るため、適切な維持管理。	9,108
具体的な実施内容	合併処理浄化槽等設置整備事業で集落の設置基数が計画数の2分の1を超えた集落で、維持管理組合を組織し浄化槽の適正な共同管理を行う者に補助金を交付する。			平成21年度	設置基数が2分の1を超えた集落で維持管理組合を組織し浄化槽の適正な共同管理を行っている、36組合への補助。	自然環境を守るため、適切な維持管理。	8,197
事業の目的	合併処理浄化槽の適正な維持管理。			平成22年度	設置基数が2分の1を超えた、集落で維持管理組合を組織し浄化槽の適切な共同管理を行っている36組合への補助。	自然環境を守るため、定期的な維持管理。	7,287
事業の効果	総合振興計画に基づいた、衛生的で快適な暮らしを確保し、環境保全に努める。						

個別事業計画書

所管部署：上下水道部 下水道課

(単位:千円)

事業名	合併処理浄化槽整備推進事業		細事業名	合併処理浄化槽等設置整備事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	南丹市公共下水道条例			
	2 資源が循環するまちをつくる						
	(5)下水道						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民の衛生的で快適な暮らしを確保するため、また環境を保全するため合併処理浄化槽の設置を推進する必要があるが、事業費に経費がかかる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	合併処理浄化槽設置者を対象に補助金の交付。	30基の設置に対する補助金の交付。	20,452
具体的な実施内容	市民の衛生的で快適な暮らしを確保し、また環境を保全するため、合併処理浄化槽工事の実施。 ・家庭から出る排水の水質保全			平成21年度	合併処理浄化槽設置者を対象に補助金の交付。	21基の設置に対する補助金の交付。	14,325
事業の目的	環境を保全するうえで、効率的で効果的な環境整備。			平成22年度	合併処理浄化槽設置者を対象に補助金の交付。	15基の設置に対する補助金の交付。	10,027
事業の効果	総合振興計画に基づいた、衛生的で快適な暮らしを確保し、環境保全に努める。						

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	京の水田農業総合対策事業		細事業名		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	食料・農業・農村基本法		
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる			主要食料の需給及び価格の安定に関する法律		
	(1)南丹ブランド生産者等への支援					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 21 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	地域条件により水田農業の生産基盤が弱く、支援を必要とする。		平成20年度	共同機械導入支援、実証事業支援	省力化こだわり米等・水田を利用した豆類等の生産拡大に効果がある。	7,250
具体的な実施内容	米作においては、環境や食味に配慮した水稻生産の推進と低コスト生産技術の普及を目的とした共同機械導入・実証事業に対し支援する。 水田を利用した小豆・黒大豆・地域対応作物においては、生産の推進と普及を目的とした共同機械導入・実証事業に対し支援する。		平成21年度	共同機械導入支援、実証事業支援	省力化こだわり米等・水田を利用した豆類等の生産拡大に効果がある。	7,250
事業の目的	地域水田農業の強化を図るため、こだわり米や小豆・黒大豆の生産を進める。		平成22年度			0
事業の効果	米作の省力化・こだわり米の生産拡大や水田を利用した豆類の生産拡大に効果がある。					

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	京野菜等価格補填事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	食料・農業・農村基本法			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる						
	(1)南丹ブランド生産者等への支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	京のブランド野菜等の生産は南丹市農業にとって重要であるが、時期により価格が不安定であり生産農家への支援が必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	野菜等経営安定事業の市負担分の支出。	野菜7品目・花き1品目の価格安定基金の造成。 京野菜価格の下支えにより、安定生産・南丹ブランド振興に繋がる。	10,834
具体的な実施内容	京のふるさと産品協会に加盟し、指定野菜等の価格下落時には補填を行い農業者を支援する。			平成21年度	野菜等経営安定事業の市負担分の支出。	野菜8品目・花き1品目の価格安定基金の造成。 京野菜価格の下支えにより、安定生産・南丹ブランド振興に繋がる。	10,000
事業の目的	南丹市内で生産されている京のブランド野菜等の生産振興。			平成22年度	野菜等経営安定事業の市負担分の支出。	野菜8品目・花き1品目・豆類2品目の価格安定基金の造成。 京野菜価格の下支えにより、安定生産・南丹ブランド振興に繋がる。	9,000
事業の効果	農家の継続的な生産意欲を促進し、南丹ブランドの振興に効果がある。						

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	京野菜等産地育成事業		細事業名			新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	食料・農業・農村基本法			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる						
	(1)南丹ブランド生産者等への支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	地域特産物である京野菜(みず菜・壬生菜、春菊等)の生産が低迷している。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等の栽培のためのパイプハウス設置に支援する。 京野菜栽培機械導入に支援する。	パイプハウス10a以上の増加等。 機械導入により効率的な生産に資する。	3,945
具体的な実施内容	京野菜(みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等)の栽培のための生産機材導入等に対し支援する。			平成21年度	みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等の栽培のためのパイプハウス設置に支援する。	パイプハウス20a以上の増加。 ブランド京野菜の生産増による農業振興に効果がある。	6,600
事業の目的	売れる農産物・京の伝統野菜の生産増加により、農業振興と地域活性化を図る。			平成22年度	みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等の栽培のためのパイプハウス設置に支援する。	パイプハウス20a以上の増加。 ブランド京野菜の生産増による農業振興に効果がある。	6,600
事業の効果	機械、施設の整備により、生産量の拡大とともに、計画、良品出荷の仕組みづくりが整う。						

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農業・農村活性化経営体づくり事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	食料・農業・農村基本法			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる						
	(1)南丹ブランド生産者等への支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	南丹市内では生産と販売が分かれており、効率の良い生産・加工・販売の出来ていないところが多い。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	地域活性化協議会での研修等支援3件 地域活性化事業に伴う機械等支援2件 (上胡麻、平屋、諸畑)	生産から販売まで含め地域全体の活性化を図る。	19,372
具体的な実施内容	農地や農作物、人材等の地域資源をうまく組み合わせ、地域と連携した農業経営力アップに繋がる活動を支援する。			平成21年度	地域活性化協議会での研修等支援3件 (平屋、諸畑、日吉)	生産から販売まで含め地域全体の活性化を図る。	1,260
事業の目的	農村地域と地域内法人との連携強化による地域の活性化を図る。			平成22年度	地域活性化協議会での研修等支援1件 地域活性化事業に伴う機械等支援1件 (日吉)	生産から販売まで含め地域全体の活性化を図る。	7,920
事業の効果	生産から販売まで含め地域全体の活性化に効果がある。						

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	特産物販売促進事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(2)南丹ブランドの販路拡大					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	こだわりの地域農産物・加工品の有利販売が必要である。		平成20年度	道の駅「京都新光悦村」等の管理運営	安全安心の農産物の販売、加工グループの育成、地域雇用の場、地域特産物の開発により地域活性化に効果がある。	4,495
具体的な実施内容	こだわりの地域農産物・加工品の有利販売できる施設、交流の拠点に道の駅「京都新光悦村」等を位置づけ、効果的な管理運営を行う。		平成21年度	道の駅「京都新光悦村」等の管理運営	安全安心の農産物の販売、加工グループの育成、地域雇用の場、地域特産物の開発により地域活性化に効果がある。	4,495
事業の目的	施設の管理運営を委託することにより、一層の施設の有効利用が図れる。		平成22年度	道の駅「京都新光悦村」等の管理運営	安全安心の農産物の販売、加工グループの育成、地域雇用の場、地域特産物の開発により地域活性化に効果がある。	4,495
事業の効果	農業の振興と地域の活性化に大きな効果がある。					

個別事業計画書

所管部署：美山支所 産業建設課

(単位:千円)

事業名	特別栽培認証制度推進事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	食料・農業・農村基本法			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		有機農業の推進に関する法律			
	(2)南丹ブランドの販路拡大					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	需給調整について、特に冬から春先にかけての供給量不足が課題。また生産者の高齢化が進み、後継者の確保が大きな課題。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	独自栽培基準によるブランド化で特色ある山地づくりを行う特別栽培認証制度の普及活動、販売促進、宣伝活動等を推進する。	認証野菜栽培農家60戸 認証野菜販売額 6,600,000円 独自の栽培基準により、消費者に安心感と信頼感のある農産物として確立し、野菜のブランド産地として農家所得の向上を図る	2,790
具体的な実施内容	消費者ニーズに合わせた安全・安心な野菜づくりのための独自栽培基準によるブランド化によって、特色のある産地の形成を行う。その制度の普及活動、販売促進、HPの管理運営業務を行う。		平成21年度	独自栽培基準によるブランド化で特色ある山地づくりを行う特別栽培認証制度の普及活動、販売促進、宣伝活動等を推進する。	認証野菜栽培農家60戸 認証野菜販売額 6,600,000円 独自の栽培基準により、消費者に安心感と信頼感のある農産物として確立し、野菜のブランド産地として農家所得の向上を図る	2,790
事業の目的	消費者ニーズに合わせた減農薬有機野菜づくりのための独自基準によるブランド化によって、特色のある産地の形成を行う。		平成22年度	独自栽培基準によるブランド化で特色ある山地づくりを行う特別栽培認証制度の普及活動、販売促進、宣伝活動等を推進する。	認証野菜栽培農家60戸 認証野菜販売額 6,600,000円 独自の栽培基準により、消費者に安心感と信頼感のある農産物として確立し、野菜のブランド産地として農家所得の向上を図る	2,790
事業の効果	独自の栽培基準により、消費者に安心感と信頼感のある農産物として確立し、野菜のブランド産地として農家所得の向上を図る。					

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	水田農業推進事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	食料・農業・農村基本法			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる			主要食料の需給及び価格の安定に関する法律			
	(3)農業						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 21 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	H22年以降は農業者・農業者団体が主導となって米の生産調整を行うことになるが、生産現場には限界感と不公平感がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	H22年以降の農業者・農業者団体が中心となって行う米生産調整に移行する準備期間として、水田協議会に参画し支援する。	米の確実な生産調整、水田を利用した産地づくりの推進	1,010
具体的な実施内容	H18年までの行政主導から、H22年以降の制度の過渡期(H19～H21)において、その準備期間として水田協議会に参画し、米の生産調整と産地づくりを支援する。			平成21年度	H22年以降の農業者・農業者団体が中心となって行う米生産調整に移行する準備期間として、水田協議会に参画し支援する。	米の確実な生産調整、水田を利用した産地づくりの推進	505
事業の目的	水田農業推進協議会に参画し米の生産調整方針等の作成等を支援する。			平成22年度			0
事業の効果	地域水田農業の振興に効果がある。						

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	畜産振興事業	細事業名	新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律		
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		家畜伝染病予防法		
	(3)農業				
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。	家畜伝染病発生防止・地域間格差是正のための支援により畜産経営安定に効果が高い。	2,763
具体的な実施内容		平成 21 年度	畜産関係施設改修・機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。	畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。	27,840
事業の目的		平成 22 年度	畜産関係機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。	畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。	4,563
事業の効果		経営規模拡大・近代化・家畜伝染病発生防止・地域間格差是正のための支援により畜産経営安定に効果が高い。			

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	土づくり事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(3)農業					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	安心・安全な農産物育成のためには、農薬を減らし有機質堆肥の有効活用を図らなければならない。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市内で生産される堆肥等の利用に対する支援。	耕畜連携による安心・安全農産物生産のため、農地約200haへの堆肥活用。	7,800
具体的な実施内容	南丹市内で生産される堆肥等を南丹市内で有効に利用した、安心・安全な農産物の生産を振興する。		平成21年度	南丹市内で生産される堆肥等の利用に対する支援。	耕畜連携による安心・安全農産物生産のため、農地約200haへの堆肥活用。	7,800
事業の目的	耕畜連携による安心・安全農産物生産を進める。		平成22年度	南丹市内で生産される堆肥等の利用に対する支援。	耕畜連携による安心・安全農産物生産のため、農地約200haへの堆肥活用。	7,800
事業の効果	安心・安全の農産物生産と資源循環型、環境負荷の少ない農業の確立に効果がある。					

個別事業計画書

所管部署：農業委員会事務局

(単位:千円)

事業名	農業委員会運営事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	農業委員会等に関する法律			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる			農地法			
	(3)農業			農業経営基盤強化促進法			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	法律に基づき市町村におかれる行政委員会であり、農業者の公的代表組織としての機能の発揮、地域農業・農村振興のための委員会活動が求められる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	農地の売買、貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域、集落での問題、課題の解決、農政に対する意見、要望などの実現に努める農政活動を行う。	利用権設定による農地の利用集積農地パトロールによる優良農地の確保 広報による啓蒙・啓発活動 農地台帳地図システムの整備(GIS)	14,193
具体的な実施内容	農地の売買、貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域、集落での問題、課題の解決、農政に対する意見、要望などの実現に努める農政活動を行う。			平成 21 年度	農地の売買、貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域、集落での問題、課題の解決、農政に対する意見、要望などの実現に努める農政活動を行う。	利用権設定による農地の利用集積農地パトロールによる優良農地の確保 広報による啓蒙・啓発活動	16,161
事業の目的	優良農地を守り、農業・農村の振興を図る。			平成 22 年度	農地の売買、貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域、集落での問題、課題の解決、農政に対する意見、要望などの実現に努める農政活動を行う。	利用権設定による農地の利用集積農地パトロールによる優良農地の確保 広報による啓蒙・啓発活動	15,538
事業の効果	優良農地の確保、有効利用の促進。 農業の発展と農村の活性化・景観の保全。						

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農業担い手支援事業		細事業名	担い手育成事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	農業経営基盤強化促進法				
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる			食料・農業・農村基本法				
	(3)農業							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	農業従事者の高齢化・農業担い手不足が進んでいる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市担い手育成協議会に対する活動補助。 同額を府協議会より直接収入。	担い手研修会等の開催	350	
具体的な実施内容	各種団体・農業者等も参画した南丹市担い手育成協議会を設立し、担い手支援・集落営農法人化支援等を行う。			平成21年度	南丹市担い手育成協議会に対する活動補助。 同額を府協議会より直接収入。	担い手研修会等の開催	350	
事業の目的	農業従事者の高齢化・農業担い手不足を解消し、地域農業の活性化を図る。			平成22年度	南丹市担い手育成協議会に対する活動補助。 同額を府協議会より直接収入。	担い手研修会等の開催	350	
事業の効果	将来にわたり持続的な農業の発展。						350	

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農業担い手支援事業	細事業名	農業関係団体支援事業	新継区分	継 続	
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(3)農業					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	南丹市だけではなく広域連携が重要であり、市内農業関係団体でも市の方針に沿った活動に対しては支援が必要である。		平成 20 年度	各種団体への加盟負担金 5件 管内農業団体への補助金 5件	優良農地の保全、担い手の育成、 特産物の生産振興等に効果がある。	15,627
具体的な実施内容	農業公社等、農業振興上必要な活動に対し支援する。		平成 21 年度	各種団体への加盟負担金 5件 管内農業団体への補助金 5件	優良農地の保全、担い手の育成、 特産物の生産振興等に効果がある。	15,627
事業の目的	(負担金)各種団体に加盟し連携を図り農業振興を図る。 (補助金)管内各種農業団体を支援し農業振興を図る。		平成 22 年度	各種団体への加盟負担金 5件 管内農業団体への補助金 5件	優良農地の保全、担い手の育成、 特産物の生産振興等に効果がある。	15,627
事業の効果	優良農地の保全、担い手の育成、特産物の生産振興等に効果がある。					15,627

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農業担い手支援事業	細事業名	農業制度資金利子助成事業	新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	農業経営基盤強化促進法			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(3)農業					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	農産物の価格が低迷し、農業の担い手が不足している現状の中で、認定農業者への支援が必要である。その他の利子助成については新規は無く経過措置のみである。		平成20年度	農業経営基盤強化資金利子助成15件 農業経営基盤強化資金利子助成 新規見込2件 同和地区農地取得資金利子助成1件	認定農業者等12人(法人含む)への支援により農業の資本整備及び農業の近代化等に資する。	1,108
具体的な実施内容	認定農業者で計画に沿う経営改善・規模拡大等のために借り入れられた制度資金の利子の一定割合を支援する。その他制度資金の利子の一定割合を支援する。		平成21年度	農業経営基盤強化資金利子助成15件 農業経営基盤強化資金利子助成 新規見込2件 同和地区農地取得資金利子助成1件	認定農業者等14人(法人含む)への支援により農業の資本整備及び農業の近代化等に資する。	1,093
事業の目的	認定農業者等への支援及び地域農業の振興。		平成22年度	農業経営基盤強化資金利子助成15件 農業経営基盤強化資金利子助成 新規見込4件 同和地区農地取得資金利子助成1件	認定農業者等16人(法人含む)への支援により農業の資本整備及び農業の近代化等に資する。	1,083
事業の効果	農業の資本整備及び農業の近代化等に資する。					

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農業担い手支援事業		細事業名	農業法人等規模拡大支援事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	農業経営基盤強化促進法			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる			食料・農業・農村基本法			
	(3)農業						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 21 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	国の施策である「品目横断的経営安定対策事業」が実施されたが、地形的な状況等により大規模な営農ができず加入が少ない。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	経営強化補助金 3組織 農業機械導入補助金 6組織	集落型法人の育成	9,189
具体的な実施内容	米、麦、大豆の農作業受託をしている任意組織又は農業法人で、品目横断的経営安定対策加入に向けて取り組み、地域農業全体の調整を行っている組織に対し、経営強化・農業機械導入への支援を行う。			平成21年度	農業機械導入補助金 2組織	集落型法人の育成	4,386
事業の目的	国の施策である「品目横断的経営安定対策事業」に加入する集落型農業法人を育成・支援し、地域農業の担い手を確保する。			平成22年度			0
事業の効果	集落型法人希望集落への経営支援による地域農業の振興に資する。						

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	共済・担い手育成事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	南丹市林業労働者新共済事業補助金交付要綱			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる						
	(4)林業						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	林業労働者(担い手)の高齢化はもとより、確保が困難な状況になっている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	・林業労働者新共済事業(林業退職金掛金の助成を行う) ・緑の担い手育成対策事業(森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う)	林業労働者の福祉の向上と定着化を図る	20,276
具体的な実施内容	林業労働者の福祉向上のため、次の事業により安定した社会保障を支援する。 ・林業労働者新共済事業(林業退職金掛金の助成を行う) ・緑の担い手育成対策事業(森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う)			平成21年度	・林業労働者新共済事業(林業退職金掛金の助成を行う) ・緑の担い手育成対策事業(森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う)	林業労働者の福祉の向上と定着化を図る	20,276
事業の目的	林業労働者の支援。			平成22年度	・林業労働者新共済事業(林業退職金掛金の助成を行う) ・緑の担い手育成対策事業(森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う)	林業労働者の福祉の向上と定着化を図る	20,276
事業の効果	林業労働者の確保・育成、労働条件の改善。						20,276

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	木材利用推進対策事業		細事業名				新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等					
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる							
	(4)林業							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	平成16年度に建築したモデルハウス「美山木の家」の普及啓発が7年間(平成22年度まで)義務づけられている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	消費者を対象に、見学会・セミナーを開催する	販売促進による、需要拡大が期待できる	240	
具体的な実施内容	地域産材の利用促進を目的に建築されたモデル住宅「美山木の家」の普及活動に伴う見学会・セミナーの開催等。			平成21年度	消費者を対象に、見学会・セミナーを開催する	販売促進による、需要拡大が期待できる	240	
事業の目的	「顔の見える」木材(生産者・製材所・設計事務所・工務店・ユーザーまで)での家づくり。			平成22年度	消費者を対象に、見学会・セミナーを開催する	販売促進による、需要拡大が期待できる	240	
事業の効果	地域産材の利用拡大が図れる。						240	

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	林道・作業道事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	森林法			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		南丹市林道管理条例			
	(4)林業		南丹市林業振興事業			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	森林施業区域の拡大には作業路網の整備が必要であるが、谷筋を通る突っ込み線形だけの開設では、利用区域が広範囲にわたり、森林整備が思うように進まない 又、開設した林道、作業道は維持管理経費の出費が伴い、林家の負担が増加する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	森林管理道及び林業作業道の開設 林道、作業道の維持修繕 直轄林道の維持修繕	作業路網の整備により、森林施業区域の拡大が期待され、森林の適正管理につながる 林道、作業道維持管理経費の林家負担が軽減される	118,390
具体的な実施内容	流域単位での森林整備を促進するため、森林管理道を開設する。 林業作業道の開設及び林道、作業道の維持修繕事業に対し、経費の一部を助成する。 市直轄林道の維持修繕を行う。		平成 21 年度	森林管理道及び林業作業道の開設 林道、作業道の維持修繕 直轄林道の維持修繕	作業路網の整備により、森林施業区域の拡大が期待され、森林の適正管理につながる 林道、作業道維持管理経費の林家負担が軽減される	80,537
事業の目的	林家の負担を軽減し、森林の適正管理を行う。		平成 22 年度	林業作業道の開設及び林道、作業道の維持修繕 直轄林道の維持修繕	作業路網の整備により、森林施業区域の拡大が期待され、森林の適正管理につながる 林道、作業道維持管理経費の林家負担が軽減される	18,337
事業の効果	林業振興を図る。					

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	捕獲獣利活用事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市林業振興事業補助金交付要綱			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(5)野生鳥獣被害等への対策					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	有害鳥獣として捕獲されたシカの利活用が必要である。		平成 20 年度	シカ肉の普及・啓発 キャンペーンの実施及び料理セミナーの開催	シカ肉の需要拡大 観光資源として地域の活性化に 期待が膨らむ	189
具体的な実施 内 容	有害鳥獣として捕獲されたシカを有効活用し、地域特 産品としての普及・啓発活動に対し助成する。		平成 21 年度	シカ肉の普及・啓発 キャンペーンの実施及び料理セミナーの開催	シカ肉の需要拡大 観光資源として地域の活性化に 期待が膨らむ	189
事業の目的	シカ肉利活用。		平成 22 年度	シカ肉の普及・啓発 キャンペーンの実施及び料理セミナーの開催	シカ肉の需要拡大 観光資源として地域の活性化に 期待が膨らむ	189
事業の効果	シカ肉需要拡大。 ・観光資源として地域の活性化に期待が膨らむ					189

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	有害鳥獣捕獲対策事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる						
	(5)野生鳥獣被害等への対策						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	有害鳥獣による、農林水産物等の被害が増加している。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	有害鳥獣の直接捕獲 狩猟免許資格取得に係る経費の助成	有害鳥獣による、農林水産物等の被害蔓延防止	43,017
具体的な実施内容	有害鳥獣直接捕獲対策として、市猟友会に捕獲を委託する。 捕獲班員の確保のため、狩猟免許資格取得に係る経費の一部を助成する。			平成21年度	有害鳥獣の直接捕獲 狩猟免許資格取得に係る経費の助成	有害鳥獣による、農林水産物等の被害蔓延防止	43,017
事業の目的	農林水産物等の被害防止。			平成22年度	有害鳥獣の直接捕獲 狩猟免許資格取得に係る経費の助成	有害鳥獣による、農林水産物等の被害蔓延防止	43,017
事業の効果	被害の蔓延防止を図る。						

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	有害鳥獣防除施設設置事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市有害鳥獣防除施設設置事業費補助金交付要綱			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(5)野生鳥獣被害等への対策					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	有害鳥獣による農林水産物等の被害が増加している。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	農家組合等が事業主体となって取り組まれる、有害鳥獣防除施設の設置に係る経費を助成する L= 27,000m	農林水産物等の被害蔓延防止が図れる	19,200
具体的な実施内容	農家組合等が事業主体となって取り組む、有害鳥獣防除施設(電気柵・格子金網フェンス等)の設置に係る経費の一部を助成する。		平成 21 年度	農家組合等が事業主体となって取り組まれる、有害鳥獣防除施設の設置に係る経費を助成する L= 27,000m	農林水産物等の被害蔓延防止が図れる	19,200
事業の目的	農林水産物等の被害防止。		平成 22 年度	農家組合等が事業主体となって取り組まれる、有害鳥獣防除施設の設置に係る経費を助成する L= 27,000m	農林水産物等の被害蔓延防止が図れる	19,200
事業の効果	被害の蔓延防止を図る。					

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	観光協会事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	4 ひとを温かく迎える					
	(1)観光ネットワーク					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度					
現状の課題	市の知名度の向上と市内への観光客の増加を図ることにより地域経済への波及効果を高める必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
具体的な実施内容	観光地としての南丹市のレベルアップと知名度の向上を図り、観光ネットワーク体制を確立するため、市内の観光協会の運営及び事業実施を支援する。		平成20年度	観光協会への運営及び事業実施に係る補助	市の知名度の向上と集客による地域経済への波及	8,523
事業の目的	市内観光協会の円滑な運営と事業実施を図る。		平成21年度	観光協会への運営及び事業実施に係る補助	市の知名度の向上と集客による地域経済への波及	7,974
事業の効果	観光協会が事業実施することにより市の知名度の向上と集客による地域経済への波及が図れる。		平成22年度	観光協会への運営及び事業実施に係る補助	市の知名度の向上と集客による地域経済への波及	7,974

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	観光施設改修事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	観光立国推進基本法			
	4 ひとを温かく迎える						
	(2) 観光施設及び周辺整備						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	老朽化した観光施設があり、早期の改修が求められる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	日吉山の家グランド排水溝の補修工事	排水状況の良好なグランドにより、施設の管理が行きとどき、利用者の増加を図る。	2,000
具体的な実施内容	老朽化した観光施設の改修を行い、観光客の増加を図る。			平成21年度	(実施予定なし)		0
事業の目的	観光施設の適正な維持管理。			平成22年度	(実施予定なし)		0
事業の効果	観光施設の適正な維持管理により、集客数の増加とリピーターの確保を図る。						

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	観光イベント振興事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	観光立国推進基本法			
	4 ひとを温かく迎える					
	(3)イベント運営					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	合併前の旧4町毎のイベントが継続して行われており、南丹市としてイベント統廃合の見直しが必要。対象地域が限定されている等のイベントは地域の自主的行事として見直しが必要である。南丹市商工会発足に併せ検討が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	観光イベント開催に対する支援	イベントの実施により、観光入込客の増加と本市の農林産物並びに特産品等による観光消費額の増加を図る。	8,231
具体的な実施内容	観光客の誘致を図るとともに市民の一体感を醸成するため、商工会や実行委員会が主催する観光イベントに対し支援を行う。		平成21年度	観光イベント開催に対する支援	イベントの実施により、観光入込客の増加と本市の農林産物並びに特産品等による観光消費額の増加を図る。	8,083
事業の目的	観光イベント振興事業の実施により、広範な本市の観光PR及び地域の活性化を図る。		平成22年度	観光イベント開催に対する支援	イベントの実施により、観光入込客の増加と本市の農林産物並びに特産品等による観光消費額の増加を図る。	7,274
事業の効果	イベントの実施により、観光入込客の増加と本市の農林産物並びに特産品等による観光消費額の増加を図る。					

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	地域振興イベント開催支援事業		細事業名		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等			
	4 ひとを温かく迎える					
	(3)イベント運営					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	旧町で実施されていたイベントを当面の間継続するとともに市民の交流と一体化及び本市のPRのためのイベントのあり方を検討する必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	地域振興イベントを開催する実行委員会に対して補助金を交付し、市民の取り組みを支援する。	地域コミュニティの活性化、市民交流の促進、都市交流の促進 7,490
具体的な実施内容	市民の参加・交流を促進するため、地域振興イベントを開催する実行委員会に補助金を交付し、市民の取り組みを支援する。(そのべ龍神まつり、美山サイクルロードレース、ひよし水の杜フェスタ、美山ふるさと祭) 今後は、既存のイベントの整理を行い、市民の交流と一体化及び南丹市のPRのため、市全体としての新たなイベントの企画・開催を支援する。			平成21年度	地域振興イベントを開催する実行委員会に対して補助金を交付し、市民の取り組みを支援する。	地域コミュニティの活性化、市民交流の促進、都市交流の促進 7,490
事業の目的	各地の地域資源や特色を活かしたイベントの開催を通じて地域コミュニティの活性化、市民交流の促進、都市交流の促進を図る。			平成22年度	地域イベントを開催する実行委員会に対して補助金を交付し、市民の取り組みを支援する。なお、本年度を以って旧町から続く4イベントへの支援は終了し、南丹市で1つのイベントへ移行する。	地域コミュニティの活性化、市民交流の促進、都市交流の促進 7,490
事業の効果	地域コミュニティの活性化、市民交流の促進、都市交流の促進を図ることができる。					

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	観光宣伝事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	観光立国推進基本法			
	4 ひとを温かく迎える					
	(4)情報発信とPR					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	合併により「南丹市」となったが、まだ知名度は低い。旧町ごとで観光面への取り組みかたにもばらつきがある。広がった市域に点在する観光資源へどう誘客していくか。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	観光パンフレット等観光案内資料の作成 観光キャンペーンの実施	観光入込客数の増加 地域経済の活性化	2,672
具体的な実施内容	全国的に知名度があり、旧町の中でも熱心な取り組みを行ってきた美山町のネットワークを活かしながら、「かやぶきの里・美山」のある南丹市として、美山を軸として市域全体の観光資源のPRを行い、誘客を図る。		平成21年度	観光パンフレット等観光案内資料の作成 観光キャンペーンの実施	観光入込客数の増加 地域経済の活性化	3,028
事業の目的	南丹市にある観光資源をPRし、入込客の増につなげる。		平成22年度	観光パンフレット等観光案内資料の作成 観光キャンペーンの実施	観光入込客数の増加 地域経済の活性化	3,028
事業の効果	観光入込客が増加することにより、観光消費額の増加など、地域経済への波及効果もある。					

個別事業計画書

所管部署：日吉支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	スプリングスひよし管理運営推進事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例			
	4 ひとを温かく迎える		南丹市スプリングスひよし条例			
	(5)温泉の活用		南丹市スプリングスひよし条例施行規則			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	日吉地域の観光振興の中心的な施設で、年間約30万人の来場者がありその役割を果たしているが、開業から9年経過し、経年劣化による修繕料が年々増加している。指定管理者においては、燃料費の高騰が経営を圧迫している。		平成20年度	指定管理者による施設の運営管理 ポンプの点検	年間利用者数30万人以上を維持するとともに、さらに利用者の増加が期待できる。	42,000
具体的な実施内容	指定管理者の運営により、温泉・温水プール・体育館・レストラン・物販施設などを開設し、市民の健康増進と福祉の向上を図っている。また、日吉温泉として市外からも多くの観光客の来場があり、南丹市の観光拠点の一つとして観光振興を図っていく。		平成21年度	指定管理者による施設の運営管理	年間利用者数30万人以上を維持するとともに、さらに利用者の増加が期待できる。	41,000
事業の目的	ひよし温泉の利用とスポーツ活動を通して市民の健康増進、福祉の向上を図るとともに、日吉ダム周辺の玄関口として市内で生産される農林産物などの提供やイベントを開催し、市の観光振興に寄与する。		平成22年度	指定管理者による施設の運営管理 ポンプの点検 施設のリニューアルのための実施設計	年間利用者数30万人以上を維持するとともに、さらに利用者の増加が期待できる。	65,000
事業の効果	観光振興と健康増進が図れる。					

個別事業計画書

所管部署：八木支所 産業建設課

(単位:千円)

事業名	観光施設管理事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等				
	4 ひとを温かく迎える						
	(5)温泉の活用						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	八木温泉スタンドの水質検査をはじめとする保守管理を行い観光資源としての温泉の活用が求められる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	八木温泉スタンドの維持管理を行う。	温泉スタンドの活用で観光基盤の強化を図る。	1,526
具体的な実施内容	温泉スタンドの維持管理等を行う。			平成21年度	八木温泉スタンドの維持管理を行う。	温泉スタンドの活用で観光基盤の強化を図る。	1,781
事業の目的	八木温泉スタンドの活用で、観光基盤の強化を図る。			平成22年度	八木温泉スタンドの維持管理を行う。	温泉スタンドの活用で観光基盤の強化を図る。	1,781
事業の効果	温泉を使った健康利用増進が図られる。また、施設の維持管理に努める。						

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	内水面漁業振興対策事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	水産業協同組合法			
	4 ひとを温かく迎える						
	(6)観光漁業						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	レクリエーションの多様化などから若年層の釣り離れが進み、入漁者が減少している。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対する支援	観光入込客の増加	15,151
具体的な実施内容	清流での釣りの観光入込客を増加させるとともに食材等の提供により観光振興を図るため、漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対し支援する。			平成21年度	漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対する支援	観光入込客の増加	15,194
事業の目的	水産業の振興を図ることによって観光入込客の増加を図り、地域経済を発展させる。			平成22年度	漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対する支援	観光入込客の増加	15,194
事業の効果	観光入込客の増加及び地域経済の活性化が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：美山支所 産業建設課

(単位:千円)

事業名	都市と農村との交流事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等				
	4 ひとを温かく迎える						
	(7)交流事業						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	平成15年度より実施。全国の旅行会社と提携して修学旅行と農村交流を組み合わせた独特のプランを提供し、好評を得ている。受入体制から年度内の実施本数が限られている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	旅行会社への情報提供及び調整協議を行う。 地元や関係機関との連携により農村体験を企画推進し、修学旅行生の受入を行う。	4校 550名	580
具体的な実施内容	全国の旅行会社と提携し、修学旅行と農村交流を組み合わせた独特のプランを提供して、修学旅行生を受け入れ、観光客の増加を図る。			平成21年度	旅行会社への情報提供及び調整協議を行う。 地元や関係機関との連携により農村体験を企画推進し、修学旅行生の受入を行う。	4校 550名	588
事業の目的	修学旅行という学校生活における思い出の体験の場に農村体験を組み込むことによって、思い出の場所として深く印象づけるとともに、観光会社へのPRにより観光客の誘致を図る。			平成22年度	旅行会社への情報提供及び調整協議を行う。 地元や関係機関との連携により農村体験を企画推進し、修学旅行生の受入を行う。	4校 550名	588
事業の効果	来市による地域への経済波及効果と旅行会社を通じた全国的なPRによる観光誘致。						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	伝統文化継承事業		細事業名	文化資料保全補助事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	文化財保護法			
	5 伝統文化を継承する			南丹市文化資料保全等補助金交付要綱			
	(1)歴史文化遺産の調査と保全						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市内の文化資料については、関係者の高齢化や地域の過疎化等によりその保全、継承が困難となる例が少なくないため、補助金をはじめとする支援を要する。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	貴重な文化財価値のある資料保全のため補助を行う。	貴重な文化財価値のある資料の保全を図る。	1,000
具体的な実施内容	文化財の資料保全に係る事業で、国・府指定文化財関係者及び未指定文化財関係者に対して文化資料の保全に係る費用の一部を補助する。			平成21年度	貴重な文化財価値のある資料保全のため補助を行う。	貴重な文化財価値のある資料の保全を図る。	1,000
事業の目的	文化資料の保全を行う。			平成22年度	貴重な文化財価値のある資料保全のため補助を行う。	貴重な文化財価値のある資料の保全を図る。	1,000
事業の効果	貴重な文化財価値のある文化資料の保全が図られる。						1,000

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	伝統文化継承事業		細事業名	埋蔵文化財調査事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	文化財保護法			
	5 伝統文化を継承する						
	(1)歴史文化遺産の調査と保全						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	埋蔵文化財については地下に埋もれているためその所在や範囲、性格を把握しにくく、保護の対象を特定しにくいいため、開発事業との調整を図ることが困難である。		平成20年度	文化財の発掘で保護を図る	工事に係り文化財の発掘で保護を図る	6,246	
具体的な実施内容	工事に係る文化財発掘調査として、南丹市内の道路・圃場整備等の工事に係る埋蔵文化財の発掘調査を行い、その保護を図る。		平成21年度	文化財の発掘で保護を図る	工事に係り文化財の発掘で保護を図る	8,246	
事業の目的	文化財の発掘で保護を図る。		平成22年度	文化財の発掘で保護を図る	工事に係り文化財の発掘で保護を図る	8,246	
事業の効果	工事に係る文化財の発掘で保護を図る。						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	伝統文化活用事業	細事業名	資料館展示事業	新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	博物館法			
	5 伝統文化を継承する		南丹市立文化博物館条例			
	(2)歴史文化遺産の周知と活用		南丹市郷土資料館条例			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	博物館・資料館は市内の歴史・文化・民俗・自然等に関する資料を収集し、保管・展示して教育的配慮の下に広く市民の利用に供することを目的とするが、市域が広く、調査員も限られていることから、悉皆的な調査が行えていない。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会の実施 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施	◆文化博物館 春(絵画展)夏(妖怪展)秋(南丹市の文化財展)を開催することにより、市民の文化への関心と地域への愛着を醸成することができる。 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施することにより、地域の文化を理解することができる。	7,690
具体的な実施内容	南丹市内の歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示する。		平成21年度	◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会の実施 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施	◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会を開催することにより、市民の文化への関心と地域への愛着を醸成することができる。 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施することにより、地域の文化を理解することができる。	8,537
事業の目的	失われつつある南丹市内の文化と歴史を南丹市民を含め広く内外に広める。		平成22年度	◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会の実施 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施	◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会を開催することにより、市民の文化への関心と地域への愛着を醸成することができる。 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施することにより、地域の文化を理解することができる。	7,937
事業の効果	地域の歴史文化の理解に欠くことのできない、歴史的・文化的遺産を保存し、次世代に継承することにより、住民の郷土への関心と愛着を醸成し、まちづくりに寄与することができる。					

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	伝統文化活用事業		細事業名	重伝建地区保存修理補助事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	文化財保護法			
	5 伝統文化を継承する			南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例			
	(2)歴史文化遺産の周知と活用			南丹市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	かやぶき民家については、指定地区住民の理解と認識のもと、計画的かつ専門的な保全・整備の推進と充実が不可欠である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	重伝建地区に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する	北山型住宅の保存・再生により美しい町並みと集落景観を保全する	9,982
具体的な実施内容	重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けている美山町北地区について、地区内の建造物等の保全支援のため、かやぶき屋根等修理の一部を補助する。			平成21年度	重伝建地区に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する	北山型住宅の保存・再生により美しい町並みと集落景観を保全する	12,000
事業の目的	北山住宅の保全・再生を図る。			平成22年度	重伝建地区に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する	北山型住宅の保存・再生により美しい町並みと集落景観を保全する	15,000
事業の効果	全国的に価値ある北山型住宅の美しい町並みと集落景観が保全できる。						

個別事業計画書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	伝統文化活用事業		細事業名	重要文化財管理公開事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	文化財保護法			
	5 伝統文化を継承する						
	(2)歴史文化遺産の周知と活用						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	貴重な重要文化財である石田家住宅については有者が不在のため良好な保存が必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	重要文化財「石田家」住宅管理	重要文化財の的確な保全	78
具体的な実施内容	文化遺産の保全と活用に資するため、重要文化財で美山町にある「石田家」住宅の委託管理と公開を行う。			平成21年度	重要文化財「石田家」住宅管理	重要文化財の的確な保全	78
事業の目的	重要文化財「石田家」住宅管理。			平成22年度	重要文化財「石田家」住宅管理	重要文化財の的確な保全	78
事業の効果	重要文化財の的確な保全。						78

個別事業計画書

所管部署：土木建築部 道路河川課

(単位:千円)

事業名	河川改修等事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	河川法			
	6 暮らしの安全と安心を守る						
	(1) 治山・治水						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	農地等の宅地化、道路の舗装化などの流域開発や長引く木材不況で森林の荒廃が進み、自然が持つ保水・遊水機能が低下し、浸水等の被害が発生しやすい傾向にあり、早期の河川改修が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	一級河川由良川及び桂川等河川改修の国、府への要望 準用河川板野川河川改修事業の推進 日吉町四ツ谷地区等砂防事業の推進 要望	河川改修及び砂防事業の推進	183,500
具体的な実施内容	土石流などの災害防止のための砂防事業等の推進並びに一級河川の改修事業については、国・府に要望を行う。 また、市管理の準用河川・普通河川については、必要に応じて改修を進める。			平成21年度	一級河川由良川及び桂川等河川改修の国、府への要望 準用河川板野川河川改修事業の推進 日吉町四ツ谷地区等砂防事業の推進 要望	河川改修及び砂防事業の推進	100,500
事業の目的	浸水被害を解消・軽減し、治水の向上を図る。			平成22年度	一級河川由良川及び桂川等河川改修の国、府への要望 準用河川板野川河川改修事業の推進 日吉町四ツ谷地区等砂防事業の推進 要望	河川改修及び砂防事業の推進	30,000
事業の効果	河川環境の保全を図り、住民の生命と財産を守る。						

個別事業計画書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	防災訓練事業		細事業名		新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	災害対策基本法		
	6 暮らしの安全と安心を守る			南丹市地域防災計画		
	(2)防災体制					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施が求められている。		平成20年度	大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施を期するための訓練を実施する。	実働訓練を実施することにより、防災対策の確立と防災意識の高揚を目指す。	3,000
具体的な実施内容	大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、市民の自主防災体制の確立に重点を置き、市民の主体的な参加により、応急対策活動の充実強化及び自主防災意識の徹底が図られる訓練を実施する。		平成21年度	(実施なし)		0
事業の目的	体験型訓練及び防災関係の展示・啓発を実施することにより、市民一人ひとりの防災意識の高揚と防災行動力の向上を図る。		平成22年度	大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施を期するための訓練を実施する。	実働訓練を実施することにより、防災対策の確立と防災意識の高揚を目指す。	3,000
事業の効果	防災対策の確立と防災意識の高揚。					
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			

個別事業計画書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	防災推進事業		細事業名			新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	災害対策基本法				
	6 暮らしの安全と安心を守る			南丹市地域防災計画				
	(2)防災体制							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	災害時の応急対策と住宅耐震化を促進し、市民の平常時の災害に対する備えが求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	災害時の生活必需品を備蓄 住宅の耐震診断による耐震化の促進 防災パトロールの実施	被災者の生命維持のための食料等の確保及び住宅耐震化の促進。	984	
具体的な実施内容	災害時防災用備蓄品の購入と住宅耐震診断調査の委託及び防災パトロールの実施。			平成21年度	災害時の生活必需品を備蓄 住宅の耐震診断による耐震化の促進 防災パトロールの実施	被災者の生命維持のための食料等の確保及び住宅耐震化の促進。	1,000	
事業の目的	災害時において、生活必需品を備蓄することによって、被災者を保護する。また、住宅の耐震診断による耐震化の促進を図る。			平成22年度	災害時の生活必需品を備蓄 住宅の耐震診断による耐震化の促進 防災パトロールの実施	被災者の生命維持のための食料等の確保及び住宅耐震化の促進。	1,000	
事業の効果	災害時の応急対策を円滑にし、被災者の生命維持のための食料等の確保。また、住宅耐震化の促進。							

個別事業計画書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	消防施設等整備補助事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	消防法			
	6 暮らしの安全と安心を守る			南丹市消防団規則			
	(3)防災情報システムと防災設備			南丹市消防施設等整備補助金交付要綱			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	消防防災設備等の地域の経費を軽減する。		平成20年度	各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を補助	各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充	4,000	
具体的な実施内容	自主防災の推進を図るため、各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を南丹市消防施設等整備補助金交付要綱に基づき補助する。		平成21年度	各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を補助	各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充	4,320	
事業の目的	各地域の消防施設及び機械器具の整備・拡充を図り、自主防災活動を推進する。		平成22年度	各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を補助	各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充	4,320	
事業の効果	各地域の消防施設及び機械器具の整備・拡充を図り、自主防災活動の推進が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	消防資機材・水利整備事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	消防組織法			
	6 暮らしの安全と安心を守る			消防施設強化促進法			
	(3)防災情報システムと防災設備			京都府地域防災力総合支援事業補助金要綱			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	ポンプ自動車やポンプ積載車の更新及び消防水利の確保が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材の更新耐震性の貯水槽の設置	消防資機材の整備により消防力が向上し、迅速かつ的確な消防活動が展開できる。	55,383
具体的な実施内容	地域防災体制を強化し、消防力の向上を目的に、小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材について、活動期間が一定経過したものから更新する。また、消防水利の確保が困難な地域に、耐震性貯水槽を設置する。			平成21年度	小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材の更新耐震性の貯水槽の設置	消防資機材の整備により消防力が向上し、迅速かつ的確な消防活動が展開できる。	75,528
事業の目的	消防水利を含め、消防資機材を整備することによって、地域防災体制が強化し消防力を向上させる。			平成22年度	小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材の更新耐震性の貯水槽の設置	消防資機材の整備により消防力が向上し、迅速かつ的確な消防活動が展開できる。	82,408
事業の効果	消防資機材の整備は、消防力の向上につながり、消防団の迅速な消防活動が展開できる。						

個別事業計画書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	防災ハザードマップ作成事業		細事業名			新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	災害対策基本法			
	6 暮らしの安全と安心を守る			南丹市防災会議設置条例			
	(3)防災情報システムと防災設備			南丹市地域防災計画			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民に対して、災害危険箇所や非難所等の情報提供が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市内における地震災害、水害、土砂災害などの被害予測を明記した地図を作成	地域の災害危険性を認識し、災害発生時には迅速な避難行動や災害応急対応が実施できる。	7,500
具体的な実施内容	南丹市内の地震災害、水害、土砂災害などを対象とした区域を地図上に明記し、避難行動時の活用、災害学習、防災情報の整理などの活用目的に応じて利用できるようマップを作成する。			平成21年度	(年次見直し)		0
事業の目的	災害の危険度を地図上に表し、地域における災害に対する備えの強化、住民の災害時の避難や危険回避などの自主的な行動を支援する。			平成22年度	(年次見直し)		0
事業の効果	地域の災害危険性を認識し、災害発生時には迅速な避難行動や災害応急対応が実施できる。						0

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	防災行政無線整備事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	災害対策基本法			
	6 暮らしの安全と安心を守る			南丹市地域防災計画			
	(3)防災情報システムと防災設備			南丹市行政用無線局運用管理規程			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 21 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	大規模災害により伝送・伝達路が寸断された場合に備え、無線による情報伝達手段の確保が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市防災行政無線施設の整備	美山町エリアの整備	249,970
具体的な実施内容	災害時の緊急情報などが市民へ迅速に伝達できる同報系防災行政無線を導入する。			平成21年度	南丹市防災行政無線施設の整備	美山町・園部町エリアの整備	604,400
事業の目的	災害時の緊急情報をはじめ防災情報、行政情報の伝達を迅速かつ一斉、確実に発信するため。			平成22年度			0
事業の効果	災害時等における情報提供など、行政情報を迅速に伝達することができ、市民の安全安心を確保することができる。						

個別事業計画書

所管部署：総務部 財政課

(単位:千円)

事業名	自動体外式除細動器整備事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等				
	6 暮らしの安全と安心を守る						
	(4) 救急医療						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 21 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	突然の心停止に起因する心室細動はいつでも起こりうる可能性があり、緊急時における人命救助活動に有効な初動対応が必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	公共施設におけるAEDの設置	8施設(8台)設置	3,000
具体的な実施内容	1分1秒でも早く、自動体外式除細動器(AED)による除細動措置が行えるよう、各種公共施設へ計画的にAEDを設置する。			平成21年度	公共施設におけるAEDの設置	8施設(8台)設置	3,000
事業の目的	安心して公共施設が利用できるよう、万一の事態が生じて、的確な救命処置が行える環境を整備する。			平成22年度			0
事業の効果	AED設置施設だけでなく、その周辺施設周辺も含め、緊急時における人命救助活動に有効な初動対応が可能となる。						

個別事業計画書

所管部署：総務部 総務課・企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	防犯・暴力追放等取組支援事業		細事業名			新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	道路交通法施行規則				
	6 暮らしの安全と安心を守る			南丹市公衆防犯灯設置要綱				
	(5)防犯対策							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	南丹市・船井郡管内における防犯及び暴力の追放に係る様々な施策を、民警一体のもとに取り組み、安全で安心なまちをつくることが求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	防犯・暴力追放における各種団体の取り組みを支援 必要箇所への公衆防犯灯の新設	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	4,887	
具体的な実施内容	公衆防犯灯の新設や、防犯・暴力の追放における各団体の取り組みを支援する。			平成21年度	防犯・暴力追放における各種団体の取り組みを支援 必要箇所への公衆防犯灯の新設	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	4,403	
事業の目的	防犯・暴力追放への取り組みや、公衆防犯灯の設置により、犯罪を未然に防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりが推進できる。			平成22年度	防犯・暴力追放における各種団体の取り組みを支援 必要箇所への公衆防犯灯の新設	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	4,403	
事業の効果	公衆防犯灯の設置や、各団体を支援し活動を充実させることにより、市民意識の高揚が図れるとともに、住民の不安が解消できる。							

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	消費生活啓発事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	消費者基本法			
	6 暮らしの安全と安心を守る					
	(6)消費者保護					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	全国的に高齢者等社会的弱者をねらった悪質商法等の消費者被害は後をたたない。南丹市内においても被害への相談があるのが現状。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	広報媒体等による啓発と相談の受付・対応。 街頭啓発	被害の減少。 相談窓口等対応能力の向上。	42
具体的な実施内容	消費者被害の未然防止として、チラシ等による啓発を行うとともに、各支所において被害にあった場合の相談の受付・対応、消費生活安全センターなど専門の関係機関への連携を図る。		平成21年度	広報媒体等による啓発と相談の受付・対応。 街頭啓発	被害の減少。 相談窓口等対応能力の向上。	51
事業の目的	消費者被害の未然防止、早期発見・早期救済を図る。		平成22年度	広報媒体等による啓発と相談の受付・対応。 街頭啓発	被害の減少。 相談窓口等対応能力の向上。	51
事業の効果	相談窓口や悪質商法等について啓発することで、未然防止につながる。 各支所に相談窓口を置くことで、身近な相談窓口として相談しやすい環境と振興局等との連携がとりやすい。					

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	交通安全推進事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	地方自治法第2条2項			
	6 暮らしの安全と安心を守る			南丹市交通指導員設置条例			
	(7)交通安全						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	南丹市内の道路等における交通安全の保持及び事故防止を図り、交通事故による死傷者を少なくする取り組みが求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	小・中学生に対する定期的な交通安全指導 交通安全指導及び交通安全啓発活動 交通安全施設の設置及び交通危険箇所に関する調査	毎月1日・15日に実施 年5回開催	2,650
具体的な実施内容	小・中学生等の通学時における交通指導及び交通安全啓発を行う。			平成21年度	小・中学生に対する定期的な交通安全指導 交通安全指導及び交通安全啓発活動 交通安全施設の設置及び交通危険箇所に関する調査	毎月1日・15日に実施 年5回開催	2,650
事業の目的	安全・安心な交通社会の確立を図る。			平成22年度	小・中学生に対する定期的な交通安全指導 交通安全指導及び交通安全啓発活動 交通安全施設の設置及び交通危険箇所に関する調査	毎月1日・15日に実施 年5回開催	2,650
事業の効果	交通事故の防止により事故による死傷者を無くする。						

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位：千円)

事業名	広域アクセス道推進事業		細事業名				新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる		根拠法令等						
	1 高速移動の網を広げる								
	(1) 広域アクセスの強化								
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費			
現状の課題	京阪神都市部へのアクセスの向上及び時間短縮を図るとともに、日本海側市町村とのアクセス強化についても取り組みが必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	鉄道や道路の整備促進事業に係る要望活動等	京都縦貫自動車道の早期完成 嵯峨野線(京都一園部間)複線化の早期完成	0		
具体的な実施内容	鉄道及び道路の利便性向上、アクセス強化に向け、近隣及び関係市町村との広域連携により、国・府に対して要望活動等を実施する。			平成21年度	鉄道や道路の整備促進事業に係る要望活動等	京都縦貫自動車道の早期完成 山陰本線(園部以北)複線化の早期実現	0		
事業の目的	鉄道や道路の整備促進事業による南丹市の発展に寄与する。			平成22年度	鉄道や道路の整備促進事業に係る要望活動等	京都縦貫自動車道の早期完成 山陰本線(園部以北)複線化の早期実現	0		
事業の効果	京阪神都市及び日本海側市町村へのアクセスが向上する。								

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	山陰本線複線化整備事業		細事業名			新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる		根拠法令等					
	2 鉄道をさらに便利にする							
	(1)JR山陰本線の複線化							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	山陰本線における利用者の増加及び園部駅以北の複線化に向けた取り組みが必要である。		平成20年度	JR山陰本線京都園部間複線化事業及び園部駅以北の利便性向上に向けた要望活動等の実施	JR山陰本線京都園部間の複線化事業の早期完成	431,835		
具体的な実施内容	JR山陰本線京都園部間の複線化事業実施。園部駅以北における複線化実現に向けた要望活動等を実施する。		平成21年度	JR山陰本線京都園部間複線化事業及び園部駅以北の利便性向上に向けた要望活動等の実施	JR山陰本線京都園部間の複線化事業の早期完成 複線化による利用者の増大 園部駅以北における複線化の実現	191,746		
事業の目的	JR山陰本線の複線化促進事業による南丹市の発展に寄与する。		平成22年度	JR山陰本線園部駅以北の利便性向上に向けた要望活動等の実施	JR山陰本線京都園部間の複線化後における利用者の増大及び園部駅以北における複線化の実現	0		
事業の効果	複線化による利便性の向上、生活圏の拡大及び定住人口、流入人口の増加、企業誘致や観光イベントの開催による鉄道利用者の増加が見込まれる。また、園部駅以北の複線化事業実施への機運の向上が図れる。							

個別事業計画書

所管部署：土木建築部 都市計画課

(単位：千円)

事業名	駅周辺整備・管理維持事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる		根拠法令等	南丹市自転車等駐車条例			
	2 鉄道をさらに便利にする						
	(2) 鉄道を活かしたまちづくり						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	園部駅周辺都市施設の整備、維持管理業務を行い、JR園部・八木駅の駐輪場の維持管理を行なうとともに園部駅東口・吉富駅周辺について府道の改良、土地区画整理事業との連携により整備する必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	駅周辺の都市施設、駐輪場の維持管理	園部駅エレベーター・トイレ・駅広場の維持管理 園部・八木駅の駐輪場の維持管理	21,246
具体的な実施内容	JR園部駅利用者の利便性を高める都市施設の維持管理とともに駅周辺の美化に努め、JR園部・八木駅の自転車利用者の利便性を高めるための駐輪場の管理を行い、放置自転車の排除等を行なう。			平成21年度	駅周辺の都市施設、駐輪場の維持管理	園部駅エレベーター・トイレ・駅広場の維持管理 園部・八木駅の駐輪場の維持管理	21,246
事業の目的	園部駅周辺の都市施設の整備、維持管理を行う一方駅周辺の公共施設における自転車等の駐車秩序を確立する。			平成22年度	駅周辺の都市施設、駐輪場の維持管理	園部駅エレベーター・トイレ・駅広場の維持管理 園部・八木駅の駐輪場の維持管理	21,246
事業の効果	JR園部・八木駅の利用者の利便性を高め、駅周辺の環境の保全を図る。						21,246

個別事業計画書

所管部署：土木建築部 道路河川課

(単位:千円)

事業名	広域幹線道路整備促進事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	道路法			
	3 安全で快適な主要道路でつなぐ					
	(1)広域幹線道路					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	国道は京都縦貫道と連携して近隣市町村を結ぶ広域幹線として市民生活を支えている重要な施設であり、常時良好な状態に保つ必要があるため、危険箇所や未整備区間の早期整備を促進する必要がある。		平成20年度	国道の整備促進の要望 ・国道9号線 ・国道162号線 ・国道372号線 ・国道477号線	国や府に対して要望活動を継続し、予算確保と整備促進を図り、安全・安心で快適な生活環境基盤を整える。	985
具体的な実施内容	国道の危険箇所等未整備区間について早期整備による機能強化を図るため、関係市町で組織する整備促進協議会等により結束して整備促進を国・府に対し要請していく。		平成21年度	国道の整備促進の要望 ・国道9号線 ・国道162号線 ・国道372号線 ・国道477号線	国や府に対して要望活動を継続し、予算確保と整備促進を図り、安全・安心で快適な生活環境基盤を整える。	883
事業の目的	地域生活の安心・安全を確保するための道路整備に必要な財源確保や自然災害時の緊急輸送等に対応できる道路の早期整備、道路環境改善対策を一層促進する。		平成22年度	国道の整備促進の要望 ・国道9号線 ・国道162号線 ・国道372号線 ・国道477号線	国や府に対して要望活動を継続し、予算確保と整備促進を図り、安全・安心で快適な生活環境基盤を整える。	883
事業の効果	広域を結ぶ国道の道路整備や地域の交流・連携などを支える道路網整備の推進が図れる。					

個別事業計画書

所管部署：土木建築部 都市計画課

(単位:千円)

事業名	都市計画街路事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画 の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	都市計画法			
	3 安全で快適な主要道路でつなぐ					
	(2) 地域幹線道路					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	まちづくりを進めるうえで骨格となる街路事業を進めることが急務である。		平成 20 年度	事業用地の確保及び建物補償	用地買収 1式 建物補償 1式 道路築造 1式	334,630
具体的な実施内容	市街地の活性化や利便性の機能向上を図るとともに、公共機関への接続道路として整備促進する。 ・上本町佛大線外1線 ・内環状線 ・栄小山東町線外2線 ・八木環状線		平成 21 年度	事業用地の確保及び建物補償 道路築造	用地買収 1式 建物補償 1式 道路築造 1式	260,630
事業の目的	中心市街地の再整備、新市街地を形成するうえで必要となる骨格道路整備、広域幹線道路へのアクセス道路として整備を行なう。		平成 22 年度	事業用地の確保及び建物補償 道路築造	用地買収 1式 建物補償 1式 道路築造 1式	220,580
事業の効果	交通環境の改善、市街地の活性化、交通渋滞の改善が図られる。					

個別事業計画書

所管部署：土木建築部 道路河川課

(単位:千円)

事業名	道路新設改良事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画 の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	道路法			
	3 安全で快適な主要道路でつなぐ					
	(2) 地域幹線道路					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	安全で快適な道路の整備は、暮らしの利便性の確保や過疎集落の維持等に関わる重要施策であり、過疎化防止や新たな街づくりに繋げる道路としての機能整備と合併に伴う市域の一体性を確立するための整備が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	南丹市道の新設・拡幅・舗装道路計画に伴い道路改良事業を実施及び府道等の整備並びに整備促進を図る。 ・本郷垣内線他 18路線 ・主要地方道亀岡園部線他 14路線	道路新設・拡幅・舗装事業に伴う主な内訳 ・道路改良・舗装工事 1式 ・測量設計業務委託他 1式 ・公有財産購入及び補償 1式	438,587
具体的な実施内容	府道及び幹線市道については市域の一体性を確保するため、利便性の向上と災害に強い道づくりを進める。また、その他の市道については生活道路としての利便性、安全性の確保に向けて、地域の実情に応じた整備を進める。 ・臨時交付金事業 2路線 ・地方特定道路整備事業 4路線 ・過疎対策事業 5路線 ・その他道路事業 8路線 ・京都府道路整備事業 15路線		平成 21 年度	南丹市道の新設・拡幅・舗装道路計画に伴い道路改良事業を実施及び府道等の整備並びに整備促進を図る。 ・本郷垣内線他 18路線 ・主要地方道亀岡園部線他 14路線	道路新設・拡幅・舗装事業に伴う主な内訳 ・道路改良・舗装工事 1式 ・測量設計業務委託他 1式 ・公有財産購入及び補償 1式	450,000
事業の目的	地域の実情に応じた市道・府道の整備改良に努め、生活道路の安全性、利便性の確保に向けた既設道路の整備を推進し、地域道路・広域道路等の整備を計画的に進める。		平成 22 年度	南丹市道の新設・拡幅・舗装道路計画に伴い道路改良事業を実施及び府道等の整備並びに整備促進を図る。 ・本郷垣内線他 18路線 ・主要地方道亀岡園部線他 14路線	道路新設・拡幅・舗装事業に伴う主な内訳 ・道路改良・舗装工事 1式 ・測量設計業務委託他 1式 ・公有財産購入及び補償 1式	450,000
事業の効果	道路の安全性・利便性の向上により安心・安全で快適な生活環境基盤が整えられ、更には地域経済の発展と地域活性化を図ることが出来る。					

個別事業計画書

所管部署：土木建築部 土木管理課

(単位:千円)

事業名	道路・橋梁維持管理事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる		根拠法令等	道路法			
	3 安全で快適な主要道路でつなぐ						
	(3)安全で快適な道づくり						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	南丹市管理道路施設の維持管理は、生活道路を基本として緊急的な箇所を優先的に整備する必要がある。また、橋梁の保守点検を実施し、整備した道路財産を長期的に維持するため長寿化計画を策定し、必要な耐震対策を進める必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	市道管理は、道路構造物の維持修繕、道路舗装の維持修繕及び橋梁の保守点検を実施する。	1.地元要望をふまえたうえで、優先順位をつけ、予算の範囲内で道路維持管理を行う。 2.園部・八木管内の橋梁(橋長15m以上)点検を行う。	95,105
具体的な実施内容	市道管理は、道路構造物の維持修繕、道路舗装の維持修繕を基本として実施する。また、橋梁で耐震対策が必要となり、25年度までに橋長15m以上の橋梁について長寿化計画を策定し、耐震対策の橋梁整備を計画的に推進する。			平成21年度	市道管理は、道路構造物の維持修繕、道路舗装の維持修繕及び橋梁の保守点検を実施する。	1.地元要望をふまえたうえで、優先順位をつけ、予算の範囲内で道路維持管理を行う。 2.日吉管内の橋梁(橋長15m以上)点検を行う。	132,420
事業の目的	道路及び橋梁の適切な維持管理をすることで、安心・安全の道路網を構築する。			平成22年度	市道管理は、道路構造物の維持修繕、道路舗装の維持修繕及び橋梁の保守点検を実施する。	1.地元要望をふまえたうえで、優先順位をつけ、予算の範囲内で道路維持管理を行う。 2.美山管内の橋梁(橋長15m以上)点検を行う。	175,420
事業の効果	道路・橋梁の適切な維持管理により道路資産の長期的維持が図れる。						

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位：千円)

事業名	バス運行事業		細事業名	スクールバス運行事業		新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる		根拠法令等	道路運送法					
	4 誰もが安心な地域交通システムをつくる			南丹市スクールバス条例					
	(1)バス交通								
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費			
現状の課題	小・中学校に通学する児童生徒の交通手段を確保並びに通学時に事故、犯罪、野生動物等から児童・生徒を守り安全を確保するためにバスを運行する必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	小・中学生の通学ためのスクールバス運行	利便性の向上 通学時の安全確保	73,798		
具体的な実施内容	小・中学生の通学のためのバスを運行する。			平成21年度	小・中学生の通学ためのスクールバス運行	利便性の向上 通学時の安全確保	71,396		
事業の目的	小・中学生の通学のためにバス運行を運行させる。			平成22年度	小・中学生の通学ためのスクールバス運行	利便性の向上 通学時の安全確保	70,946		
事業の効果	通学のための交通手段確保ができる。 通学時の安全確保ができる。								

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	バス運行事業		細事業名	市営バス運行事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる		根拠法令等	南丹市市営バス運行事業に関する条例			
	4 誰もが安心な地域交通システムをつくる			道路運送法			
	(1)バス交通						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	地域住民の交通手段を確保するために、生活交通としてのバスを運行をする必要がある。		平成20年度	バス路線運行 京北線 美山園部線 川谷線 日吉ダム線	交通弱者の利便性の向上	36,910	
具体的な実施内容	路線バスを運行する。		平成21年度	バス路線運行 京北線 美山園部線 川谷線 日吉ダム線	交通弱者の利便性の向上	36,238	
事業の目的	交通弱者に対しての交通手段を確保する。		平成22年度	バス路線運行 京北線 美山園部線 川谷線 日吉ダム線	交通弱者の利便性の向上	36,069	
事業の効果	地域住民の交通手段が確保できる。 年間 53,853人の利用						
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	バス運行事業		細事業名	生活路線バス運行事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる		根拠法令等					
	4 誰もが安心な地域交通システムをつくる							
	(1)バス交通							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	南丹市民の生活交通の維持確保を行うため、バス運行及び補助が必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市民の生活交通確保のため運行補助等の実施 地域の実情に応じた適切なバス運行の計画及び路線、等の検討を行う。	対前年度 利用者1%増	57,706	
具体的な実施内容	生活交通確保のためバス運行の委託を行う。また、民間事業者のバス運行継続のため補助を行う。			平成21年度	南丹市民の生活交通確保のため運行補助等の実施 地域の実情に応じた適切なバス運行の計画及び路線、等の検討を行う。	対前年度 利用者1%増	57,706	
事業の目的	市民の生活交通確保を行う。			平成22年度	南丹市民の生活交通確保のため運行補助等の実施。 地域の実情に応じた適切なバス運行の計画及び路線、等の検討を行う。	対前年度 利用者1%増	57,706	
事業の効果	事業実施により、市民の生活交通確保が図れる。							

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位：千円)

事業名	地域情報通信基盤整備事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例			
	5 双方向の情報通信基盤をつくる					
	(1)情報基盤					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	平成20年4月より市内全域でサービスを提供。今後は、ハード整備完了後のソフト面での運用や、CATV、インターネットの加入促進を図る必要がある。また、平成24年以後の園部地区の光ファイバー化の検討が必要。		平成20年度	共同受信施設伝送路整備工事 八木・美山地区での不用となった共同受信施設の撤去工事を実施する。	不用となった共同受信施設の撤去 美山:24箇所 八木:9箇所	105,971
具体的な実施内容	全域の光ファイバーケーブル網の完成を基礎に、市民の豊かな暮らしを支える充実した公共情報サービスを実現していく。		平成21年度	園部地区伝送路光ファイバー化工事準備 (平成23年度～平成25年度 実施予定)	園部地区における伝送路の光ファイバー化に向けた諸準備(通信局等との調整)	0
事業の目的	合併に伴い、旧園部町で実施してきたケーブルテレビを市内全域に拡張し、難視聴地域の解消と都市との情報格差をなくし、併せて行政情報の提供を始めとした行政サービスの充実を図るため実施する。		平成22年度	園部地区伝送路光ファイバー化工事準備 (平成23年度～平成25年度 実施予定)	園部地区における伝送路の光ファイバー化に向けた諸準備(通信局等との調整)	0
事業の効果	難視聴地域の解消、都市との情報格差解消、行政情報の提供を始めとした行政サービスの充実が図れる。					

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位:千円)

事業名	情報提供推進事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画 の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例			
	5 双方向の情報通信基盤をつくる					
	(2)情報提供					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市内全域にCATVネットワークを構築し、一定ハード面での整備は進んできた。また、デジタル対応の機器整備も完了した。今後は、ケーブルテレビの自主放送等のソフト面での情報提供サービスの充実を図っていく必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	CATV自主制作番組の充実及びホームページによる番組の動画配信等	行政情報やコミュニティ情報を映像により迅速に市民に提供し、行政や地域への関心を高め、地域の活性化を目指す。	0
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報化計画の策定及び見直しを行う。 ・CATV自主制作番組の充実及びホームページによる番組の動画配信を行う。 ・その他CATVネットワークを活用した情報提供サービスを行う。 		平成 21 年度	CATV自主制作番組の充実及びホームページによる番組の動画配信等	行政情報やコミュニティ情報を映像により迅速に市民に提供し、行政や地域への関心を高め、地域の活性化を目指す。	0
事業の目的	市民への映像による情報提供推進。		平成 22 年度	CATV自主制作番組の充実及びホームページによる番組の動画配信等	行政情報やコミュニティ情報を映像により迅速に市民に提供し、行政や地域への関心を高め、地域の活性化を目指す。	0
事業の効果	行政情報やコミュニティ情報を映像により迅速に市民に提供し、行政や地域への関心を高め、地域の活性化を図っていく。					

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位：千円)

事業名	情報リテラシー推進事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる		根拠法令等				
	5 双方向の情報通信基盤をつくる						
	(3)情報環境						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市内全域にCATVネットワークを構築し、一定ハード面での整備は進み、高速のインターネット環境も整備できた。今後はこれらを使いこなしていく利用者を増加させていくためにもパソコン講習会等ソフト面で充実を図っていく。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	パソコン講習会の実施等	パソコン講習修了者を、年20名以上とする。 CATVインターネットサービス利用者を30%まで増やしていく。	0
具体的な実施内容	パソコン講習会の実施等を行い、情報通信ネットワークの利活用を推進する。			平成21年度	パソコン講習会の実施等	パソコン講習修了者を、年20名以上とする。 CATVインターネットサービス利用者を30%まで増やしていく。	0
事業の目的	高度情報通信ネットワークを利用していただける利用者を増加させ、CATVネットワークへの加入者を増やしていく。			平成22年度	パソコン講習会の実施等	パソコン講習修了者を、年20名以上とする。 CATVインターネットサービス利用者を30%まで増やしていく。	0
事業の効果	市民が情報リテラシーを向上し、高度情報通信ネットワークでの様々なサービスを使いこなしていただける。						

個別事業計画書

所管部署：土木建築部 都市計画課

(単位:千円)

事業名	都市計画策定事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	都市計画法			
	6 にぎわいの市街地をつくる		生産緑地法			
	(1)都市計画		都市緑地法			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	合併による、新たな都市計画の基本的方針・基本計画を定める必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	都市計画マスタープランの作成 緑の基本計画の作成 生産緑地地区の指定業務 都市計画審議会等	都市計画区域内の土地利用及び緑地計画が明確となる。	9,076
具体的な実施内容	南丹市のまちづくりの方針・基本計画を定め、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動が図られるよう計画を策定する。 ・都市計画マスタープラン ・緑の基本計画 ・生産緑地地区の指定		平成21年度	都市計画マスタープランの作成 緑の基本計画の作成 生産緑地地区の指定業務 都市計画審議会等	都市計画区域内の土地利用及び緑地計画が明確となる。	4,576
事業の目的	市街化区域内の土地利用を明確化するとともに良好な市街地を形成することを目的とする。		平成22年度	都市計画審議会等	都市計画決定等について審議され良好な都市形成が図られる。	576
事業の効果	南丹市の都市計画区域内の土地利用の明確化がなされ、都市構造・交通体系等に係る事業の推進が図れる。					

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	経営改善普及事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	中小企業基本法			
	6 にぎわいの市街地をつくる		商工会法			
	(2)商業					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	中小商工業者からきめ細かい経営支援を求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	中小商工業者にきめ細かい経営支援を実施するため、商工会の経営改善普及事業活動を支援する	経営支援体制の整備 商工会組織率の向上	26,936
具体的な実施内容	商工会員である、地元小規模商工業者の経営の安定化と振興を図るため、商工会の行う経営改善普及活動に対して支援する。		平成21年度	中小商工業者にきめ細かい経営支援を実施するため、商工会の経営改善普及事業活動を支援する	経営支援体制の整備 商工会組織率の向上	26,945
事業の目的	魅力ある商業の集積を促すため、商工会の活動を支援し、中小商工業者の経営改善を図る。		平成22年度	中小商工業者にきめ細かい経営支援を実施するため、商工会の経営改善普及事業活動を支援する	経営支援体制の整備 商工会組織率の向上	26,945
事業の効果	高度で専門的な経営支援が受けられる。					

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	商工振興助成事業		細事業名				新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる		根拠法令等					
	6 にぎわいの市街地をつくる							
	(2)商業							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	郊外型大型店が増加した近隣市町に消費の流失が激しい。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	商工会の合併を記念し、今後の商業のあり方を研究する。	年間商品販売額の増加	3,397	
具体的な実施内容	商店街の現状を詳細に分析し、今後の商店街の振興策を計画立案するため、商工会が行う研究事業に対し支援する。			平成21年度	商店街の現状を分析し、今後の振興策を図るための調査研究費に助成する。	年間商品販売額の増加	2,000	
事業の目的	市内の商店街の活性化を図る。			平成22年度	商店街の現状を分析し、今後の振興策を図るための調査研究費に助成する。	年間商品販売額の増加	2,000	
事業の効果	商品販売額が増加する。							

個別事業計画書

所管部署：土木建築部 都市計画課

(単位:千円)

事業名	雨水排水事業		細事業名			新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる		根拠法令等	下水道法					
	6 にぎわいの市街地をつくる								
	(3)地域の核となる市街地整備と定住促進								
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費			
現状の課題	現状の市街地については、集中豪雨等による浸水被害が多く、早急な対策を行なうことが良好な市街地を形成するうえにおいて急務である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	天神川第1排水区の詳細設計	詳細設計 1式	24,886		
具体的な実施内容	近年、頻繁に起こる短時間の集中豪雨により市街地の浸水被害が多く、これを未然に防止するための排水路整備を行なう。			平成21年度	天神川第1排水区の整備	天神川第1排水区のうちA=1.1haの共用開始	35,216		
事業の目的	市街地における浸水被害を防止する。			平成22年度	天神川第1排水区の整備 園部川第4排水区の整備 吉富排水区の事業認可	天神川第1排水区のうちA=1.0haの共用開始 園部川第4排水区のうちA=0.79haの供用開始 事業認可図書の作成 1式	79,466		
事業の効果	市街地における浸水被害が防止され、良好な市街地が形成される。								

個別事業計画書

所管部署：土木建築部 都市計画課

(単位:千円)

事業名	土地区画整理事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	都市計画法			
	6 にぎわいの市街地をつくる		土地区画整理法			
	(3)地域の核となる市街地整備と定住促進					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	中心市街地の再整備を行なうとともに、新市街地の整備を行い、住環境の整備を行なうことにより定住化を促進し人口の増加に努めることが急務である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	建物移転、宅地区画の整備、区画道路の築造並びに道路舗装	物件移転 1式 宅地整備 1式 道路築造 1式 道路舗装 1式 ボーリング調査 1式 事業認可申請 1式	399,670
具体的な実施内容	中心市街地の再整備を街路事業と一体的に進め、公益機能の整備、既存商店街の集約等により中心市街地の再生に努める。また、JR駅周辺において新たな市街地整備を進めることにより、雇用の創出、定住人口の増加を図る。 ・本町土地区画整理事業A=2.5ha ・内林町土地区画整理事業A=23.0ha ・吉富駅西土地区画整理事業A=22.7ha ・八木駅西土地区画整理事業A=10.7ha		平成21年度	建物移転、宅地区画の整備、区画道路の築造、詳細設計、事業認可図書の作成	物件移転 1式 宅地整備 1式 道路築造 1式 道路舗装 1式 事業認可図書作成 1式	428,100
事業の目的	中心市街地の再整備により市街地の再生、JR駅周辺地区の新たな市街地整備により快適な住環境の創生及び定住促進を目的とする。		平成22年度	建物移転、宅地区画の整備、区画道路の築造、詳細設計、土地区画整理実施設計	物件移転 1式 宅地整備 1式 道路舗装 1式 土地区画整理実施設計 1式	415,100
事業の効果	密集市街地の防災効果、JR駅周辺整備による定住化により、中心市街地の活性化を支援するとともに人口増に寄与する。					

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位：千円)

事業名	美山中核整備事業		細事業名				新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる		根拠法令等						
	6 にぎわいの市街地をつくる								
	(3) 地域の核となる市街地整備と定住促進								
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費			
現状の課題	地域の中心地である和泉交差点周辺地域は、狭隘な道路状況にあり、通学児童をはじめとする歩行者の安全確保が課題である。また、消費動向の変化に伴い商店街の賑わいが薄れている状況である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	公衆トイレの建設 観光交流施設の建設	公衆トイレ建設 70㎡ 観光交流施設建設 190㎡	60,624		
具体的な実施内容	地域拠点である和泉交差点周辺地域において、バスターミナル、公衆トイレ、公園等の整備を総合的に行う。 また、同地域の商店街にコミュニティ道路、駐車場の整備を行うとともに、誰もが気軽に立ち寄れる観光交流施設を建設するなどにぎわいの創出を図る。			平成21年度	観光交流広場の整備	観光交流広場整備(駐車場を含む) A=2,135㎡	57,000		
事業の目的	歩行者にとって安全な交差点周辺地域の整備を行う。 誰もが気軽に立ち寄れる地域交流拠点を創出する。			平成22年度	地域防災施設の建設 コミュニティ道路の整備 観光交流イベントの実施	地域防災施設建設 木造2階建 65㎡ コミュニティ道路 L=100m 観光交流イベントの参加者数 1,000人 観光交流広場の来訪者数 200人/月(4～11月)	33,000		
事業の効果	地域の個性と魅力を活かしたにぎわいの拠点を創出する。								

個別事業計画書

所管部署：土木建築部 都市計画課

(単位:千円)

事業名	都市計画公園事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる		根拠法令等	都市公園法			
	6 にぎわいの市街地をつくる						
	(4)身近な公園緑地						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	新市街地の都市計画公園の整備が急務である。		平成20年度	内林町公園整備	内林町1号公園の供用開始	42,918	
具体的な実施内容	市街地において、魅力ある公園の整備を進め、地域のコミュニティや快適な居住空間を提供する公共空間として計画的に公園整備を進める。 ・横田公園、小山東町公園、内林町公園		平成21年度	横田5号公園、内林町2号、4号公園の整備	横田5号公園、内林町2号、4号公園の共用開始	74,468	
事業の目的	快適で潤いのある居住空間を形成するための、公園整備を進め、緑に包まれたまちづくりの推進を図る。		平成22年度	小山東町2号公園	小山東町2号公園の供用開始	19,868	
事業の効果	市民相互の憩いの場や、レクリエーションの場として活用される。						
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				

個別事業計画書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	児童老人会館管理運営事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等	南丹市児童館条例			
	1 共に生きるまちづくりを進める						
	(1)人権啓発の推進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や政策評価の体制整備が必要。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図る。	5,321
具体的な実施内容	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。			平成21年度	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図る。	5,311
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な遊びの場所を提供する。 ・児童の知識の普及向上。 ・健全な遊びや行事をととし、情操を豊かにする。 ・老人には憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図る。 			平成22年度	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図る。	5,301
事業の効果	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図っている。						

個別事業計画書

所管部署：市民部 市民課・教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	人権教育・啓発事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律			
	1 共に生きるまちづくりを進める			南丹市人権教育・啓発推進計画			
	(1)人権啓発の推進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	家庭・学校・地域社会・企業など、あらゆる世代や場において、様々な人権問題についての教育や啓発が推進される必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	人権教育講座の実施 人権啓発推進委員対象講演会の実施 駅や商業施設等での人権啓発活動の実施 人権啓発推進委員による地域研修会の開催	4講座 8講演会	5,990
具体的な実施内容	同和問題をはじめあらゆる人権問題の理解と認識を高めるため、講演会の開催や街頭啓発などを実施する。			平成21年度	人権教育講座の実施 人権啓発推進委員対象講演会の実施 駅や商業施設等での人権啓発活動の実施 人権啓発推進委員による地域研修会の開催	4講座 8講演会	5,900
事業の目的	市民一人ひとりの生命と人権を尊重し、差別を許さないまちづくりを推進する。			平成22年度	人権教育講座の実施 人権啓発推進委員対象講演会の実施 駅や商業施設等での人権啓発活動の実施 人権啓発推進委員による地域研修会の開催	4講座 8講演会	5,900
事業の効果	市内に人権尊重の理念を普及させ、理解を深めるための啓発活動を推進し、市行政をはじめ、関係組織・団体との連携を強めて市全体の人権意識の高揚を図ることができる。						

個別事業計画書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	地域センター推進事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等	南丹市文化センター条例			
	1 共に生きるまちづくりを進める			南丹市文化センター条例施行規則			
	(1)人権啓発の推進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や政策評価の体制整備が必要。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。	17,880
具体的な実施内容	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。			平成 21 年度	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。	18,425
事業の目的	地域及びその周辺地域の住民の社会的、経済的、文化的向上を図り、生活上の課題やさまざまな人権課題の解決に資するために講座の開設、就労相談等さまざまな相談事業や生活改善事業等を実施する。			平成 22 年度	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。	17,093
事業の効果	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。						

個別事業計画書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	男女共同参画推進事業		細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等	男女共同参画社会基本法			
	1 共に生きるまちづくりを進める			京都府男女共同参画条例			
	(2)男女共同参画社会の推進						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	男女共同参画に関する啓発や学習機会の充実が不十分である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、「男女共同参画行動計画」の策定や女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。	女性の登用率の向上 20% フォーラムの参加者数 200人 策定委員会開催 5回	5,655
具体的な実施内容	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、「男女共同参画行動計画」の策定や女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。			平成 21 年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。	女性の登用率の向上 20% フォーラムの参加者数 200人	3,837
事業の目的	一人でも多くの市民が、男女共同参画の意義を理解し、家庭や職場、地域活動等に活かす。			平成 22 年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。	女性の登用率の向上 30% フォーラムの参加者数 300人	3,837
事業の効果	男女が、共に支え合い、誰もが住みよいまちづくりの実現。						

個別事業計画書

所管部署：福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者虐待防止事業	細事業名	新継区分	継 続	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律		
	1 共に生きるまちづくりを進める				
	(3)虐待事象への対応				
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	高齢者の虐待が深刻な状況下にある。	平成 20 年度	高齢者の虐待が深刻な状況下であり、支援体制の強化を進めるため、高齢者支援ケースワーカーを置く。	虐待の早期発見・早期対応	2,630
具体的な実施内容	高齢者虐待防止ネットワーク委員を委嘱し、ネットワークを構築する。高齢者の支援策の協議等の実施で支援体制の強化を図る。 高齢者の虐待が深刻な状況下であり、支援体制の強化を進めるため、高齢者支援ケースワーカーを置く。	平成 21 年度	ネットワークの充実	虐待の早期発見・早期対応	2,630
事業の目的	総合的な虐待防止体制の強化。	平成 22 年度	ネットワークの充実	虐待の早期発見・早期対応	2,630
事業の効果	虐待の早期発見・早期対応ができるように、地域ぐるみのネットワークの充実を図れる。				2,630

個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	要保護児童対策事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	児童福祉法			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市要保護児童対策地域協議会設置要綱			
	(3)虐待事象への対応					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	近年保護者等による児童虐待が増加し、社会的な問題となっている。虐待を早期に発見し適切な対応を図る必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	児童虐待の早期発見や要保護児童対策地域協議会における関係機関等での情報交換や連携及び広報・啓発活動の推進	児童虐待の予防と地域子育て力の育成	804
具体的な実施内容	児童虐待の早期発見や要保護児童対策地域協議会における関係機関等での情報交換や連携及び広報・啓発活動の推進。		平成21年度	児童虐待の早期発見や要保護児童対策地域協議会における関係機関等での情報交換や連携及び広報・啓発活動の推進	児童虐待の予防と地域子育て力の育成	837
事業の目的	児童虐待の早期発見や予防を行い、家庭や児童のすこやかな発達を支援する。		平成22年度	児童虐待の早期発見や要保護児童対策地域協議会における関係機関等での情報交換や連携及び広報・啓発活動の推進	児童虐待の予防と地域子育て力の育成	837
事業の効果	児童虐待の予防や早期発見及び保護を行い関係機関等で家庭や児童の支援を推進する。					

個別事業計画書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位：千円)

事業名	自治振興組織推進事業		細事業名			新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く			根拠法令等				
	2 住民自治の地域づくりを進める							
	(1) 地域との協働の推進							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度			年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	過疎化・高齢化が進むとともに、地域間のつながりが無くなっている今日、地域と行政が一体となり地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりや人材の育成をめざすための自治振興組織が設立されたが、経験やノウハウを持つ行政の支援が必要である。			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	自治振興組織が行う活動に対し補助金を交付し、取り組みを支援するとともに、市の事務を委託し効率のよい行政運営を推進する。	自治振興組織の活動に対する補助金及び行政事務の委託に対する委託金 (地域と行政が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす自治振興会の活動運営に対し補助し、併せて、行政事務を委託し、南丹市の地域振興を推進する)	18,140
具体的な実施内容	南丹市の自治振興組織が行う活動への支援及び行政事務の委託。				平成21年度	自治振興組織が行う活動に対し補助金を交付し、取り組みを支援するとともに、市の事務を委託し効率のよい行政運営を推進する。	自治振興組織の活動に対する補助金及び行政事務の委託に対する委託金 (地域と行政が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす自治振興会の活動運営に対し補助し、併せて、行政事務を委託し、南丹市の地域振興を推進する)	18,140
事業の目的	地域振興。				平成22年度	自治振興組織が行う活動に対し補助金を交付し、取り組みを支援するとともに、市の事務を委託し効率のよい行政運営を推進する。	自治振興組織の活動に対する補助金及び行政事務の委託に対する委託金 (地域と行政が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす自治振興会の活動運営に対し補助し、併せて、行政事務を委託し、南丹市の地域振興を推進する)	18,140
事業の効果	地域振興の中心的組織として、市と連携した業務推進が図れる。							

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位：千円)

事業名	自治振興補助事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等	南丹市自治振興補助金交付要綱			
	2 住民自治の地域づくりを進める						
	(2)地域づくり						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	行政区が所有・管理する集会所や公園等の施設の整備や改修を行うには多大な費用を要するが、その財源が十分ではないため。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	集会所の新築や改築事業、公園等の新設や改良事業、里山の整備などのふるさとづくり事業等に対して補助金を交付する。	地域自治の振興、地域コミュニティの活性化	20,000
具体的な実施内容	行政区が主体となって行う事業(集会所の新築や改築、公園等の新設や改良、里山等の整備、地域組織の基盤構築)に対し、事業費の2分の1を限度として補助金を交付することで、集落の自主的な活動を支援する。			平成21年度	集会所の新築や改築事業、公園等の新設や改良事業、里山の整備などのふるさとづくり事業等に対して補助金を交付する。	地域自治の振興、地域コミュニティの活性化	20,000
事業の目的	地域社会の健全な発展やコミュニティ形成の推進を図る。			平成22年度	集会所の新築や改築事業、公園等の新設や改良事業、里山の整備などのふるさとづくり事業等に対して補助金を交付する。	地域自治の振興、地域コミュニティの活性化	20,000
事業の効果	自治振興やコミュニティ推進の拠点となる集会所や公園等の整備を推進することができる。						

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	集落活性化支援事業		細事業名				新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等					
	2 住民自治の地域づくりを進める							
	(2)地域づくり							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	行政区で少子高齢化の進行が著しい集落では、集落の維持が困難である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	集落における実状を把握するため実施した聞き取り調査の集計。	集落の現状把握。 地域住民の集落再生に向けた意識の高揚。	0	
具体的な実施内容	少子高齢化が著しく進み集落の維持が困難な地区において、集落再生に繋がる活動に対し支援策を講じる。			平成21年度	取りまとめた結果により支援策の構築を検討。	集計結果により必要な支援策の構築。	0	
事業の目的	地域コミュニティ形成の推進を図る。			平成22年度	少子高齢化の進行が著しい行政区の活性化を図るために地区の活動及び集落再生に繋がる地区について支援策を講じる。	自治振興やコミュニティ推進を図ることにより集落の活性化に繋げる。	500	
事業の効果	自治振興やコミュニティ推進を図ることにより集落の活性化に繋がる。							

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	パートナーシップ推進事業	細事業名		新継区分	新規	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる					
	(1) 協働と市民参画の仕組みづくり					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	様々なまちづくりに関する取り組みについて、市民協働のあり方を重視した推進は不十分で、行政・市民ともに意識の変革が求められる。その前段として、市民協働の定義付けや、市民との意思疎通を図る必要がある。		平成 20 年度	住民参加条例制定に向けた審議会の開催 住民参加条例の制定 協働について市民とともに考える場を設置する 大学連携による講座の開設	審議会の開催 7回 協働研究会の開催(職員向け) 2回 協働をテーマとする座談会の開催(市民向け) 4回 大学との連携による公開講座の開催 2回	867
具体的な実施内容	南丹市における「市民協働」の在り方を、職員及び市民が協働フォーラムの開催などを通じて共通認識を持つとともに協働の意識を高め合い、市民が主体となって推進できる取り組みを検討する。 また産学官の連携を推進し、知的資源の活用等によりさらに自立した活力ある地域づくりを推進する。		平成 21 年度	協働について市民とともに考える場を設置する 地域連携支援組織の設立 大学連携による講座の開設	協働研究会の開催(職員向け) 2回 協働をテーマとする座談会の開催(市民向け) 4回 地域連携支援組織の設立 大学との連携による公開講座の開催 2回	200
事業の目的	行政運営に市民も参画する土壌を構築する。		平成 22 年度	協働フォーラムの開催 地域連携支援会議の推進 大学連携による講座の開設	協働研究会の開催(職員向け) 2回 協働フォーラムの開催(市民向け) 1回 大学との連携による公開講座の開催 2回	190
事業の効果	「自らのまちづくりは自らの手で行う」という意識を市民が持つ。					

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	審議会等市民参画推進事業		細事業名			新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等				
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる						
	(2) 政策決定や計画段階での協働						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	開かれた市政の推進、市民と協働で進める市政の運営が求められ、政策の決定や計画段階での市民の参画を積極的に進める必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	各種審議会や委員会等に市民の参画を推進するため、検討を行う。	行政内部のルールづくりを目指す。	0
具体的な実施内容	行政の各種計画の樹立や管理運営に関し、市民が参画する仕組みづくりを検討する。			平成21年度	各種審議会や委員会等に市民の参画を推進するため、検討を行う。	市民意識の定着を目指す。	0
事業の目的	市政に参画する市民を増やす。			平成22年度	各種審議会や委員会等に市民の参画を推進するため、検討を行う。	参画市民の拡大を目指す。	0
事業の効果	まちづくりに対する市民の主体性の向上。						

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	市民協働推進事業		細事業名				新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等					
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる							
	(3)実施段階での協働							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	まちづくりにおいて、市民との協働による取り組みがあまり見受けられない。		平成20年度	協働で行うまちづくりの取り組みを検討する。	協働事業の拡充と定着を目指す。	0		
具体的な実施内容	様々な分野において、協働により実施する事業を見出し、市民の主体的な関わりの広がりにより、市民との協働による取り組みを実施する。		平成21年度	協働による様々な取り組みを展開する。	協働事業の拡充と定着を目指す。	0		
事業の目的	市民の手による元気な地域づくりの展開を目指すとともに、地域の課題等の解決を図る。		平成22年度	協働による様々な取り組みを展開する。	協働事業の拡充と定着を目指す。	0		
事業の効果	まちづくりに積極的に参画する市民を増やし、自らの地域を自らの手で築く意識の高揚と、が創出される。							
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費					

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位:千円)

事業名	地域づくり出前講座実施事業		細事業名			新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等				
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる						
	(4)より多くの市民参画						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	一方的な広報のみに重点が置かれ、市民の行政参加の前提となる広聴機能が不足している。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	市民からの申請により随時「出前講座」を実施する。	市民のニーズに応じた情報を提供し、市民が市政を理解して、地域づくりを積極的に進めることに役立てていただく。また、市民との対話の機会の充実を図り、広聴システムの充実に努める。	50
具体的な実施内容	市民の皆さんに地域づくりに役立てていただくため、予め定めたテーマの中から講座を選んでもらい、担当職員が講師として出向き、市の事業や施策などについて説明する。			平成21年度	市民からの申請により随時「出前講座」を実施する。	市民のニーズに応じた情報を提供し、市民が市政を理解して、地域づくりを積極的に進めることに役立てていただく。また、市民との対話の機会の充実を図り、広聴システムの充実に努める。	50
事業の目的	広域となった市域の隅々まで要望があれば職員が出て行くことで、市民の市政への参画意識の醸成につなげる。			平成22年度	市民からの申請により随時「出前講座」を実施する。	市民のニーズに応じた情報を提供し、市民が市政を理解して、地域づくりを積極的に進めることに役立てていただく。また、市民との対話の機会の充実を図り、広聴システムの充実に努める。	50
事業の効果	市民のニーズに応じた情報を提供し、市民が市政を理解して、地域づくりを積極的に進めることに役立てていただける。						

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	達人バンク推進事業		細事業名				新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等					
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる							
	(5)南丹市達人バンク(仮称)の設置							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	多彩なアイデア、豊富な知識や優れた技能をもつ市民が地域に多く存在するが、それらを発揮して活躍できる仕組みができていない。		平成20年度	達人バンク(仮称)の仕組みを検討する。	様々な分野で活躍する人材の掘り起こし。 市民と行政の連携を深める。	0		
具体的な実施内容	市域に存在する多様な人材を掘り起こし、求める市民に情報を提供できる仕組みとともに、優れた技能等を持った市民が活躍できる場をつくる。		平成21年度	達人バンク(仮称)制度の確立。	様々な分野で活躍する人材の掘り起こし。 市民と行政の連携を深める。	0		
事業の目的	地域と人を結ぶ仕組みを構築する。		平成22年度	達人バンク(仮称)制度の運用。	様々な分野で活躍する人材の掘り起こし。 市民と行政の連携を深める。	0		
事業の効果	市民のキャリアやスキルを活かせるまちづくりの推進。							
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費					

個別事業計画書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	産官学公連携協議会推進事業		細事業名				新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等					
	4 大学等と連携し、ともにまちをつくる							
	(1)連携のための仕組みづくり							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	異業種のノウハウを結集して、地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりを進める必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	活動の推進により、まちづくりへの色々な提言してもらえる。	730	
具体的な実施内容	産官学公連携協議会及び4プロジェクトが行う事業への補助。			平成21年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	活動の推進により、まちづくりへの色々な提言してもらえる。	730	
事業の目的	市民だけでなく、異業種間の意見を聞き、地域発展の仕組みづくりを考える場とする。			平成22年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	活動の推進により、まちづくりへの色々な提言してもらえる。	730	
事業の効果	各層での思いをまとめ、地域振興に寄与する。						730	

個別事業計画書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	佛教大学連携事業		細事業名				新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等						
	4 大学等と連携し、ともにまちをつくる								
	(2)ともに育む「教育のまち南丹市」								
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費			
現状の課題	学生等の交流が少なく、ともに新しいまちづくりの構想を考える機会が少ない。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	フォーラムの開催 学生の受け入れ	都市住民(学生)との交流により、 新たな発想が出てくる	210		
具体的な実施内容	南丹市と協定している佛教大学との連携により、まちづくりを考えるフォーラムの開催や、大学生の受け入れを行う。			平成21年度	フォーラムの開催 学生の受け入れ	都市住民(学生)との交流により、 新たな発想が出てくる	210		
事業の目的	都市住民(学生)との交流により、新たなまちづくりを考える機会を作る。			平成22年度	フォーラムの開催 学生の受け入れ	都市住民(学生)との交流により、 新たな発想が出てくる	210		
事業の効果	都市住民(学生)との交流により、新たな発想が出てくる。								

個別事業計画書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	新規就農支援事業	細事業名		新継区分	継 続	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法			
	5 未来を担う人づくりを進める					
	(2)産業を担う人材育成のための支援					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	農業をめぐる環境は従事者の高齢化、兼業化の進行とこれに伴う担い手の減少が顕在化している。そのため新規就農希望者の受入は必要であるが、受け入れる体制(空き家、農地、指導者等)が一体的に準備できていない。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	新規就農研修 償還助成件数4件	新規就農から農業者への育成支援を行うことにより、地域担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。	2,160
具体的な実施内容	研修を必要とする新規就農志望者で、その研修に要する経費の一部を支援する。また、研修後引き続き5年以上市内において営農する者に研修資金償還がある場合、償還金の一部を助成する。		平成21年度	新規就農研修 償還助成件数4件	新規就農から農業者への育成支援を行うことにより、地域担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。	2,160
事業の目的	農業の担い手が不足しているため、意欲のある新規就農者を育成する。		平成22年度	新規就農研修 償還助成件数7件	新規就農から農業者への育成支援を行うことにより、地域担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。	4,320
事業の効果	新規就農者の育成により地域農業の活性化を図る。					

個別事業計画書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	まちづくり活性化支援事業		細事業名			新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等				
	5 未来を担う人づくりを進める						
	(3) 地域とまちを担う人材育成のための支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民や地域が一体となり、自らの地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりや人材の育成をめざす活動をおこなっていくことがむずかしい。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくための、核となる活動組織への事業実施の補助金	活動の推進により、まちづくりへの色々な方向性を提言してもらえる。	270
具体的な実施内容	地域が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりや人材の育成をめざす組織の活動を支援する。			平成21年度	南丹市美山町のまちづくりを推進していくための、核となる活動組織への事業実施の補助金	活動の推進により、まちづくりへの色々な方向性を提言してもらえる。	270
事業の目的	市民が集い意見を交わす中で、地域発展の仕組みづくりを考える土台作りを目指す。			平成22年度	南丹市美山町のまちづくりを推進していくための、核となる活動組織への事業実施の補助金	活動の推進により、まちづくりへの色々な方向性を提言してもらえる。	270
事業の効果	まちづくり及び地域振興の発展に寄与する。						270

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	国際交流事業		細事業名			新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等				
	5 未来を担う人づくりを進める						
	(3) 地域とまちを担う人材育成のための支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	著しい国際化の中で、適切な国際感覚の定着は不十分で、外国人との友好的な関係を築くうえで、様々な体験等を通じた異文化理解の意識の高まりが必要である。		平成20年度	日吉国際交流協会への補助金交付 市域国際交流組織の結成に向けた協議を行う	南丹市国際交流協会(仮称)の組織化に向けた検討会議 5回	136	
具体的な実施内容	適切な国際感覚を養うため、国際交流フォーラムの実施や市民等を対象とした各種交流事業を実施する。また、市民により組織された国際交流組織の活動を支援する。		平成21年度	南丹市国際交流協会(仮称)の設立 市域を対象にした国際交流事業の実施(委託)	国際交流フォーラムの実施 1回 国際交流事業の実施 7回	413	
事業の目的	適切な国際感覚を身につけ、外国人との友好的で良好な関係を築く。		平成22年度	市域を対象にした国際交流事業の実施(委託)	国際交流フォーラムの実施 1回 国際交流事業の実施 7回	399	
事業の効果	国際感覚が身につくことで、国際社会に対応し、南丹市から世界に情報発信できる人材が育成できる。						
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位：千円)

事業名	広報広聴推進事業		細事業名	ホームページ充実事業		新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く			根拠法令等	南丹市広報広聴事務取扱規程			
	6 行財政改革を推進する							
	(1) 情報公開と電子自治体の構築							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	事業や制度など、市から発信すべき情報が随時更新できていない。また、障がいのある方に対応できる機能も少なく、誰もが利用しやすいホームページに向けた取り組みが急務である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 各担当課から随時情報発信できるシステムの検討と体制の整備 誰もが利用しやすいホームページの検討 	各担当課から随時情報発信できる体制の構築	273	
具体的な実施内容	情報がリアルタイムに更新・発信できるシステムの導入と、各担当課から常に情報が発信される体制の整備を行う。 また、誰もが利用しやすいホームページの作成に向けた継続的な検討と取り組みを行う。			平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 各担当課から随時情報発信できるシステムの導入と最新情報の発信 誰もが利用しやすいホームページへの変更と更なる検討 	アクセス数：前年度比30%増	4,074	
事業の目的	各担当課が最新情報を市民に届けられ、障がいのある方でも利用しやすいホームページの作成と運営。			平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 各担当課からの最新情報の発信 誰もが利用しやすいホームページへの変更と更なる検討 	アクセス数：前年度比20%増	714	
事業の効果	市政内容を市民や全国に配信し、市政に対する理解と認識の促進が図れる。結果、市民が行政に関心を持つことになり、しいては市民等の思いや意見を把握できることにつながる。							

個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位:千円)

事業名	広報広聴推進事業		細事業名	広報充実事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等	南丹市広報広聴事務取扱規程			
	6 行財政改革を推進する						
	(1) 情報公開と電子自治体の構築						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	多数の広報媒体の中で「広報なんたん」、「お知らせなんたん」、「CATV」等の各々の特長を活かした広報活動を充実し、市政を市民に周知し市政に対する理解と認識を深める必要がある。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	「広報なんたん」誌(隔月刊、年6回発行)については、特集記事を中心に記事を充実し、「お知らせなんたん」紙(月2回、年24回発行)については行事事等即時的記事を中心に広報の充実を行う。(各14,000部)	広報アンケートを実施し、市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努め、より多くの市民に現状を知ってもらう。	8,482
具体的な実施内容	広報媒体毎の特長を活かした広報を行う。			平成21年度	「広報なんたん」誌(隔月刊、年6回発行)については、特集記事を中心に記事を充実し、「お知らせなんたん」紙(月2回、年24回発行)については行事事等即時的記事を中心に広報の充実を行う。(各14,000部)	広報アンケートを実施し、市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努め、より多くの市民に現状を知ってもらう。	8,508
事業の目的	効率的・効果的な広報媒体で、市政を市民に周知し、市政に対する理解と認識を深める。			平成22年度	「広報なんたん」誌(隔月刊、年6回発行)については、特集記事を中心に記事を充実し、「お知らせなんたん」紙(月2回、年24回発行)については行事事等即時的記事を中心に広報の充実を行う。(各14,000部)	広報アンケートを実施し、市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努め、より多くの市民に現状を知ってもらう。	8,508
事業の効果	上記目的を果たすことができる。						

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 情報推進課

(単位:千円)

事業名	電子自治体推進事業		細事業名			新継区分	継 続	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等					
	6 行財政改革を推進する							
	(1) 情報公開と電子自治体の構築							
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	制度改正や新規事業及びハードウェアの故障等に対応し、情報システムの効率的な運用と安定稼動のため、不断に保守管理を行うとともに技術革新の早い情報システムの更新に向けた検討が必要である。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	行政情報システムの保守と更新への検討	情報システムの安定稼動により、市民へのサービスの確保が行える。	59,481	
具体的な実施内容	庁内各業務システムの管理運営を通じて、南丹市の電子自治体化を推進する。			平成21年度	行政情報システムの保守と更新への検討	情報システムの安定稼動により、市民へのサービスの確保が行える。	58,971	
事業の目的	南丹市の保有する情報資産を保護し、行政情報システムを継続的かつ効率的に運用することを目的とする。			平成22年度	行政情報システムの保守と更新への検討	情報システムの安定稼動により、市民へのサービスの確保が行える。	58,971	
事業の効果	市民の個人情報及び市政に関する重要情報を保護し、システムの継続的かつ効率的な運用により、安定した行政サービスの提供と市民の信頼の確保ができる。							

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 企画推進課

(単位:千円)

事業名	行政評価推進事業	細事業名		新継区分	新規	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	6 行財政改革を推進する					
	(2) 効率的な行財政運営					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市民や第三者機関を交えた事務事業や政策などの行政評価に取り組めておらず、早急な対応が必要である。		平成20年度	行政評価検討会議 市民モニター制度設置と市民評価の実施	行政評価検討会議 3回 内部事務事業評価による見直し 50事業以上 市民評価 実施	311
具体的な実施内容	市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や政策評価体制の整備を行う。 評価結果に基づいた今後の方向性等について、市民や学識経験者の意見を聞く。		平成21年度	行政評価検討会議 市民モニター制度による市民評価の実施	行政評価検討会議 3回 内部事務事業評価による見直し 100事業以上 市民評価 実施	320
事業の目的	効率的で効果的な行財政運営を確立するとともに、まちづくりに有効的な事業を展開する。		平成22年度	行政評価検討会議 市民モニター制度による市民評価の実施	行政評価検討会議 3回 内部事務事業評価による見直し 150事業以上 市民評価 実施	313
事業の効果	総合振興計画に基づいた中で、市民等のニーズを的確に捉えた事業の展開が効率よく推進できる。					

個別事業計画書

所管部署：市民部 市民課

(単位:千円)

事業名	諸証明発行サービス事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律			
	6 行財政改革を推進する					
	(2) 効率的な行財政運営					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	過疎化が進んでいるなか、住民の利便性につなげるサービスが求められる。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	市内6ヶ所の郵便局において引き続き証明書交付事務を実施していく。	郵便局における証明書取扱い件数を1ヶ月120件とし、年間1,440件とする。	833
具体的な実施内容	住民票の写し等の証明書交付事務を市内6ヶ所の郵便局において取り扱う。		平成 21 年度	市内6ヶ所の郵便局において引き続き証明書交付事務を実施していく。	郵便局における証明書取扱い件数を1ヶ月120件とし、年間1,440件とする。	833
事業の目的	過疎地域における住民サービスの向上を目指す。		平成 22 年度	引き続き証明書交付事務を実施していくが、取扱い郵便局や証明書交付事務以外の委託事務も検討していく。	郵便局における証明書取扱い件数を1ヶ月120件とし、年間1,440件とする。	833
事業の効果	身近な郵便局で証明書が交付できるため、高齢者や交通弱者の利便性が向上する。					

個別事業計画書

所管部署：総務部 財政課

(単位:千円)

事業名	未利用財産の適正管理及び処分	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市公有財産規則			
	6 行財政改革を推進する		南丹市市有土地の処分に関する規則			
	(2) 効率的な行財政運営		南丹市公有財産等の処分等に関する検討委員会要綱			
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市有地等の中には有効活用されず、単に市の財産として保有している土地等にも管理経費が必要となるため、早期にこれら財産の活用方針や処分方針の検討が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	①草刈業務の委託 ②未利用地の早期処分 ③民間の宅建業者の媒体を活用した市有地(平成台分譲地)の早期処分	①未利用土地の維持管理が図れる。 ②市有地(平成台分譲地等)の処分により、管理経費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる。	3,616
具体的な実施内容	未利用土地の適正な管理を行うとともに、管理にかかる費用の削減と税外収入を確保するため、早期にこれらの処分ができる体制づくりを行い、順次財産処分を実施する。		平成 21 年度	①草刈業務の委託 ②未利用地の早期処分 ③民間の宅建業者の媒体を活用した市有地(平成台分譲地)の早期処分	①未利用土地の維持管理が図れる。 ②市有地(平成台分譲地等)の処分により、管理経費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる。	4,133
事業の目的	①未利用土地の維持管理を図る。 ②未利用土地の早期処分により、管理経費の削減とともに税外収入の確保を図る。		平成 22 年度	①草刈業務の委託 ②未利用地の早期処分 ③民間の宅建業者の媒体を活用した市有地(平成台分譲地)の早期処分	①未利用土地の維持管理が図れる。 ②市有地(平成台分譲地等)の処分により、管理経費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる。	4,133
事業の効果	①未利用土地の維持管理が図れる。 ②未利用土地の処分により、管理経費が削減されるとともに、税外収入の確保や債務の減少につながる。					

個別事業計画書

所管部署：企画管理部 人事秘書課

(単位:千円)

事業名	職員研修事業	細事業名	新継区分	継 続		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	地方公務員法（第38条 研修）			
	6 行財政改革を推進する		南丹市職員服務規程（第8条 研修）			
	(3)行政サービスと職員の資質向上					
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、研修が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市主催研修の実施（講師派遣委託料） ・職場外研修への派遣（研修旅費、研修参加負担金） 	課題発見能力、政策立案能力、対人関係能力、各種実務能力等、行政運営に貢献できる能力、資質の向上	947
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なテーマ設定による、独自の庁内研修(全体及び階層別)の企画、実践。 ・職場外研修への職員の積極的な派遣。 		平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市主催研修の実施（講師派遣委託料） ・職場外研修への派遣（研修旅費、研修参加負担金） 	課題発見能力、政策立案能力、対人関係能力、各種実務能力等、行政運営に貢献できる能力、資質の向上	1,254
事業の目的	市民の信頼に応えることのできる人材づくりを目指し、職員の意識改革、能力向上と職場の活性化を図る。		平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・南丹市主催研修の実施（講師派遣委託料） ・職場外研修への派遣（研修旅費、研修参加負担金） 	課題発見能力、政策立案能力、対人関係能力、各種実務能力等、行政運営に貢献できる能力、資質の向上	1,254
事業の効果	職員の資質向上と良好な職場環境の構築。					

個別事業計画書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	新庁舎建設検討事業		細事業名			新継区分	新規
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く		根拠法令等				
	6 行財政改革を推進する						
	(4) 施設配置の見直しと庁舎の整備						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	現庁舎は建築後30年が経過し耐震性に問題があり、大地震の災害時の復旧・復興の拠点として機能できない。狭隘であり機構集中、行政需要の拡大に伴い窓口が分散化し行政サービス上、業務上も非効率である。		平成20年度	庁舎建設の基本方針の検討を始める。	建設年度、場所、建設基金の検討を行う。	0	
具体的な実施内容	新庁舎建設の検討。		平成21年度	庁舎建設の基本方針の検討を行う。	建設年度、場所、建設基金の検討を行う。	0	
事業の目的	新庁舎建設。		平成22年度	庁舎建設の基本方針の検討を行う。	建設年度、場所、建設基金の検討を行う。	0	
事業の効果	事務能率、市民サービスが向上する。						